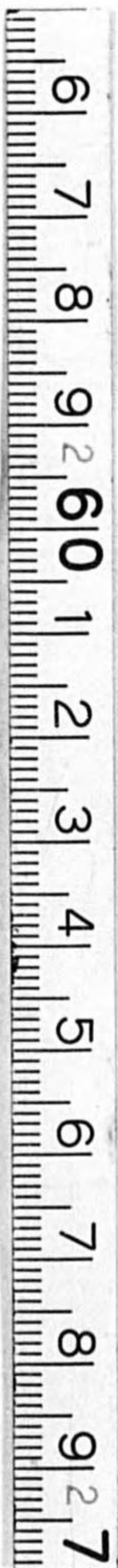


298

298-19

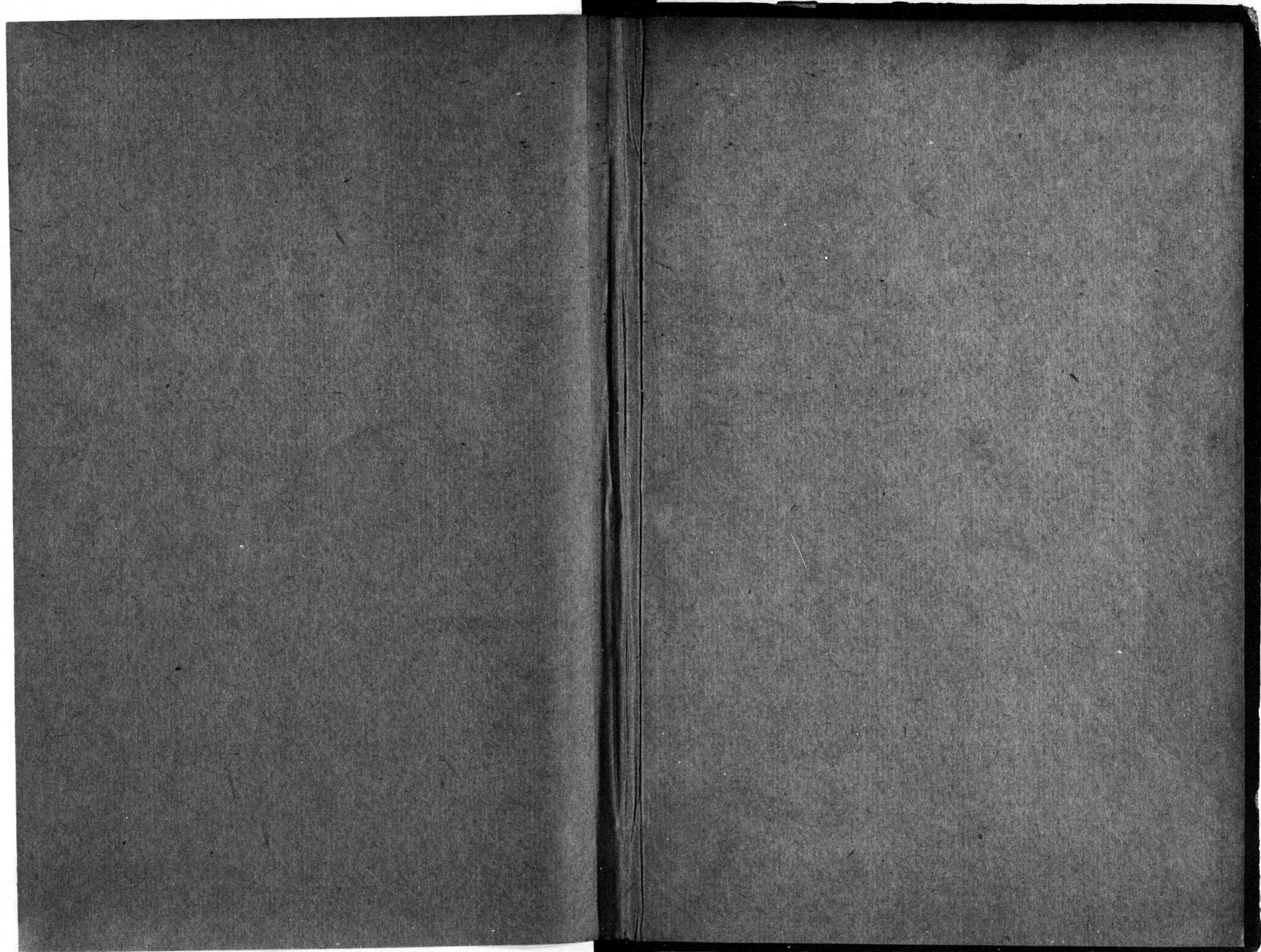


1200501366614



始

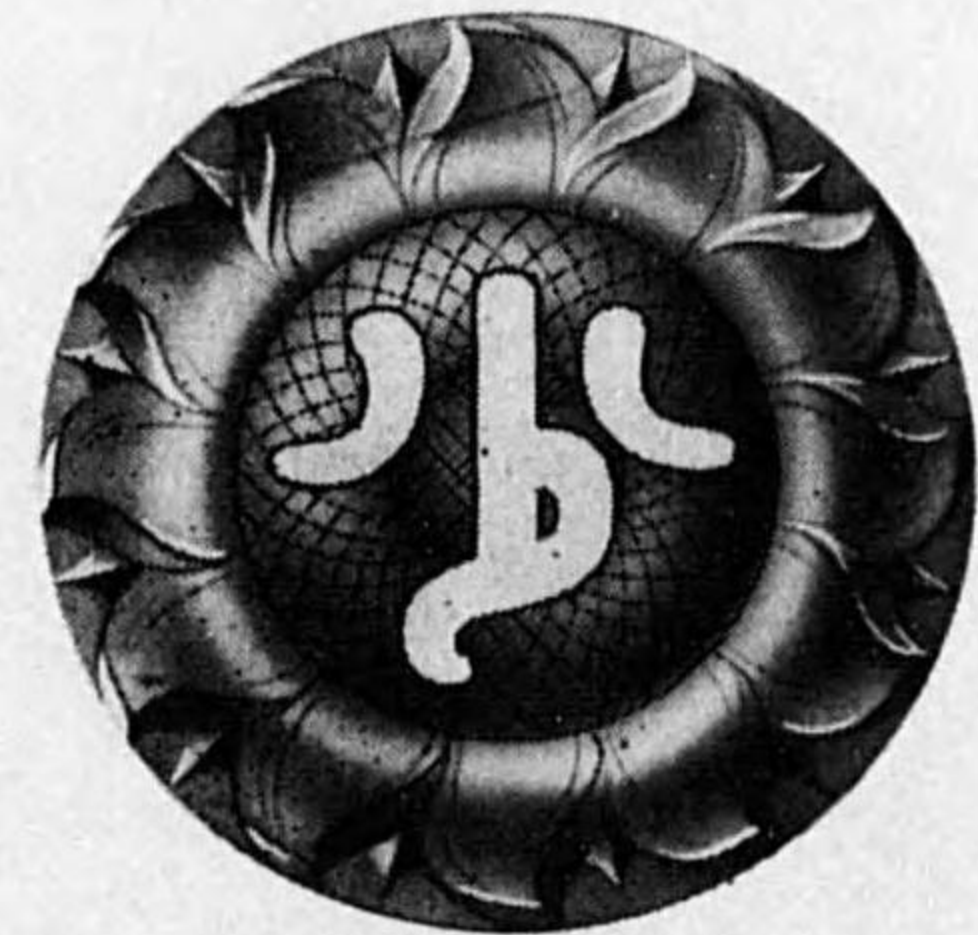




浪速少年院の教養

第一輯

浪速少年院の教養



花のりはまひ

昭和四年五月



例言

一、国立浪速少年院は我國矯正院の一にして、大正十二年一月の創建にかゝり、少年法第四條及民法第八百八十二條の規定による少年を收容し、之れが保護教養を掌る特殊の教育的道場である。

一、本書は我が浪速少年院に於ける教官及醫官の調査報告を輯録せるものにして、主として本院教養の實際を叙説し、兼ねて少年の本質を闡明して、保護教育の歸趨を究めん事を期したものである。

一、保護少年教養の事たる、固より至難の業に屬す、殊に矯正院の事業たる、實に我國最初の試みにして何等先蹤の據るべきなく、眞に暗中に摸索して歩を進むるの概がある。本書は過去六ヶ年に於ける吾等の乏しき體驗の如實なる記録に過ぎず、論じて行はれず、究めて盡くさざる處極めて多かるべきも、敢へて江湖に問ふ所以のものは、幸に世の叱正と指教とを仰ぎ得て、吾等の蒙を啓き、吾等の進むべき道を示さるゝを得ば斯業達成の爲め、欣快之れに過ぐるものなきが故である。

一、本書收載する處の寫眞は其一二を除き悉く教官松岡氏の撮影にかゝる、特に記して其勞を多とする。

昭和四年五月下澣

北攝春日村莊に於て

小川 恂 臧

浪速少年院の教養 第一輯

目次

一 保護少年の教養に就いて……………	小川 恂 臧……………	一
二 浪速少年院收容少年と處遇概説……………	池口 尙 夫……………	九
一、收容少年の質的關係……………	……………	一〇
入院時の生活年齢……………入院時の精神年齢……………入院時學力檢定の結果と入院前就學程度……………入院時に於ける保護者の生計……………入院前の職業……………入院時の境遇……………實父母の存否……………不品行爲初發年齢と入院時年齢との比較……………性的關係及其他の惡癖……………犯罪地分布狀態と罪質……………浮浪逃走に就いて……………收容者の成績……………	……………	……………
二、處遇概説……………	……………	三
設備……………教育施設……………寮舎教育……………洗心寮……………學寮……………家族寮……………學科教育……………實科教育……………情操教育……………徽章及麗日旗……………	……………	……………
三 智能及年齢と罪質との關係……………	池口 尙 夫……………	五二
精神薄弱兒の問題……………年齢と罪質……………知能と罪質……………結論……………	……………	……………
四 精神薄弱者教育の實際……………	松岡 眞 太郎……………	七〇
一、序論……………	……………	……………
1 學科教育、職業指導の概要……………學科教育……………職業指導……………2 劣等兒及精神薄弱者に就いて……………	……………	……………

目次

一

智能階級による分布……本院に於ける分布……教案を樹立するに必要な統計
二、教育の實際……………九〇

1 算術教育……數へること……加法……減法……乘法……除法……2 讀方教育……讀むこと……語句の教授……意志發表……3 感覺教育……觸覺の練習……壓覺の練習……臭覺の練習……視覺の練習……4 結論

五 農園の施設經營並に其教育的効果……………千田光郎……………一五三

保護教育と農業……耕地……耕種……果樹園……蔬菜園……花卉園……庭園……家畜及家禽……肥料及飼料……帳簿及雜報……結論

六 木工科教授の實際……………千葉憲雄……………一八六

木工教授の趣旨……教育的効果……教付に就いて……製作品に就いて……製圖……工作法……管理……教授上の施設……工具取扱保存心得

七 圖畫教育に就いて……………中川貫一……………一九七

教授の實際……圖畫に現はるゝ心の動き

八 保護教育所の施設經營……………小川恂臧……………二〇五

地の利……美育的施設……授産的施設……人の和……清規三則

九 院生心身診査の概況……………霜鳥喜逸……………二二一

精神的診査の概況……遺傳的關係……精神狀態……身體的診査の概況……體格及發育……榮養……入院時の帶患狀態……主なる疾病……豫後

一〇 院生の体型に就いて……………中西孝……………三三

身長……胸圍……體重……頭圍……体型

一一 齒科診療一班……………藤田順藏……………三六

一二 保護教育資料及統計圖表索引……………三三

一三 浪速少年院要覽……………一

一四 矯正院法……………七

一五 矯正院處遇規定……………九

挿繪

浪速少年院全景……………九 浪速少年院平面圖……………要覽六、三

〔建築〕 應舎……………一〇 講堂……………三五

食堂……………三六 第八家族寮(至誠寮)……………四一

〔寮舎教育〕 第四學寮自習室……………三九 第三家族寮自習室……………四一

學寮体操……………四〇 浴室(驟雨浴)……………四〇

〔學科教育〕 學科教室……………七六、七七 理科標本室……………七六、七七

精神薄弱者教授用具……………九〇、九一 感覺練習用具……………九〇、九一

目次……………三

軍事教練(其一)分列式……………	四三・四三	軍事教練(其二)野外演習……………	四三・四三
〔實科教育〕			
果樹及蔬菜園……………	一七	花卉園……………	一六
庭園(其一)日向ヶ丘……………	一七・一七	庭園(其二)翠ヶ池……………	一七・一七
養豚……………	一七	木工教室……………	一八
印刷教室……………	四・四	籐工教室……………	四・四
野外労働……………	五〇・五一	實科製作製産品……………	一六・一七
製作品即賣會……………	一六・一七		
〔娛樂的施設〕			
クリスマス(其一)職員子弟唱歌……………	四・四	クリスマス(其二)院生バントチーム……………	四・四
遠足……………	五〇・五一	運動會(バスケットボール)……………	四
〔醫務施設〕			
保養室……………	三八	齒科診療室……………	三六
手術室……………	三九		
〔心性考査〕			
心理研究室……………	五	圖書に現はるゝ心の動向……………	一〇四・一〇五
屏繪カット……………	浪速少年院徽章		

保護少年の教養に就いて

矯正院長 小川 恂 臧

近代文化の畸形的發達と、産業の急足なる進展とに伴ひ特殊の保護を要する少年の數、都鄙を通じて著るしく増加の趨勢を示し、熟中我が大阪の如きは其最たるものにして、非行少年の數一ヶ年實に八千名の多きに上ると稱せられてゐる。全國的に之を見れば其數無慮十數萬を以て算すべく、少年の前途を誤り、社會の不安を醸すの大なるは言ふに及ばず、斯かる少年を出せる家庭の悩みの甚深なるべきは實に豫想の外にあるのである。余等斯業に従事する者、世の父兄にして其子女の非行を訴ふるもの悲痛面に溢れ、憂愁胸を鎖すを見る毎に、悽愴の感禁じ難きものあり、深く其原由を察し之が救治の策を講せん事を思念するや切なるも、力微に識淺くして常に亡羊の嘆なきこと能はず、惟ふに一家庭の悩みは即ち社會國家の悩みなれば、此種少年の問題は一日も之を等閑に附すべきに非ず、正に邦を擧げて之が對策を講すべきである。

非行少年の多くは素質不良なるが上に、環境、教育共に宜らしきを得ざりし者なれば、素質の改善は事固より至難に屬すと雖も、其環境を整理し、其教育の透徹を期し、依つて以て反社會的傾向を緩

和し、社會生活に順應せしむるの道を講ずることは此種少年に對する國家的義務でなくてはならぬ。是れ近時國家が少年に對する特別法規を制定し、不良行爲をなし又は之を爲す虞ある少年に對し、特別保護の方法を講じ、特殊の教養を加へて之れが人格内容の改善薰化を圖らん事を期するに至つた所以である。

我矯正院本來の使命と教育の大綱も亦實に茲に存するのである。由來矯正院に送致せらるる少年の多くは、悪化の程度極めて濃厚なるか、或は浮浪逃走の癡牢乎として抜き難きものにして、年齢も亦多く長じ、保護團體若しくは感化院等の處遇に適せざる者に限るの觀がある。従つて其院的施設、處遇内容に於ても亦他と稍其趣を異にするものあるは蓋し眞に不得已に出づ、而して其の之れあるが爲めに院的教養の根本義を疑ふべきでない。

二

浪速少年院に收容せらるる少年は其就れも多少の精神的缺陷を有する者なるが、其缺陷の顯著ならざる者と、甚しく顯著なる者とに之を大別する事が出来る。即ち素質必ずしも不良ならざれども環境、教育共に不良不適なりしが爲めに著しく人格内容を悪化せしめ非行を敢てするに至りし者と、素質不良なるが上に環境、教育共に不良不適にして、爲めに性格上の破綻を來し衝動的に反社會的行爲を爲すに至りしものと即ち是れである。而して後者は更に主として智能缺陷の顯著なるものと、主として性格缺陷の顯著なるものとに之を分つ事を得。今三者の分布状態を見るに凡そ左の如し。

調査人員四〇九名

第一類、精神的異常の顯著ならざる者	(變質傾向者)	九三名	(二二・七%)
	(性格不真者)		
第二類、主として智能缺陷の顯著なる者	(精神薄弱者)	一九三名	(四七・一%)
第三類、主として性格缺陷の顯著なる者	(精神變質者)	一一七名	(二八・六%)
	(性格異常者)	四名	(〇・九%)
外に、精神病的性格者		二名	(〇・四%)
精神病者			

第一類に屬する者は多少の素質不良を有すと雖ども、其環境を和順ならしめ、其教育を透徹せしむる事によりて、其心境を開拓し、自發的に社交的本能の發達を庶幾し得る者である。院的教養による此種少年の豫後は概して良好である。

第二類及び第三類に屬する者は共に、先天的若しくは後天的原因により頭腦の正常なる發育が沮害せられ、年齢と共に發達すべき筈の精神作用が發育中絶の状態に在りて、精神能力の調和に缺くる處ある者である。

第二類に屬する少年の教養は専ら智能の啓發を圖り、依つて以て道德的觀念の發達と得失觀念の明確さを期し、傍ら授くるに職業的指導訓練を以てし生活の安定を圖らしむべきである。而して之れを爲すには特殊の教育的處遇を必要とする。本院に於ては實に前記四七%の精神薄弱者を有するが故に、特に専任の教官ありて之れが教養の實際と研究とに努力してゐるのである。

現時本邦小學兒童中には二%の精神薄弱者を有す。智育偏重の現代教育界に於て此種兒童の教育が

開却せられ勝なる爲め、彼等は多く登校を嫌忌して遊佚風を爲し、或は學校を退きて徒弟其他の職に就くと雖も常に席暖なる能はず、頻々として職を轉じ、遂に相率ゐて不良若しくは犯罪少年の群に投ずるに至るのである。本院收容少年の約五六%が實に小學校の半途退學者なるを知らば思半に過ぐるものあらん。吾人は精神薄弱兒の教育に關して文政當局者の猛省を促がさんと欲するものである。

第三類に屬する者は性格構成の要素たる意志感情が正常の發達を遂ぐる事能はずして、一種の病的性格を構成するに至れるものにして、學齡期に達したる後も、依然として幼兒期の主我的、非社交的生活觀念に基づく本能的、衝動的動作に終始し、社會的秩序に抵觸するの故を以て、不良の徒として指彈を受くるに至れる者である。

此種小兒性性格者の教養は至難中の至難と目されてゐる。思ふに本質的に素質改善の實を擧ぐる事は或は不可能事に屬するならん、雷纜かに院的教養による嚴格なる規律訓練の反覆によりて其意志を鍛練し、兼ねて至情の發露による情操教育の透徹によりて、其荒廢せる感情の陶冶を圖り徐ろに規律的、社交的生活に習熟、薰染せしめ、傍ら職業教育を授くる事によりて勤勉力作の習慣を養成し、依つて以て既往の陋習を蟬脱し、社會的生活に順應するの契機たらしむべく之を導くを以て満足すべきである。水到りて渠成る。之を性格異常者教養の極意となす。

浪速少年院收容少年の約二九%は實に性格異常者に屬す。矯正院法第九條『在院者には其性格を矯正する爲め嚴格なる規律の下に教養を施し其生活に必要な實業を練習せしむ』とあるは蓋し一面の眞理を道破したる者の言である。

三

少年の保護教養上特に留意すべきは體質の改善である。榮養を増進し、心身二面の疾病を醫し、以て舉措の不安を除き、性格の陶冶に資するの道を講ずることは院的教養上頗る肝要である。是れ我浪速少年院に於て醫務室及心理研究室の整備充實に意を注ぎ、各專攻の醫官及教官ありて、治療教育學上の實際と研究とに新生面を開拓すべく努力せる所以である。

ステルツネルは『矯正至難の少年は概して早發性癡呆者なり』と言ひ、フォツヘルは一三九名の不良少女の血液を検査して七六%の先天梅毒を發見し、不良少年の六八%に結核を証明した。又クレツチュメルは破瓜期に於ける生殖腺の障礙に基づき、性格異常者の道德的缺陷が著るしく昂進するの事實を報告した。今本院收容少年の身心の診査の概況を見るに體質、榮養共に不良若しくは中等度以下なる者頗る多くして約七〇%を算し、入院時既に治療を要する程度の疾患を有する者實に約四五%の多數に上る。其主たる疾患は眼病、皮膚病を最とし、榮養器病、呼吸器病及花柳病之れに次ぐの狀況である。

身體的變質徵候として特記すべきは扁平足、短顱及大顱等にして耳形異狀、齒列不正、口蓋狹峻等之れに次ぐ。機能的變質徵候として左利、色盲、斜視及遺尿等を擧ぐる事を得。

翻て不良素質の遺傳的關係を見るに、遺傳的負因を証明する者實に約六一%を算す。父母の飲酒及犯罪は其最たるものにして、精神病及異常氣質、甚しき不品行等之れに次ぐ。飲酒が遺傳的負因の主

位を占むるは諸家の見の一致する處にして、本院に於ける調査によれば、遺傳負因中、中等度以上の飲酒によると認め得べきもの實に五二%の多きに上る。今更乍ら驚嘆に値する事實である。自家の享樂の爲めに子孫の胚種に與へた致命的創痕は子々孫々に惡質を遺傳するのみならず、酒色の耽溺による家庭の不和、家計の紊亂は子女の教養上恐るべき禍根を將來するのである。即ち是等不純なる家庭に育てる者は、惡疾の遺傳や、不道德的行爲の目撃や、性的早熟やに起因して、早くより飲酒の惡癖に染み、他の犯罪行爲の誘因となるに至る事が頗ぶる多い。

我が浪速少年院收容少年にして、齡未だ十歳に充たずして、早く既に酒味を解し、女色に接し、十有五歳にして既に一個遊蕩兒の風格を具ふるに至りし者がある。父は酒亂の癖を有し、加ふるに博奕を好み、鬭争を事とし、毫も子女の教養に意を用ゐる事無き者である。

亞米利加のヒーリー氏は、犯罪少年の三一%は飲酒の害毒に歸因すと論斷し、是れ此種少年の父母の飲酒に基づく不良環境の結果にして他動的、後天的のものなりとした。實に飲酒による遺傳的負因や、環境不良が、如何に多くの反社會的の少年を産出するかは豫想の外に在る。

北米合衆國に於ける禁酒令實施後の成績につきボストン警察署の報告によれば、實施後二ヶ年に於ける少年犯罪者の數は實施前七ヶ年の平均數に比し實に二〇%の減少を示せりと云ふ。更らに同市少年審判所の報告によれば、少年犯罪件數に於て一三%、放置兒童數に於て五二%の激減を示してゐる。是れ明に兒童の兩親が、尠くとも飲酒の惡癖より遠ざかる事によりて、勤儉産を治むるに至り、漸やく子女の教養に意を用ふるに至りし結果と見なければならぬ。少年の保護教養を口にするもの、正に

深省を發すべき事共である。

四

保護少年の教養は前述の如く、其精神的並びに身体的缺陷の陶冶に意を用ゐ、先づ其原由を探討して之が治療の道を講じ、之を純一無雜の境地に置き、院的雰圍氣をして自から少年者の心胸に、眞と、美と、善とを愛するの念を湧起せしめ、且つ之れに加ふるに規律訓練を以てし、之れに授くるに其性に適するの實業教育を以てし、斯くして徐ろに舉措の不安を醫し、性格の改善を圖り、依つて以て社會的生活に順應するの端を開かしむるに在る。而して之を爲す一に少年本人を以て目的となすべく、斷じて他の手段と爲すべきでない。

少年不良化の原因は其素質の不良によると、其環境又は教育の不良によるとを問はず、共に等しく一人格としての待遇を享くる能はざりしに歸するものである。故に彼等をして自己本然の性に還らしむる所以のものは、一に全く自己人格の尊嚴に目覺ましめ、其完成に努力せんとの勇猛心を喚起せしむるに如くものはない。保護少年教養の第一義は實に茲に在つて存するのである。區々の制度、區々の施設の末に拘泥して、此根本義諦を忘却してはならぬ。

保護教育が人格の基礎概念の上に立脚すべき事は今更ら事新らしく論ずる迄も無い處である。『自己の敬愛』こそは斯業従事者の標語でなくてはならぬ。吾等は可憐なる少年者の爲めに謙讓にして眞摯なる伴侶となりて、彼此相携へて自他人格完成の途に上るべきである。彼等の爲めに貢獻する事に

よりて、自家の完成に一步を進むるの、限り無き法悦を味得すべきである。彼等の惱みを己が惱みとし、蝕ばまれ行く少年の心境を開拓して、本地の風光を顯揚し、絶後に蘇る底の契機を打開するの外、猥りに他を裁き、他を感化せんと思ひ上るが如きは、之を言ふだに神の胃瀆ではないか。實にや世の一隅に存する罪と穢れとは、皆是れ己が至らぬ人格の反映なりと信じ、恐懼戒慎する處に、罪ならぬ罪に惱む無告の少年者の爲めに、至情を傾け盡くして奉仕せんと欲する信と力が湧くのである。而して此處に少年保護事業の根本生命が潜んでゐる。

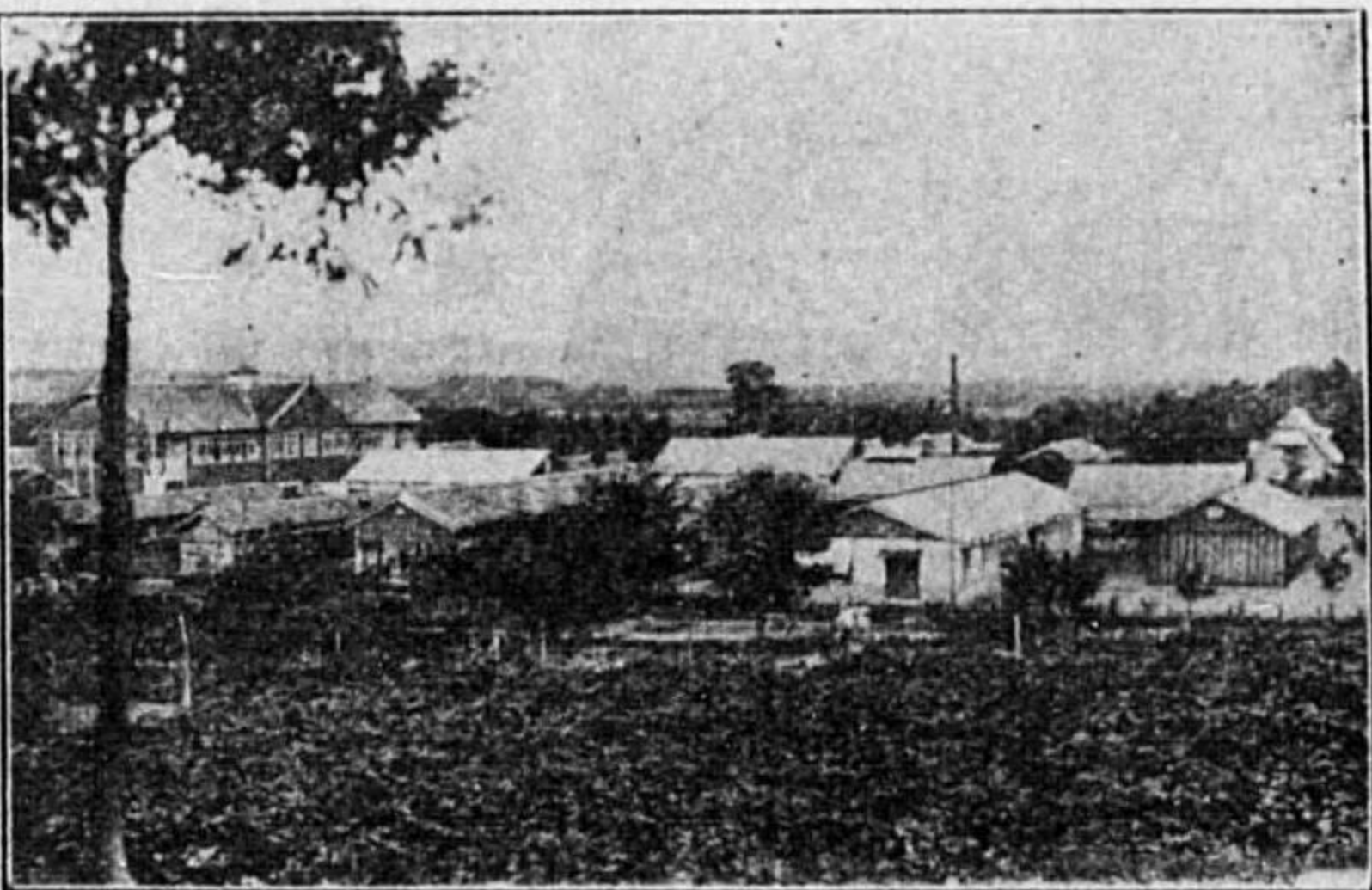
吾等之を思ひ是を想ふ時、滿面の慙垢之を奈何とも爲し難いものがある。一段の精進を期する所以である。

爾若爲法不惜身命。則山

河大地亦爲爾不惜法。

浪速少年院收容少年と處遇概説

矯正院教官文學士 池 口 尙 夫



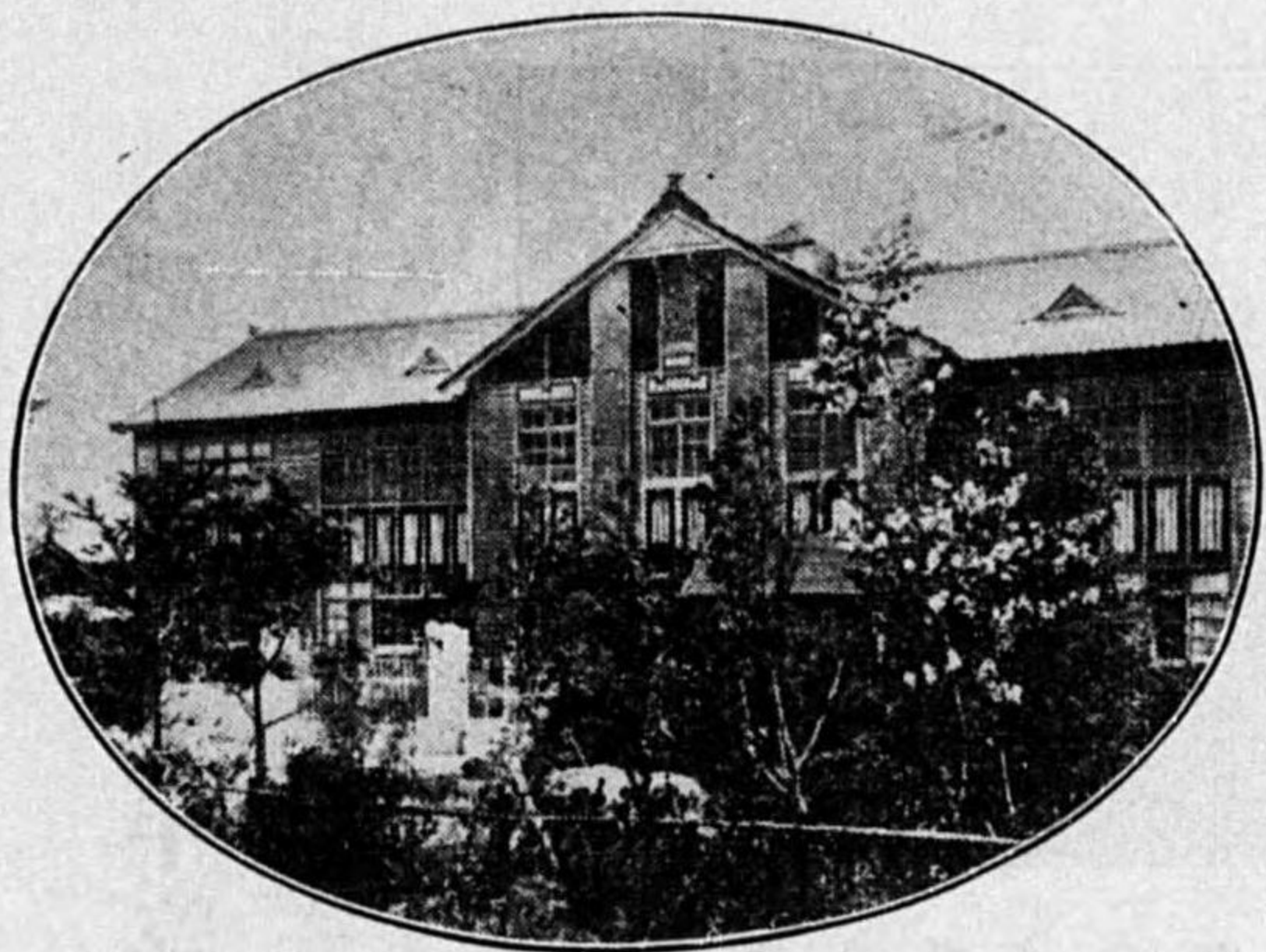
國立浪速少年院全景

浪速少年院收容少年と處遇概説

本論に於て述べんとするところは、矯正院の刑事政策乃至社會政策に於ける位置、並に其の處遇法は如何に爲すべき乎に就いて論究せんと欲するものではない。矯正院の一つなる我が浪速少年院に於て過去數年間取扱ひし、及び現在取扱へる收容少年の本質を明かにし、以て少年保護なる一大使命に立脚して少年院の位置が奈邊に在るかを示し、更に現在浪速少年院に於て行ひつゝある處遇法の實際に就いて叙説せんとするものである。

前篇、收容少年の質的關係

浪速少年院收容少年は、矯正院法に明なる如く、少年審判所より送致したる者及民法第八百八十二條の規定に依り入院の許可ありたる者を收容する所とす。少年の年齢は法規上十四歳以上二十三歳以下に限られて居る。審判所に於て如何なる程度の少年を本院に送致するかの問題は、勿論少年審判所の手加減に在る事なれど、少年法第四條に依つて明なるが如く、最も不良程度の濃厚にして、訓戒、誓約等によつて改善の緒に就くを見ず、更に保護団体、感化院に於て匙を投げたるが如き者を收容する現狀である。従つて年齢的、質的關係よりして、少年法成立以前に於ては當然少年刑務所に送らるゝが如き程度の少年をも保護する可き機能を完ふする重大なる位置を占むるものである。今本院收容少年の社會的環境を種々の方面より考察するに次の如く提示する事を得。



舎

廳

なる程度の少年を本院に送致するかの問題は、勿論少年審判所の手加減に在る事なれど、少年法第四條に依つて明なるが如く、最も不良程度の濃厚にして、訓戒、誓約等によつて改善の緒に就くを見ず、更に保護団体、感化院に於て匙を投げたるが如き者を收容する現狀である。従つて年齢的、質的關係よりして、少年法成立以前に於ては當然少年刑務所に送らるゝが如き程度の少年をも保護する可き機能を完ふする重大なる位置を占むるものである。今本院收容少年の社會的環境を種々の方面より考察するに次の如く提示する事を得。

1 入院時の生活年齢

收容少年三百二十九名に就いて收容時の年齢を調査すれば次の如くである。

年齢	員數	百分率	年齢	員數	百分率	年齢	員數	百分率
十一歳	一	〇・三〇%	十五歳	五八	一七・六三%	十九歳	一一	三・三四%
十二歳	二	〇・六一%	十六歳	八六	二六・一四%	二十歳	二	〇・六一%
十三歳	四	一・二二%	十七歳	八一	二四・六二%			
十四歳	五	一・五二%	十八歳	七九	二四・〇一%			

即ち十六歳、十七歳、十八歳を最多數とし、之れが平均年齢を求めれば十六歳七ヶ月となる。

2 入院時精神年齢

曩に擧げたる少年に對して一般智能検査を施行し、其の精神年齢を求めしに次の如き結果を得た。

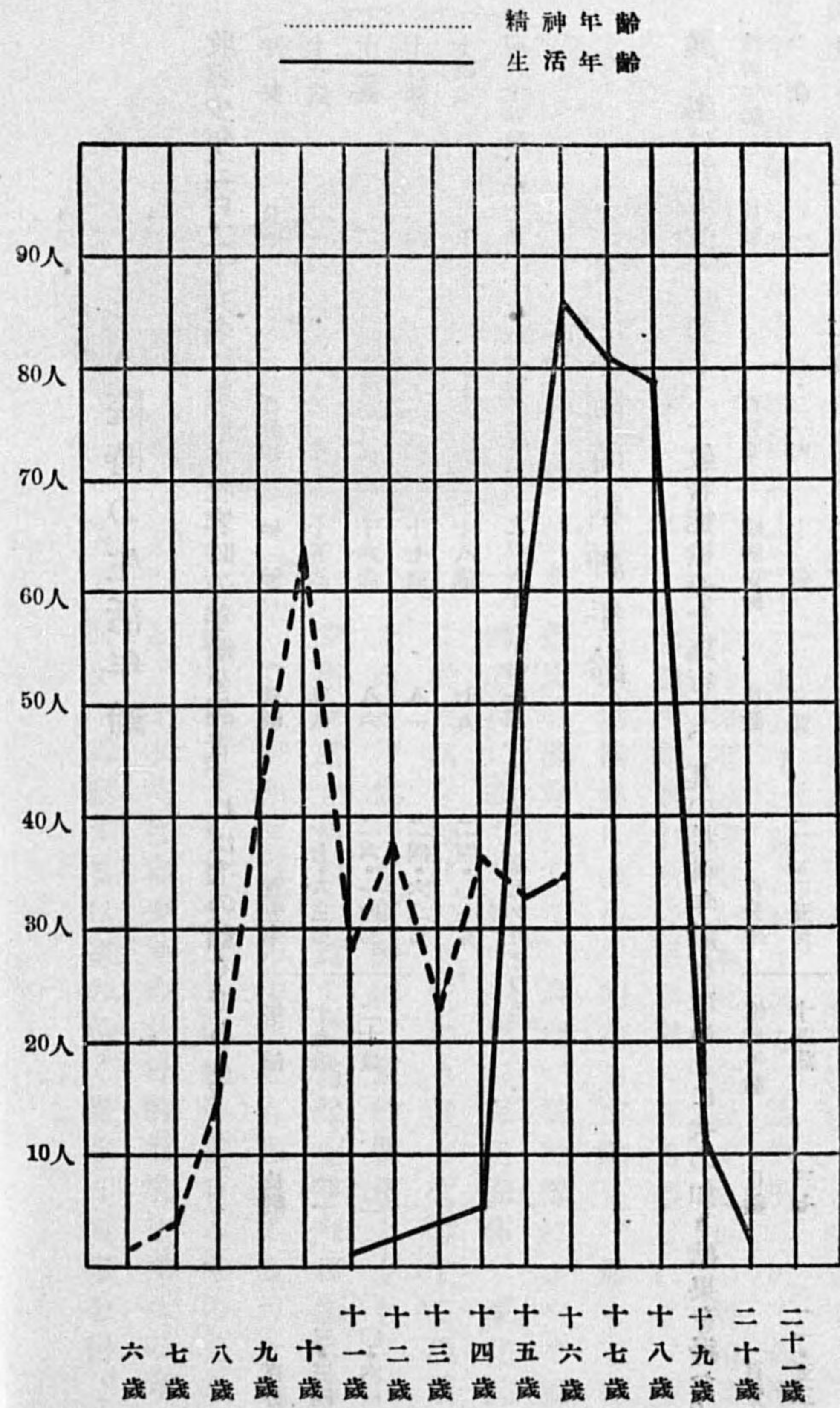
精神年齢	員數	百分率	精神年齢	員數	百分率	精神年齢	員數	百分率
六歳	一	〇・三一%	十歳	六五	二〇・二五%	十四歳	三七	一一・五三%
七歳	三	〇・九三%	十一歳	二九	九・〇三%	十五歳	三二	九・九七%
八歳	一四	四・三六%	十二歳	三八	一一・八四%	十六歳	三六	一一・二一%
九歳	四三	一三・四〇%	十三歳	二三	七・二七%			

右表中合計三百二十一名となるは調査未済八名ありしに由る。

浪速少年院收容少年と處遇概説

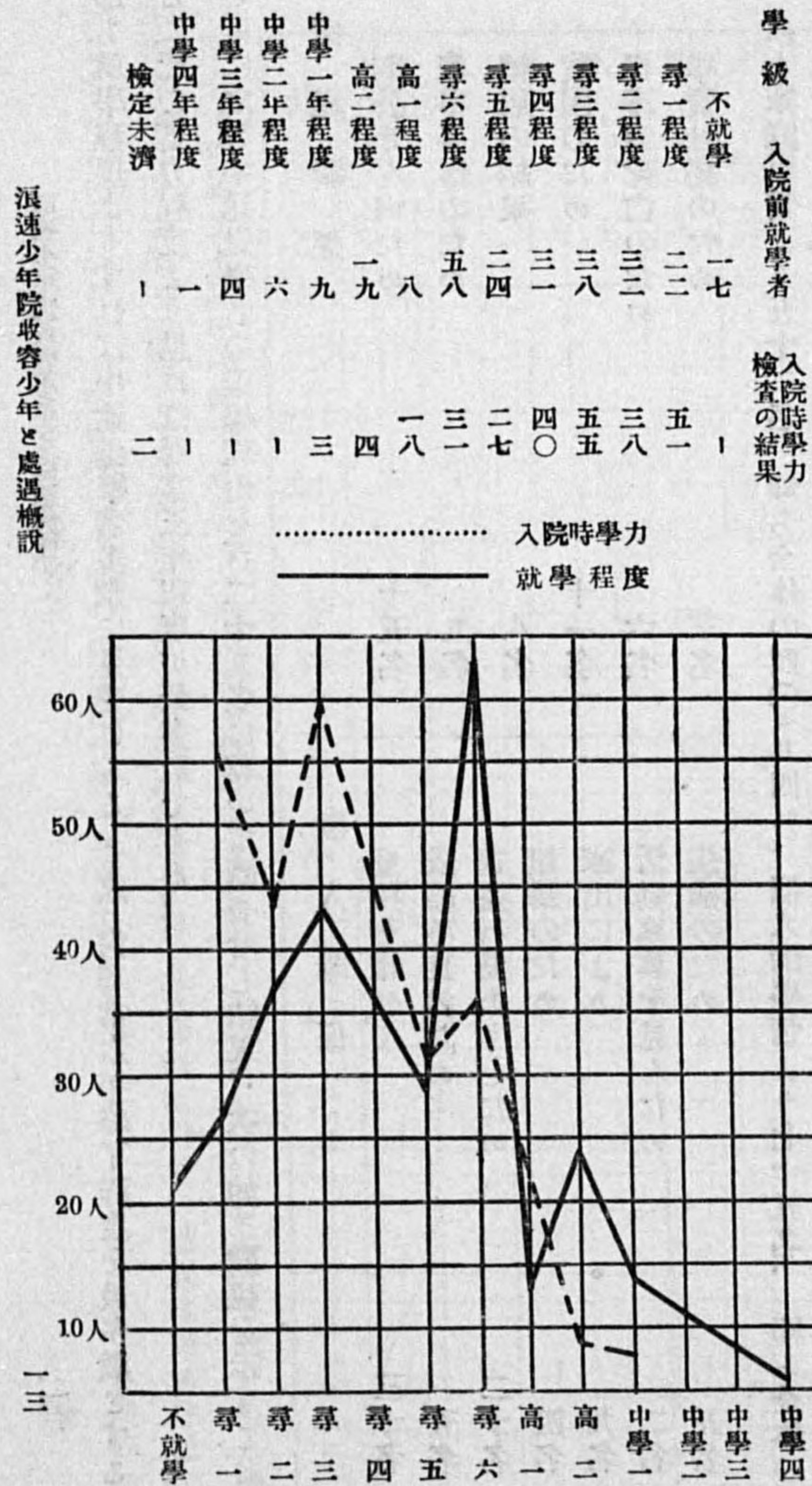
浪速少年院收容少年と處遇概説

即ち生活年齢に比して著しく智能力伴はず、平均精神年齢は十一歳十一ヶ月であつて、生活年齢より約四ヶ年遅れて居る譯である。此の事實は犯罪と智能劣等者との關係が深刻に結ばれて居る事を物語るものと解せらる。今生活年齢と精神年齢との關係を圖に示せば次の如くである。



3 入院時學力檢定の結果と入院前就學程度

精神年齢が生活年齢に比して四ヶ年も遅れて居る事は、直に學業成績の上に關係し、就學時不良成績者が頗る多數である。従つて事實小學校卒業の者も、その實力は遙かに低級の者が多い譯である。本院に於て施行せる入院時の學力檢定の結果と、入院前に於ける就學程度とを二百六十九名に就いて調査せる結果を示せば次の如くである。



浪速少年院收容少年と處遇概説

即ち就學程度よりすれば中途退學者多數に見受けらるゝも、尙尋常六年終了程度を最多數とする。然るに此の實力程度より見れば尋常三年程度が最多數である。

更に之等半途退學者の退學理由を百二十九名に就いて調査せし結果、次の如き關係を示すことを得。

家庭關係		個人關係	
奉公せんがため	十五名	登校を嫌ひて	三十名
家事手傳のため	九名	成績不良のため	五名
轉居の結果	八名	窃盜行為ありしたため	二十名
貧困のため	十一名	粗暴のため	四名
保護者死亡のため	六名	家出により	九名
學資杜絶のため	三名	活動寫真を見んため	二名
		疾病のため	五名

以上家庭事情より五十二名、即ち全体の四〇・九四%。個人的事情より七十五名、即ち全体の五九・〇六%となつて居る。これを以て環境、遺傳或は素質を表現するものと云ひ得べくんば、個人的要素が多分に含まれて居る譯である。

此の關係を青木誠四郎氏の全國九ヶ所の少年刑務所に於ける調査の報告に見るに、家庭的なのが三〇・一四%なるに對し、個人的なのが六〇%と報告して居るが、殆んど全様の結果を示すものである、更に入院時學力檢定に依る學力と入院時年齢との關係を表に示せば次の如くである。

	十一歲	十二歲	十三歲	十四歲	十五歲	十六歲	十七歲	十八歲	十九歲	二十歲	計
尋一	一	一	二	一	一四	一九	一六	九	二	一	六五
尋二	一	一	一	一	一三	一三	一〇	六	一	一	四五
尋三	一	一	一	一	一七	一八	一五	九	四	一	六四
尋四	一	一	一	一	五	一七	九	一四	一	一	四九
尋五	一	一	一	一	四	七	一〇	一	一	一	三四
尋六	一	一	一	一	三	三	九	一七	二	一	三四
高一	一	一	一	一	一	八	一〇	八	一	一	二八
高二	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	五
中學一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	三
計	一	二	四	五	五七	八六	八〇	七九	一一	二	三二七

即ち十六歲十七歳の年齢であり乍ら尋常四年程度以下の學力しか有しない者が大多數である事は、此等少年の授學指導に關しては特殊の方法と特殊の技能を以て當らねば、その効果は望めないのであることを示してゐる。次に收容少年の社會的位置、境遇を示さんとす。

4 入院時に於ける保護者の生計

兒童の運命が一に親の所得に支配せらるゝ事は、共存共榮の理想を掲ぐる社會の矛盾と云はざるを得ぬ事乍ら、こは避け難き現實である。今收容少年三百二十九名の保護者の經濟關係を調査し、其の結果を示せば次の如くである。

種別	員數	種別	員數	種別	員數
月收三十圓以下	一九	月收八十圓以下	四八	月收二百圓以下	四
不詳なるも貧困	一二二	月收百圓以下	一八	不詳なるも富裕	二
		月收百五十圓以下	六		
		不詳なるも普通	六三		

今之等の種別を、下層階級、中層階級、上層階級の三段階に分ち、月收五十圓以下並に不詳なるも貧困なる下層階級は、全体の五五・九三%の多數を示し、中層階級即ち月收五十圓以上百五十圓以下の者、並に不詳なるも普通なる者は四一・〇三%それ以上の上層階級は僅かに三・〇四%に過ぎない有様である。

5 入院前の職業

保護者の生計上述の如くなれば、勢少年は獨立自營の道を講せねばならない。併し乍ら學力、智能

何れとも頗る不遇の關係にあるを以て極めて冷遇されたる職業に甘んせねばならないのである。即ち以下三百二十九名の職業別による統計を示せば左の如くである。

種別	員數	種別	員數
職工及徒弟	一二三	學生	一
屋外労働者	二七	僧侶	一
商店雇人	一一一	主なる職業なく	四〇
露店商人	四	轉職數回に及ぶ者	一六
勤人	六	職	一六

以上の表に據れば職工及徒弟が全体の三七・三九%商人雇人が三三・七四%、職業轉々として定まり難き者が一一・一六%に及んで居る。而も譬へ彼等が就職し得たとするも、その給料たるや住込にて月二回の休養日に小使として五十錢或は一圓を支給せらるゝ以外に何等の報酬を得て居ない者が多い。而も作業時間は殆んど無制限、無規律なものである。只技術的技能を有する者に月十圓乃至二十圓の給料を得る者もあるが極めて少數の者に限られて居る。我々は少年の労働時間の制限並に雇主側の待遇法調査の如きが徹底され、少年の労働が正當に酬ひられ、更に少年の生理的、心理的條件が顧慮されたる社會的施設の完成を翹望して已まない。

6 入院時の境遇

入院前の職業は以上の如くなれど、本院入院時の境遇を彼等に於て調査せし結果は次の如し。

種別	員數	種別	員數
保護者の家庭に在りし者	八二	露天商人	三
監督者の家庭に在りし者	四	屋外労働者	二
保護団体委託中の者	五一	在學中の者	一
感化院又は保護団体逃走中の者	四九	浮浪中の者	一〇八
奉公中の者	一九	主義者の群に投じ居りし者	一
奉公先逃走中の者	六	未決監に居りし者	一
會社勤務中の者	二		
計	三二九		

即ち浮浪中の者が全体の三二・八三%、保護団体委託中の者一五・五%、感化院又は保護団体逃走中の者一四・八九%に及んで居る。然るに保護者の家庭に在りし者は僅か二四・九二%に過ぎない。

7 實父母の存否

家庭を外にして浮浪するに至りし者、或は經濟上家庭を外にせざるを得ない關係に在る彼等の境遇は、必然誘惑の毒牙に委せられたる感なきを得ない。善良なる家庭こそは保護事業以前の最も基本的な不良兒發生の豫防陣である。兩親の存否は此の点に於て極めて重要な關係を有するものである。本院少年の實父母の存否は凡そ次の如くである。

種別	員數	百分率	種別	員數	百分率
兩親の一を缺くもの	五八	一七・六三%	兩親共に存する者	一〇五	三二・九一%
兩親共に缺くる者	八三	二五・二三%	存否不明の者	五	一・九三%
計	三二九	一〇〇・〇〇%			

即ち兩親の中何れか一人缺けたるものは四一・三四%に昇り、兩親共に缺くる者亦二五・二三%に及ぶ事は、家庭的に既に不運な境遇に置かれてゐると云ひ得るのである。

8 不良行為初發年齢と入院時年齢との比較

凡そ保護事業の終局の問題は、よく不良行為を未然に防ぎ以て社會の安寧を期するに在る。従つて我等の標語は「早く發見し、早く保護せよ」であらねばならない。他方本院收容少年の不良行為初發年齢と入院時年齢との比較を試みるに左の如くである。

種別	年齢													計		
	五歳	六歳	七歳	八歳	九歳	一〇歳	一一歳	一二歳	一三歳	一四歳	一五歳	一六歳	一七歳		一八歳	一九歳
不良行為初發時	二	三	一二	一五	一九	一六	一五	一〇	一六	一四	一五	九	六	一	一	一六
入院時	一	一	一	一	一	一	一	二	三	二	四	四	四	四	九	二

以上百六十八名の調査の結果に據り、不良行為初發平均年齢は十歳五ヶ月であつて、入院時平均年齢

は十六歳十ヶ月である。即ち六ヶ年五ヶ月の年月を閲して居る。更に此の關係を初發の年より入院時迄の經過期間によつて示せば左の如くである。

期間	一年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	計
員數	一三	二〇	一九	一〇	一〇	二二	一五	二二	一一	一七	六	五	一六八

即ち不良行爲初發以來五年以下の期間内に於て本院に收容されたる者が全体の四二・六五%、六年以上十年以下の者は五〇・五九%を示し、十一年以上を要せし者が六・五二%である。此の關係を感化院廣島修養院の調査に見るに、

期間	全年	一年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	計
員數	五八	六七	四二	一八	四二	三四	九	一二	八	一	二九一

即ち五年以内の期間に於て收容されし少年が大多数であつて、全体の八九・六九%を示し、而もその中全年并に一年の經過に過ぎない者が首位にある有様である。廣島修養院の此の調査は一般感化院の傾向を推知せしむるものであり、更に府縣感化院に在院し直接送致されたる者總數の二割強を占め、直接教養困難の理由によつて送致せられたる者が送致全數の約七割を占むと稱せらるゝ、國立感化院武

藏野學院に於ける此の關係を尋ねるに、昭和四年三月二十一日の發表は、入院兒童の中不良行爲當初年齢の記載あるもの二百二十八名につき不良行爲當初年齢の平均は十歳四ヶ月強であつて、入院時年齢は十三年八ヶ月強である。即ち初發時より三ヶ年四ヶ月を經過して入院するに至るのである。以上の統計は本院收容少年との差異を明確に表示するものと云つてよい。且つ本院收容少年の大部分は單に初發時より收容時に至る期間が長期を要して居ると云ふに止まらず、收容以前に於て或は保護團體或は感化院等に於て、保護を加へられつゝありし者が、逃走或は改善の見込なくて處分を變更された結果收容さるゝに至つた者である。

9 性的關係及び其他の惡癖

男子の思春期は、其の氣候、風俗、教育、職業等に依つて差異があるが、大抵十二歳乃至十八歳頃に表はるとせられて居る。譬へ思春期に入るとも一般に女性と關係するに至るは我國に於ては餘程後に屬し、二十歳以後なるを普通とする。然れども本院收容少年は陋巷に産聲を擧げ、風俗廢頹の裡に成長せる者多く、且つ教育的抑制力乏しき關係より、衝動的行爲が多く、昭和一、二年收容少年百六十八名の調査に依ると九才にして既に女色を解し、飲酒に耽り、一個の遊蕩兒の萌芽を爲して居る者を發見する。父母の飲酒、喫煙、貧窮、家産の蕩盡、家庭の紊亂、夫婦の不和合等の不純なる家庭、環境に育つ彼等は、惡疾の遺傳や不道德行爲の目撃、性的早熟やに基因して、種々の惡癖を無意識の

うちに構成し、やがて犯罪の誘因と成るのが頗る多いのである。以下女との関係、自瀆行爲、喫煙飲酒の初發年齢を示せば次の如くである。

種別	年齢		女との関係	自瀆行爲	喫煙	飲酒
	九歳	十歳				
九歳	一	一	一	一	一	四
十歳	一	二	一	二	一	一
十一歳	一	三	一	三	三	一
十二歳	一	五	一	五	二	二
十三歳	六	一〇	六	一〇	四	一〇
十四歳	九	二七	九	二七	四	九
十五歳	一七	五〇	一七	五〇	一七	二二
十六歳	二四	三三	二四	三三	二四	一四
十七歳	二四	二二	二四	二二	一六	二二
十八歳	一三	三	一三	三	五	五
十九歳	二	一	二	一	三	二
無	六	二	六	二	六	六
不詳	二	二	二	二	二	二
計	一六	一六	一六	一六	一六	一六

10 犯罪地分布状態と罪質

收容少年の犯行地は、大阪少年審判所の管轄区域が大阪府、京都府、兵庫縣に限られて居る故、該區域に在る。勿論他府縣に於て檢擧された事は屢々なるも直接關係はないのである。例外としては東京少年審判所より事件を移送された者がある。今該二府一縣に亘つて少年を檢擧、拘留せし警察署名并に檢擧回数を擧げて、以て保護少年の分布状態を窺はんとす。但し調査人員は百六十名とす。

大阪府	京都府	其他
戒署 四十九回	五條署 三十一回	水上署 五回
九條署 二十四回	七條署 二十八回	網島署 七回
會根崎署 二十四回	松原署 十五回	福島署 四回
川口署 二十三回	川端署 十五回	平野署 四回
今宮署 二十八回	計 百二十一回	新町署 七回
天滿署 二十一回		柴島署 六回
玉造署 二十回		今福署 六回
難波署 十九回		鳳署 六回
天王寺署 十八回		都島署 四回
島内署 十二回		其 他 四回
住吉署 十一回		
計 三百七十二回		
高津署 十回	大津署 七回	
泉尾署 八回	中立賣署 五回	
船場署 九回	堀川署 八回	
朝日橋署 八回	西陣署 四回	
築港署 七回		
十三橋署 六回		
鶴橋署 六回		
中津署 六回		
堺署 四回		
阿部野署 四回		
岸和田署 五回		
		福知山署 三回
		舞鶴署 二回
		其 他 十三回

速速少年院收容少年と處遇概説

兵庫縣

湊川署	二十二回	尼崎署	十回	御影署	三回
三宮署	十九回	西宮署	八回	明石署	二回
相生橋署	十七回	兵庫署	四回	須磨署	二回
葺合署	十六回	加古川署	三回	其他	七回
姫路署	十一回	三田署	三回		

計 百二十七回
 總計 六百三十回

即ち大阪府を最多數とし、戎署、九條署、曾根崎署、川口署、今宮署、天満署、玉造署、難波署、天王寺署、島内署、住吉署、高津署等に於て最も多數檢擧せらる。次は京都府であるが、五條署、七條署、松原署、川端署等が著しい。兵庫縣下に於ては湊川署、三宮署、相生橋署、葺合署、姫路署、尼崎署が多數を占めてゐる。之等總計六百三十回なるを以て一人平均被檢擧回數は四回に及んで居る。勿論少年時の微罪論示程度の者は除外し、更に管轄外は計算されて居ないのである。

然らば彼等少年の犯罪の性質は如何に。之れを三百二十三名に就いて調査せる所を示すに次の如し。

種別	員數	種別	員數
竊盜	二五二	詐偽	四四
横領	五一	贓物運搬(收受)	三

刑法法令に觸れる虞あるもの

遺失物横領(拾得物)	八	有價証券偽造行使	一
強盜	八	傷害	四
文書偽造行使	三	強姦	二
放火	四	私印盗用	二
鐵道營業法違反	五	賭博	一
恐喝	七	印章署名不正行爲	一
計	四〇五	猥褻	一

調査人員三百二十三名なるに計四百〇五名とあるは全一人が數種の罪質を併犯せしを以て、各罪質を一單位として計算せし結果である。

11 浮浪、逃走に就いて

本院收容少年の大部分は浮浪性濃厚であつて、一定の職業に甘んずる能はず、轉々として職を變へる者多きは既に述べた所であるが、本院入院直前の境遇は殆んど逃走中、浮浪中或は保護團體委託中の者である。衝動的、反射的に非行し、その過失を正當なる手段によつて補填するの精神上の平衡を失し、或はかゝる謙虛なる態度を缺くが故に、勢ひ自家或は主家を外にせざるを得ざる境遇に置かれ、かくて彼等の浮浪癖が醸成され、不規則、不拘束の境涯に墮して、自然規律的制約の生活に自分を生かしむる能はざるに至る。或は生理的、精神的缺陷の故に浮浪、逃走癖に陥る者もある。尙本院收容

少年は保護団体或は感化院に於て到底教育の目的を達し能はざるが故に處分の變更を受けて本院に收容さる、に至つた者が多く、今昭和二年以降の收容少年百七十七名に就いて、保護団体、感化院等の經由回数を調査せし結果を示せば次の如くである。

經由せざる者	二十七名	一五・二五%
一個所を經由せし者	五十八名	三二・七七%
二個所を經由せし者	四十五名	二五・四二%
三個所を經由せし者	三十名	一六・九五%
四個所を經由せし者	十三名	七・三四%
五個所を經由せし者	二名	一・一三%
六個所を經由せし者	二名	一・一三%
計	百七十七名	一〇〇・〇〇%

即ち保護団体、感化院を經由せずして入院せし者は、既に矯正院の保護教養を要する者であり、經由せし者は、當該保護団体、感化院等に於て教養の目的を達し得ざりし者である事は勿論である。

その中感化院を經由せし者は四十名であつて全体の二二・六%に當り、その重なる者は、大阪府立感化院修徳館の二十三名、兵庫縣立感化院土山學園四名、京都府立感化院淇陽學校四名、其の他、福岡學園、平岡學院、神奈川薫育院、東京井頭學校、那須學園、豊橋學園、廣島修養院等である。之れを更に昭和二年以前に溯つて調査せば更にその率を増すべく、遠くは國立感化院武蔵野學院、北海道

廳立大沼學院、山口縣立育成學校を經由せし者もある。

以上は單に經由せし箇所を述べたるに過ぎないが、事實一箇所を變更するには數回乃至十數回の逃走を経験せし結果であることに想到するならば、本院收容に至る迄の逃回路数を精査せば驚く可き回数に昇ることは明らかである。

以上の關係は多摩少年院に於ても全様であつて、昭和二年度に於ける收容少年の保護団体、感化院等の經歷表を見るに、全体の一九・四四%が感化院を經由し、井頭學校、小笠原修齊學院、神奈川薫育院、武蔵野學院、大阪修徳館、福島薫陶院、北海道大沼學院、茅崎家庭學校、旭川救護院等を擧ぐることが出来る。

これを國立感化院武蔵野學院の、年報第七號中、府縣立感化院在院の有無調査(昭和三年三月三拾一日現在)を見るに、

府縣感化院に在院し直接送致されたるもの	三	四
府縣感化院に在院せしことあるもの	一	四
府縣感化院を無斷外出中なりしもの	九	
府縣感化院に在院せしことなきもの	二	六
計	三	二

即ち他の感化院を經由せしことなく收容されし者が全數の八二・三〇%に及び、其の點少年院收容者との逃走、浮浪癖に關する質的差異を充分窺ふ事が出来ると思ふ。

浮浪、逃走癖の濃厚なること既説の如くなれば、入院後に於ても、絶へざる職員監督の眼を盗み、屢々逃走の機会を狙ひ、種々の方法を講じてその遂行を計つてゐるが、昭和二年度に於ける本院逃走者調を見るに次の如き關係を示してゐる。

種別	場所															
	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	計			
逃走	寮舎損壞		四										五	六		一五
	縫工教室														一	一
園藝實習場		一	一													四
逃走未遂						一							二			三
計		五	一			二	一						五	九		二三

備考 右逃走者にして復院せしもの拾名を算す

更に此の關係を多摩少年院に於て見るに、昭和二年度に於ける逃走人員及逃走の場所は次の如くである。即ち

在院者の逃走の場合を考察するに總人員三拾八名中

建造物を破壊逃走したる者

十四名

三六・八四%

實科實習中逃走したる者

八名

二一・〇五%

寮舎に於ける行事中逃走したる者

十名

二六・三二%

補助勤務若しくは職員の手傳中逃走したる者

三名

七・八九%

職員の監督同行中逃走したる者

二名

五・二六%

外出被雇中逃走したる者

一名

二・六三%

逃走の原因に就ては新入院者にして、院の規律的生活を嫌惡する者、衝動的に浮浪逃走癖を發揮する者、院生間の社交關係に基づき逃走を餘儀なくするものが大部分であつて中には在院期間長きため倦厭逃走するが如き者もある様である。

12 收容者の成績

本院開設以來、昭和三年十二月三十一日迄の收容者總數は四百〇一名であつて、彼等の成績如何は、極めて重要な意味を齎すものである。但し現在收容中の者の成績は時日を経るにつれ明瞭となるも、退院後の成績こそ、眞に教養的效果を物語るものとは云へ、音信不通に至りし者の成績は曖昧である。従つて全体の確實なる成績は擧げ難い。

凡そ本院收容者に對する、精神科醫官の豫後（教化可能性の有無）鑑定に據れば矯正困難又は不能と見做さる者が全体の約三分の二に當つて居る。更に檢事の送致に至りし理由は殆んど罪質の程度如何であつて、顯在的惡質を根據としその全性格的の判定による處分ではあり得ない事は當然である

が、此の意味に於て、犯罪を爲すの虞ある少年と雖もその性格的判定に依れば潜在的悪質濃厚にして教化不可能の者がある譯である。今調査人員二百七十五名の豫後關係を示せば次の如くである。

- 矯正比較的容易と思はるる者 八十六名 三一・三〇%
- 矯正困難と思はるる者 百三十五名 四八・七〇%
- 矯正不可能と思はるる者 五十四名 二〇・〇〇%

此の事實を前にして上記四〇一名の成績を示せば次の如くである。

種別	成績別					計
	良	稍良	普通	不良	成績不明	
現に收容中の者	一	一一	八八	一六	二四	一四〇
現に仮退院中の者		一	七	三		一一
本退院せし者	二四	二八	四〇	△一六		△一三二
保護處分取消又は變更せし者	三	一	三	△六一	三五	△一〇四
現に矯正院逃走中の者					一〇	一〇
死亡せし者	三			一	一	五
計	三一	四一	一三八	△九七 〇七	七〇	△四〇一 七〇

即ち全体を通じて

- 成績良なる者 七・七三%
- 成績稍良なる者 一〇・二二%
- 成績普通なる者 三四・四一%
- 成績不良なる者 二四・一九%
- 成績並に所在不明なる者 二二・四四%

現に收容中の者を除きて

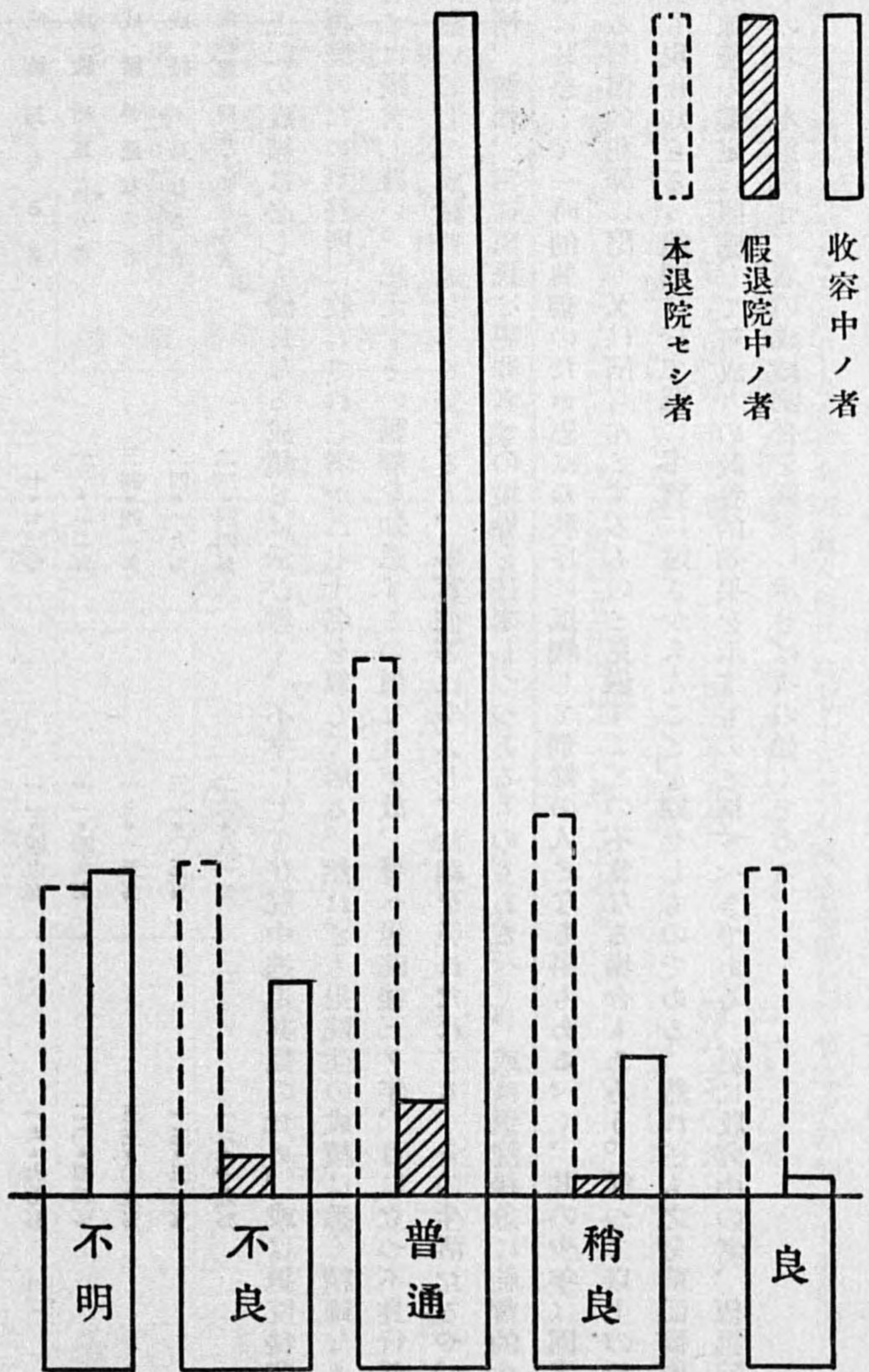
- 一・四九%
- 一一・四九%
- 一九・一五%
- 三一・〇三%
- 二六・八一%

仮退院及退院者のみにて

- 一六・九七%
- 二〇・四二%
- 三三・〇九%
- 一三・三八%
- 一六・一九%

上記の成績は必しも優良なる成績とは云ひ難く、不幸にして在院中逃走其他のため、或は退院後犯罪再發のため刑務所に收容されし者が△七十名を算して居る。然れども退院生の成績は悉く精確なる者とは斷言し難い。絶えずその動靜を知悉するの道なきが故、譬へ退院後三ケ年、目に立つ不良行爲が無いとして成績普通なりと算するも、事實彼等は辛ふじて法網を免れたれども、その生活たるや、怠惰、無頼、常に窮民と犯罪者との境界を往來しつつあるものもあるべく、或は退院後急に社會的生活に眩惑して一時的興奮のため思はぬ秩序に抵觸して刑餘の人となる事もあるべく、其の少年は固定せる習慣的犯罪に陥り又は陥らんとするものと見做すことの不當なる場合もあろう。従つて以上の統計も現在知らるゝ範圍に於て單に事實に遠ざからんことを期せしものである。然れども之を前記醫學的豫後の鑑定に照應して可成りの教養的効果を示すものと稱すべきである。更に收容中の者、仮退院中の者、本退院せし者の成績割合を圖表に示せば次の如くである。

浪速少年院收容少年と處遇概説



後篇、處 遇 概 説

今や兒童保護問題は各國の識者の諦視點であつて、之を教育問題、或は刑事社會上の問題とするも、實に緊急の問題である。惧らく保護少年と稱せらるる者は概ね人として成育の自由を生來的に奪はれ、衣食住其他子供として必要な遊戯保育指導の権利を享受し得なかつた者である。それ等の境遇的缺陷或は心身的缺陷に對して補充的施設を講ずるは社會人たるの義務であらねばならない。惧らく進化論的に見るならば、保護少年は社會の劣敗者たり、當然社會より葬り去らるべき運命を招致せしものであつて、何等保護するに價値なき者と解する向もある。され彼等があらゆる方面より關心事たる所以は、よりよき社會への闘争に伴ふ問題であるからである。或は神的なるものと惡魔的なるものととの闘争。文化の野蠻への抗争。正義と不義との軋轢。或は現實には被壓搾階級と抑壓搾階級との闘争とも見得るのである。何れにしるそれは社會の進歩發展の過程は闘争の種々相であると観する事が出来る。而も此の闘争は、實際の戦争と同様に戦ふ兵士と同列に、傷者、病者、弱者を勞つて行く可き赤十字の一隊を必要とする。保護事業は此意味に於て傷病者を看護する所の赤十字軍と稱すべきであらう。其處には濫い看護と進歩的な治療方法を必要とする極めて平和的な仕事とは云へ、扱ふ對象の如何によつては事實極めて冒險に身を曝して動せず、荆棘の道を忍耐もて進み、常に希望と勇氣とを失はざるの力量大度を有するに非ざれば、よくその任務を達成する事は難いのである。更に所謂人道と云ふが如き漠然たる見地によらず、又從來の如き個人の慈悲心をその動機とするのみでなく、

廣く社會的な見地より、之を考察することを爲さねばならないのである。

凡そ矯正院は少年法の制定によつて生れた少年の保護所であり、少年自身の立場よりすれば、制度上一人格としての取扱を受けて爲し得る修養の最後の道場であらねばならない。少年法制定の本義は、科刑の基礎を犯罪と云ふ事實に求めずして、犯人と云ふ人格に求めんとする主觀主義理論に立つ刑法の所産である。従つて少年法に一貫する主流は、第一に少年を可及的に刑に處しないこと。第二に少年を刑に處する場合には之に不定期刑を科すること。此の二つの特色の下に先づ犯人を以て罰するよりも教ふべきものとし、不良者にも亦この人格が全ふされ得る事を豫定してかゝつたものである。

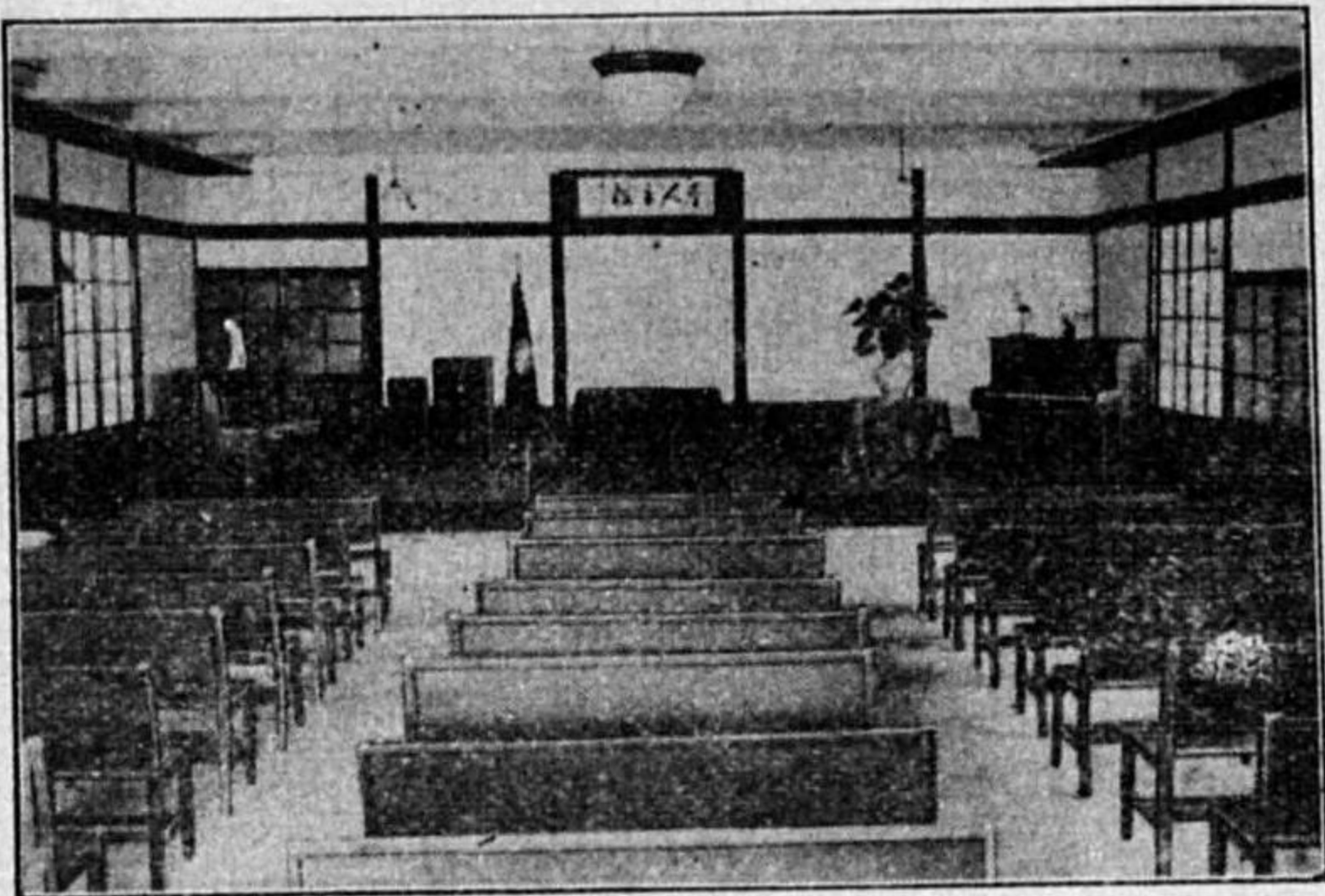
自分は既に本院收容者の質的關係を明にした。悞らく少年法の恩澤に潤ふを得ざる地方に於ては、當然刑務所に收容さるべき程度の犯罪少年をも、その人格が完ふされ得ることを豫定して居るのである。従つてそれが實現され得る方法こそ誠に至難の業たり。一般世人からその成果を疑はれた事は已むを得ないことであつたらう。而も日々成績を挙げつゝある事は、少年法のため誠に慶賀に堪へない次第である。既に述べたるが如く、彼等收容少年の搖籃時代は概ね不遇の境遇に甘んせねばならなかつたのである。即ち家庭的條件に於て、保護者の教養的地位に於て、或は遺傳的生理的條件に於て、更に品性教養の重要な雰圍氣をなす近隣條件に於て實に不利な立場に在つた。勿論彼等と全程度の社會的環境に成長しつゝ何等の不安を感じせぬ大多数の一般少年の存する事は、彼等の特殊的性能に歸せしめねばならない。是等社會的不遇と性格的烙印とに加ふるに、長年月に渡る浮浪生活に慣れ幾多の不良行爲を経験し來れる彼等少年を如何にして矯正し、如何に處置すべき乎。此の問題こそ

我々に課せられたる不斷の問題である。悞らく本院に於ける成績如何は、從來の感化院の狙ひし方向を開拓せしめ、その眞價を發揮するの有効なる地位を確立せしめ、更に廣く少年保護の大局よりは將來少年刑務所なる機關の存在を必要とせざるに至らしむる楔であらねばならない。現在本院に於て採りつゝある處遇法の大畧は次の如くである。

1 設 備

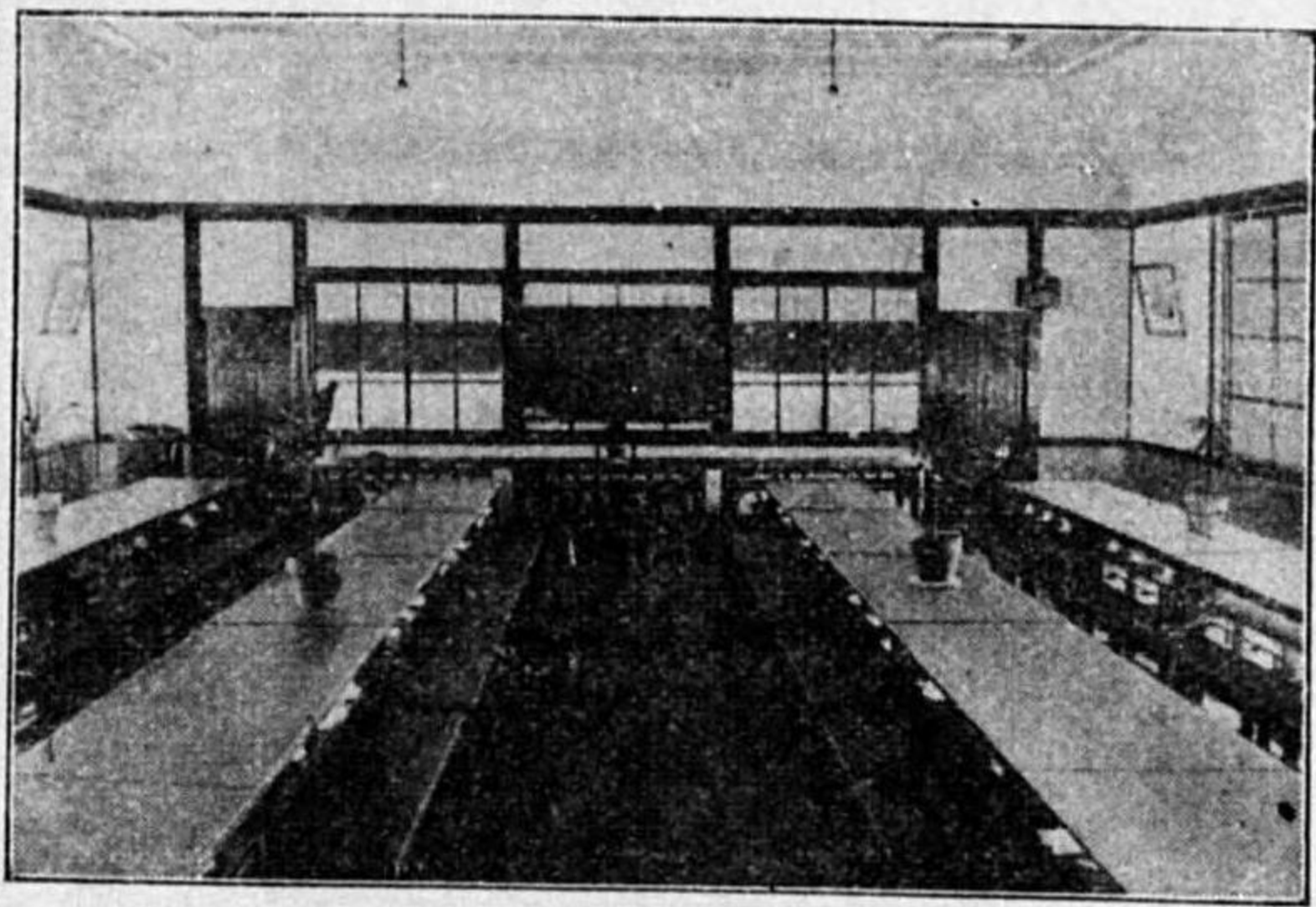
本院は東海道線茨木驛を距る西北二十三町、茨木ゴルフ場を背にして千里山の丘上にあり。都會の煤煙を外にして、土地高燥、幽翠、東南は開けて遠く大和の連峰を望む形勝の地であつて、自然の恩澤を恣にすることが出来る。

かゝる地域の選ばれた所以のものは自然の及ぼす品性陶冶上の影響を顧慮せられたのによる。實に近代資本主義の生みし文明は都會中心主義となり、機械文明と化し、總ては人工的所産の物質文明である。其處には自然は影をひそめ、人力のみがはみ出し、人間性の極めて樞要なる敬虔の態度は失せ、神秘の心は没し去らんとしてゐる。かかる社會に於ては靜思熟慮以て自己反省するの餘地は乏しい。眼前の



講 堂

物慾の満足のため奔命に疲れし彼等には四邊靜謐、花木清秀なる自然の無言の薰化こそ望ましい。かかる自然に擁せられたる主なる造營物其他を列擧すれば次の如くである。



食 堂

敷地總坪數は一万六千二百七十二坪八八〇であつて、其中に四十六種の造營物がある。先づ廳舎であるが、階下には院長室、院長應接室、教官室、事務室、會議室、一般應接室、小使室、宿直室、倉庫等あり、階上に五教室、理科標本室、修省室、領置品室、製作品陳列室、圖書室となつて居る。次に講堂、醫務室であるが、醫務室には、院生待合室、診察室、外科室、齒科診療室、醫官室、調劑室、寫真暗室の備あり、それに連つて病室、看護人室、心理研究室がある。學寮は東寮として三ヶ學寮、西寮に四ヶ學寮あり、東西第一、二學寮は第一期工事として設立されたのであるが、東西第三、四學寮は大正十五年八月三十一日第二期工事として本院の立案設計によつて竣工せしものである。間色彩、採光、居心地の上より格段の相違を看取し得るのである。其他洗心寮、食堂、炊事場、浴室(藥湯付)、木工教室、縫工、籐工、印刷各教室、農場事務室、農具室等があり、是等諸造營物に隣りて運動場あり、更に四千七十三歩に及ぶ園藝實習地がある。

更に之等の地域を取り巻いて家族寮六棟(八戸)、官舎八棟(十三戸)、共同浴場が散在して居る。又本院には本院専用の水道が布設されて居る。外に本院出張所が大阪市北區若松町大阪少年審判所に隣接して敷地總坪數百十二坪を擁して新設され、假委託生を收容して居る。

凡そ是等の施設は普通學校經營に於けるが如き形式組織を必要とするの外、更に少年の濃厚なる浮浪性、逃走癖、粗暴野卑にして懶惰なる性情をして自らその影を失はしむるが如き色彩、各種造營物の配置、質實清楚なる設計様式等の點に於て深甚なる考慮を費されたる事を特に附言して置かねばならない。

2 教 育 施 設

イ、寮 舎 教 育

本院に於ける寮舎教育は寄宿舎制度による團体的修養法が採用されて居る。即ちかかる優秀なる自然的環境に在りて、個人的修養が内省反省に便にして、容易に深く靈光に浴するを得る點に於て特色があるに對し、團体的寮舎教育に於ける修業は、人間の社會性を或點迄満足せしめながら、然も個人的に内面生活の充實を計る點に於て長所を發揮せしめて居る。彼等少年には一面に於て深く自己を反省するの内潛的態度を必要とするも、他面自己以外の者と交渉關聯せんとする外延的態度を必要とする。従つて彼等は全然孤立的な寂寥なる純反省の生活のみを以て満足する事は出來ない。即ち外延的に社會性の満足の道を拓くに腐心を要するのである。然れども又團體生活としての寄宿舎制度は、人

間の社會性に基く所の修養場ではあるが、全時に個人的に靜かに内省潛心の生活を爲し遂げ得る餘裕を得ざる時は甚だ危険が伴い易い。まして本院の如き特殊の少年の集合体であれば其點に關しては不
斷の監督指導を要する事は論を俟たないのである。

○、洗心寮。

本院の教養は洗心寮に昉まる。新に入院する者ある時は先づ其舊衣を蟬脱して、本院規定の制服を着用せしめ、本院教養の趣旨を了得せしめ洗心寮に收容するのである。洗心寮には北室、南室の別がある。北室は雜居室であり、南室は獨居室であつて八室あり、其他輔導室、考査室の設がある。特に採光、色彩に就ては深甚の注意が拂つてある。先づ南室に於て獨居、靜座謹慎して深省するに努めしめ、漸く焦燥の念去り、靜思、反省するの精神的餘裕の表はるゝに及んで北室へ移す。其間身心の診査、性行境遇の調査、學力技能の検査等を行ふ、這般の考査終了後、之を修省室に導き、院長より其個性に適應したる剴切なる誨告を受け、既往の滋垢を一洗して新に純眞の生活に入るべき旨を誓ひ、然る後學寮へ轉するのである。洗心寮在寮中特に冷水摩擦の習慣を作り、一般禮儀作法を習熟せしめ或は國民体操を課して規律ある性行を馴致せしむる事に努め、北室に在りては修養書を貸與して之を味讀せしめ以て省察の一助たらしむ。

ハ、學寮。

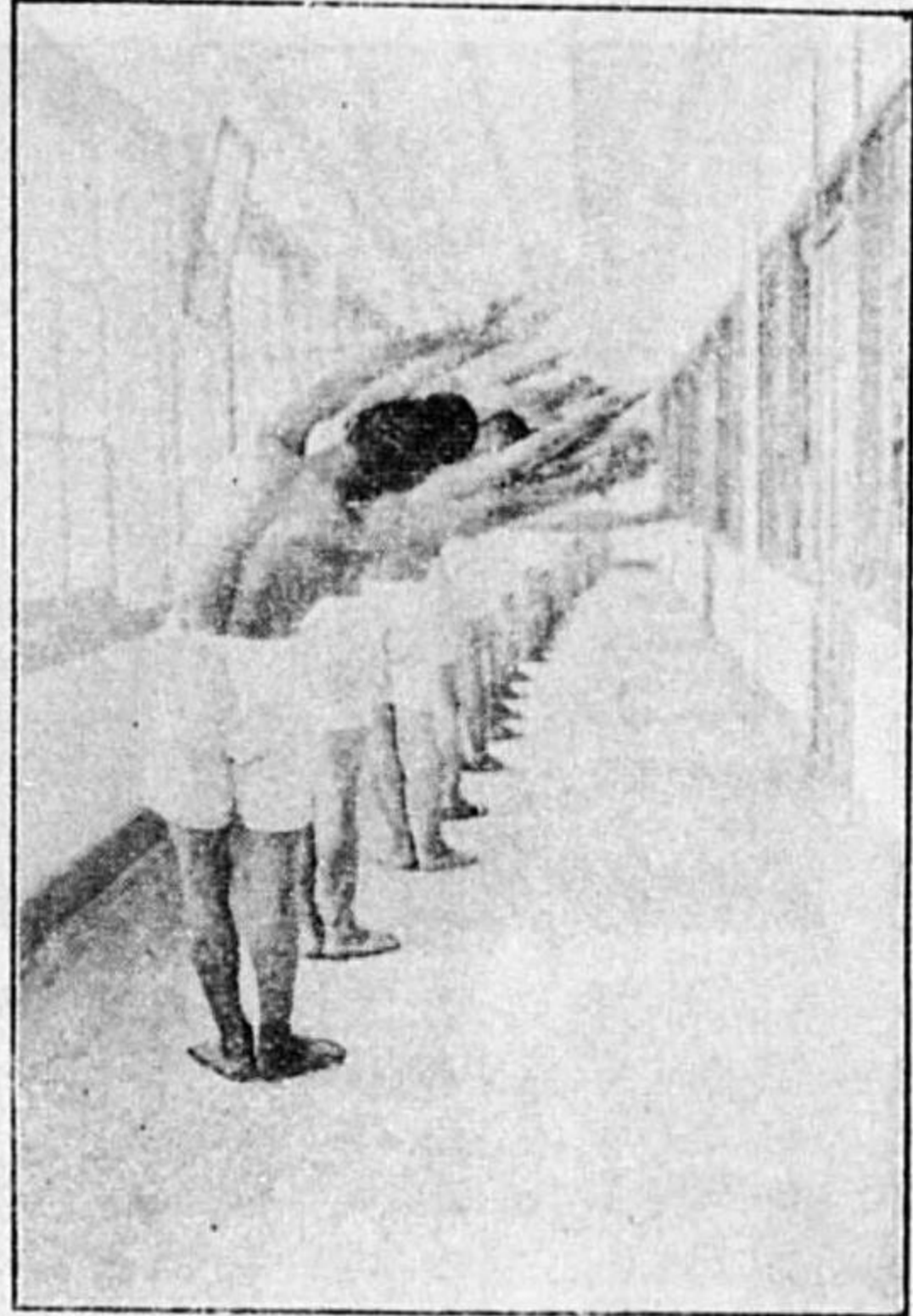
學寮は七棟あり、東三棟、西四棟より成る事は前述の如し。即ち年齢性行其他によつて洗心寮より東西別に第一學寮に轉じて、成績の向上を待つて累進して第二乃至第四學寮に移らしむ、或は成績不

良のため逆轉する者も有る次第である。現在矯正院に於ては性行其他による分類は僅かに東西の學寮別によるより外はない有様であるが、收容少年の種別は、フェリ(Feri)の分類せしが如く、病理的犯罪者、生來的犯罪者、習慣的犯罪者、偶發的犯罪者、感情的犯罪者等を擧げる事が出来る。從つて矯正の實を擧ぐるに一層有効なる處遇施設として、年齢、罪質、精神薄弱等を顧慮して更に收容所の分派が翹望されねばならないのである。

學寮内には、月別により送致人員の多寡によつて一定し難きも十五名乃至二十名の者が集團的自治生活を行つて居る。各學寮には寮長副寮長各一名を置き、能く本院教養の主旨を体得して寮内の規律を保たしめ、一方自由にして溫き友情生活に生き、社會的連帶責任を意識して團體に奉仕するの意氣を養成するに努め、以て從來の放縱生活より開放さるゝ様監督指導を怠らない。彼等は各寮内に自發的に、折に觸れて自治會を開き、或は學びの會を組織し、各自提撕誘掖して修養の事に當り、以て健實なる寮風を樹立し、改過向學の機運を高めつつあるのである。以下四季に應じて幾分の相異はあれど彼等の日課時間を示せば次の如し。



第四學寮自習室



學 察 體 操



(浴 雨 驟) 室 浴

午 前

起 床

春夏は五時
秋冬は六時

點呼、國民体操、冷水
摩擦、寮内掃除、自習

朝 食

七時二十分

出 寮

八時二十分

學科及實科

自八時三十分至十一時二十分

診 療

自十一時二十分至十二時

晝 食

正午十二時

午 後

診 療

自零時二十分至全五十分

實 科

自一時至四時乃至四時半

入 浴

自四時至五時三十分

夕 食

五時三十分

自 習

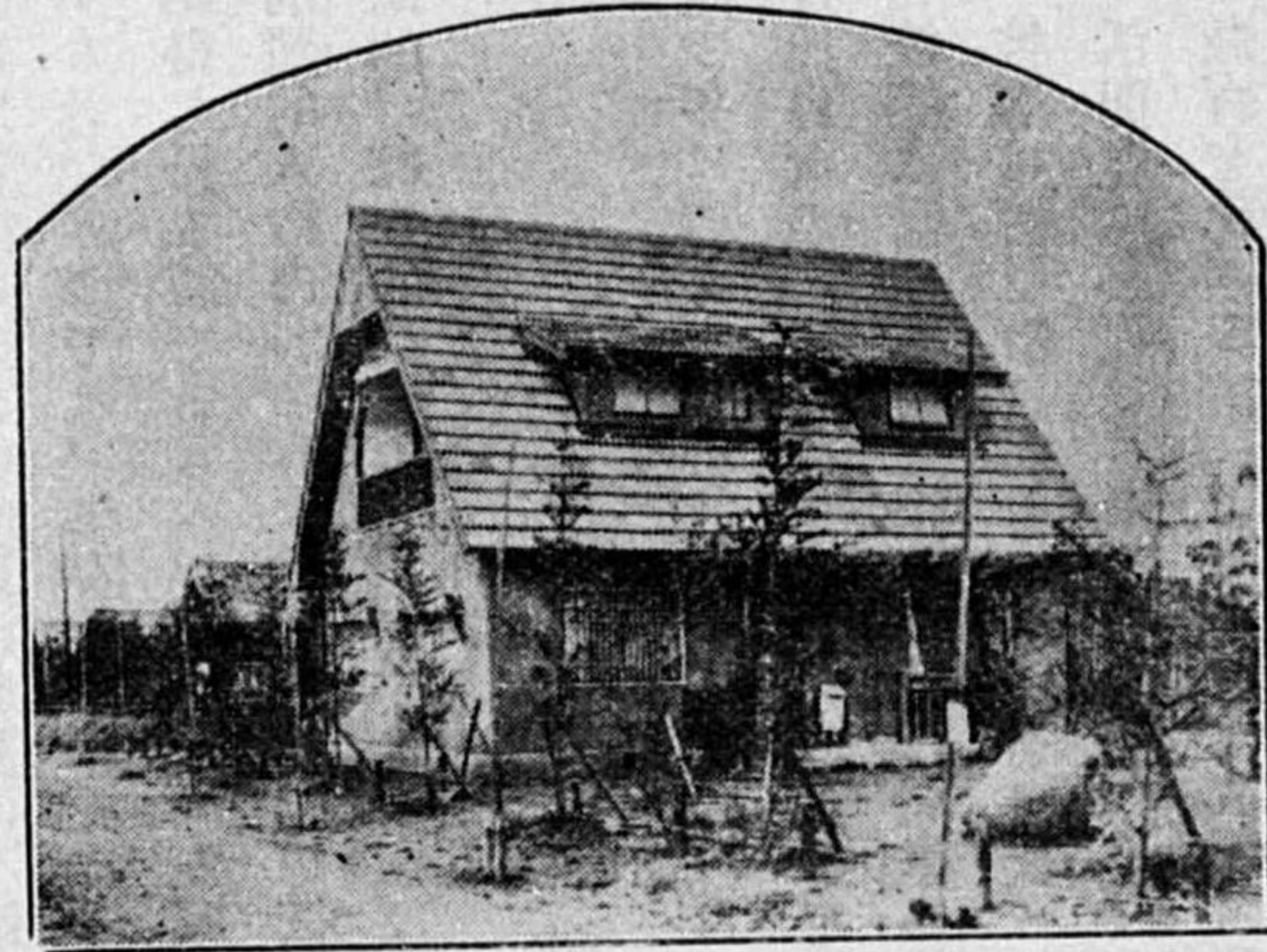
自六時三十分至八時三十分

就 寢

八時三十分點呼、九時就寢

二、家族寮

學寮生活に於ける行狀特に優秀にして、最早社會生活に堪る得るの素地を作り得た者の、社會生活と學寮生活との中繼段階として設けられたのが家族寮である。即ち職員官舎に特に院生用



(寮 誠 至) 寮 族 家 八 第



室 習 自 寮 族 家 三 第

一室が設けられ、學寮に於ける集團生活より、家庭生活に移され、家庭的雰囲気の中に在つて更にその性情の純化に努める次第である。かくして長年の習癖より開放され、一社會人としての品位を保ち得て、更に技能優秀なる者は、本院職員として雇入れ、或は木工、印刷、籐工科の技工、若しくは園

藝科の農夫、園丁として所定の給料を與へて家族寮より通勤せしめ、自活の道を歩ましむるの門戸を開いて居る。巷間矯正院の設備内容を以て教育的な人格内容に非ずして、刑罰的人格内容を有するものゝ如く傳ふる者が有るが、凡そ本院收容少年の質的關係を熟知せるものにとつて、單なる自由開放主義が眞に教育的に非ざる所以は容易に了解し得る所であつて、彼等の將來を衷心憂慮し、その成果を祈願する者にあつては、學寮生活に於ける多少の拘束的施設こそ眞に彼等を愛する結果であることは自ら納得し得る所であらう。殊にかかる家族寮の設備の存するに徴するも、強いて矯正院の設備を以つて刑罰的人格内容を有するものと誰か云ひ得るものぞ。多少ともかかる質的乃至教養的段階に應ずる分派的、綜合的設備内容を有することは一層進歩的、科學的であると云ふことが出来よう。

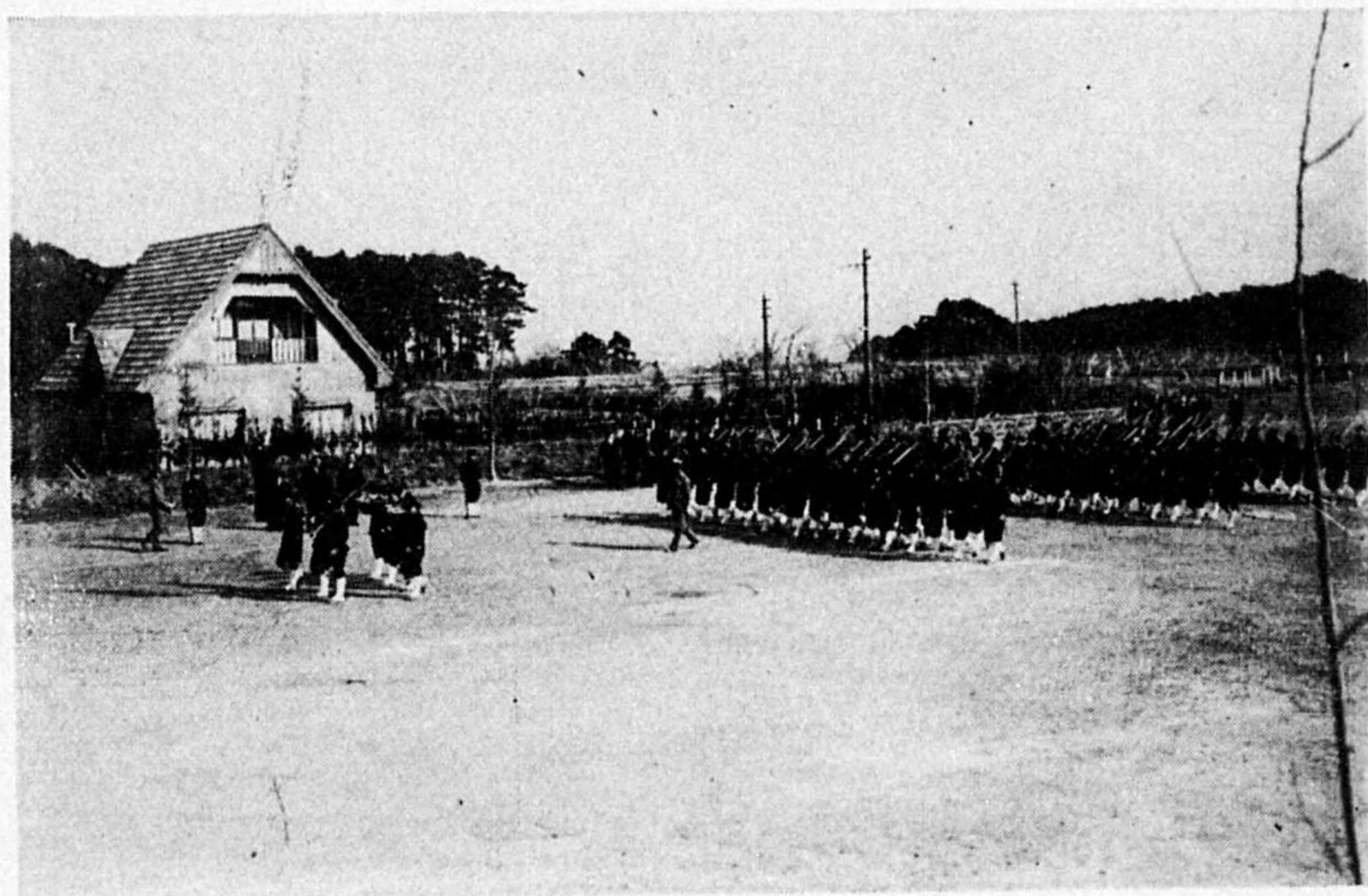
3 學科教育

保護少年に對して學科教育を施すの可否に就ては兎角問題となつて居る。學科教育の要なしと論ずる者は概ね次の論據に盡きるものゝ如くである。即ち

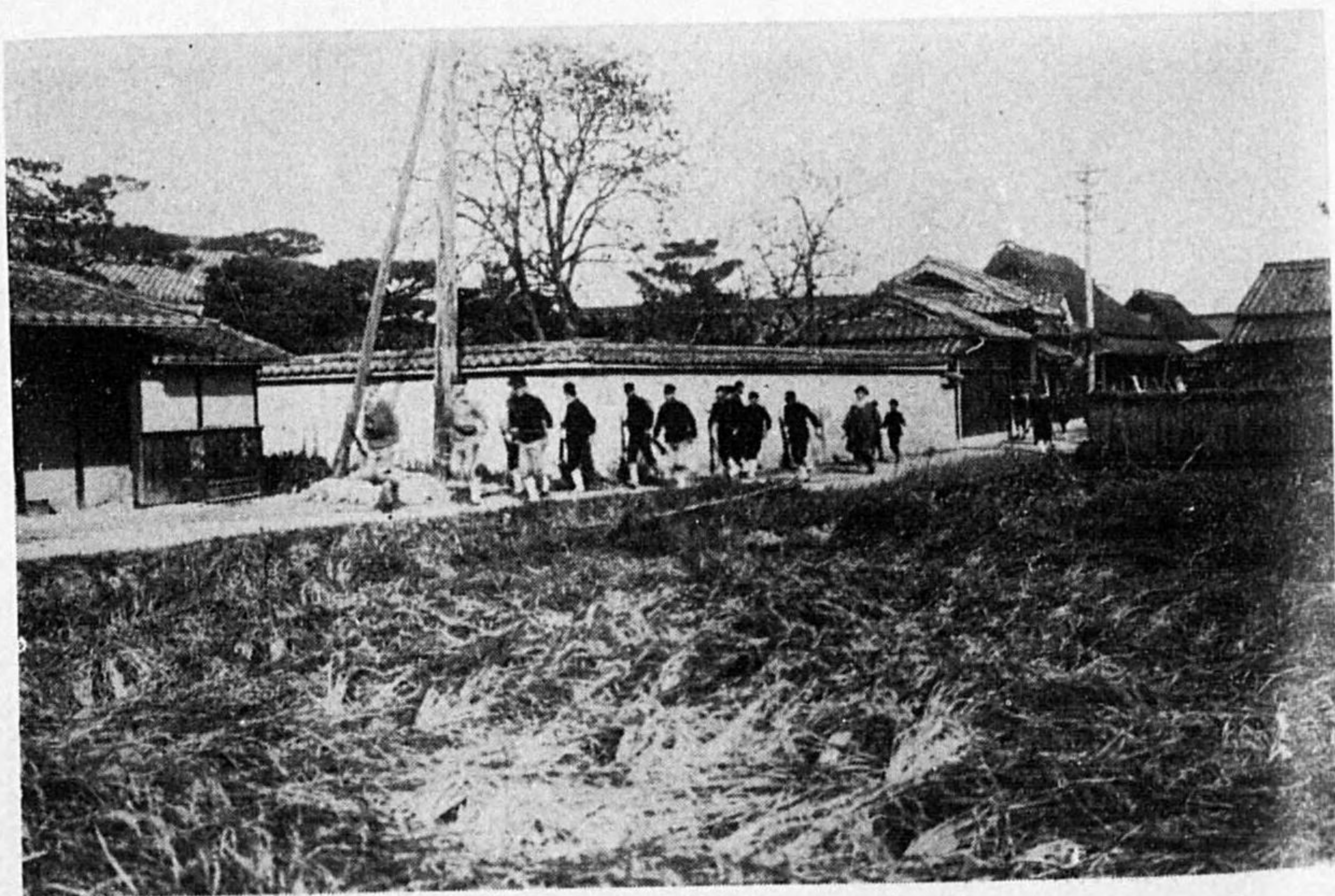
- 一、彼等は既に學問を厭ひ、更に向學の能力を賦與せられざる者である。
- 二、彼等は實社會に處して學問を必要とせざる者である。即ち學問を施すの餘裕あらば寧ろ直接生活問題に必要な職業指導を爲すべきである。

三、教育を施すことによつて更に彼等の巧智を助長し、反社會性を濃厚ならしむ。

上述の理由を看取するに、何等教育 unnecessary の根本問題に觸れて居ない。彼等は小學教育を受くる際に



式列分(一其)練教事軍



習演外野(二其)練教事軍

一般少年に伍する能はず、教師に冷遇され、全級生に疎んせらる。従つて正規の課程を受容する能はず、爲に社會に處して正當なる認識判断を缺き、失敗を重ねるに至る傾向を認めることが出来る。されば我々は彼等に對しては一層懇切なる指導方法により知識を注入し、以て正規の科目を授け、普通人たるの資格を與ふるこそ教育者としての義務であり、且つ社會人としての思やりであらねばならぬ。更に第二の問題に於ては、成程彼等は實社會に立つに當つて必しも教育を必要とせぬ程度の仕事に甘んせねばならないのであらう。然れども教育を授くる事は自分の従事する職業に對する理解を高め、向上の氣運を促進せしめ、従つてその職業の熟練を一層容易ならしむる結果となるのである。況んや此の好機を逸せば彼等は何時の日にか教育の恩澤に浴し得るものぞ。第三の理由に至つては寧ろ自らの無能力を公表するに等しい。我々にかかる結果に導かざる教育を施すやう努力すべきである。既に少年の質的關係に於て述べしが如く、彼等の年齢と學力程度との懸隔が餘りにかげ離れて居るがために、小學讀本に於て狙はれたる對象に副はない恨があるのである。青木誠四郎氏が少年刑務所に於て犯罪少年の智識傾向を研究せられし結果に依ると、(心理學研究、第四卷、第二輯)小學兒童との比較よりすれば、實業方面の智識は盡く犯罪少年が勝れ、公民的、娛樂的智識に於ても亦法律、運動智識を除いては盡く勝つてゐる。特に俗語、經濟、農業、映畫、政治方面に於て甚しい。翻つて學科的方面に於ては地理を除いては盡く犯罪少年が劣つて居る、文學藝術方面に於てはその差は餘り認められない。犯罪少年と稍々全年齡に屬する中學校生徒との比較を見るに總ての點に於て著しく犯罪少年が劣つてゐるのは勿論であるが而かも農業工業、劇方面の智識は犯罪少年が幾分勝れてゐるので

ある。

以上の智識形態は保護少年に於ても大差なきものと見て差支へがない。即ち犯罪少年乃至保護少年の智識界は、一般として社會的實生活の間に學習せらるるものに於て普通兒童に優り普通の青年と相匹敵するものがあるが、正常なる學習生活乃至學校生活より養はるると見るべき諸種の智識に於ては一般として極めて貧弱なのである。正常少年に比して保護少年に於て低能者の多いことは否むべからざる事實であるが、彼等には特に學校生活への適應性の缺陷が學校的保護を脱せしめ、かかる正常保護の缺陷が社會適應性を失はしめ、無明雜利に終らしむるに至つたのである。更に彼等は放縱なる生活に禍され、且は智能力尋常ならざれば飽き易く疲勞し易し、従つて五十分授業を充分緊張して勉強せしむることは餘程の努力を要するのである。單に所定の學科を説明するに止まらず。彼等をして學究的好奇心を醸さしむる特別の技能を一層必要とするのである。此の意味に於て將來かゝる保護少年を對象とする教科書の出現を望むものである。

本院收容者には全然不就學の者より中學程度の者に至る種々の學力の段階が存するも、現在の設備に於ては、之を五教室に大別し、近似の學力を有する者を一教室に收容して教育するの現状である。殊に特殊學級を設け、以て精神薄弱者に對し、その教育方法に就いて攻究研鑽を努めつゝあるのである。以下學級名と學科種目を示せば次の如くである。

學科は午前中三時間に於て施し四十分乃至五十分授業である。

第二學部 一、二組 (中學初年級、高等小學程度)

修身 二時間、 公民教育 一時間、 國語 二時間、 作文 一時間、 數學 二時間、
 話方 一時間、 理科 一時間、 地理 一時間、 歴史 一時間、 圖畫 一時間、 書
 方 一時間、 唱歌 一時間、 体操 三時間、

第一學部 一組 (尋常五、六年程度)

修身 二時間、 讀方 三時間、 算術 二時間、 作文 一時間、 話方 一時間、 理
 科 一時間、 地理 一時間、 歴史 一時間、 圖畫 一時間、 書方 一時間、 唱歌
 一時間、 体操 三時間、

第一學部 二組 甲類 (尋常三、四年程度)

修身 二時間、 讀方 四時間、 作文 一時間、 算術 三時間、 話方 一時間、 理
 科 一時間、 圖畫 一時間、 書方 一時間、 唱歌 一時間、 体操 三時間、

第一學部 二組 乙類 (尋常二、三年程度)

修身 二時間、 讀方 四時間、 作文 一時間、 算術 三時間、 話方 一時間、 理
 科 一時間、 圖畫 一時間、 書方 一時間、 唱歌 一時間、 体操 三時間、

第一學部 三組 (特殊學級)

修身 二時間、 讀方 四時間、 算術 三時間、 話方 一時間、 圖畫 一時間、 書
 方 一時間、 唱歌 一時間、 手工 二時間、 体操 三時間、

右の中話方とあるは各職員の自由なる教授に任せてあるので、時事問題、其他訓話等を概ね課して

居る。以上僅か一週十八時間の教育であれば、その教材の取扱に餘程苦心の存するは勿論であつて、最も注意を要するは智識的取扱、教授的取扱よりも道德的取扱、訓練的價値に重點を置き國民としての一般智識の注入に努めて居るのである。

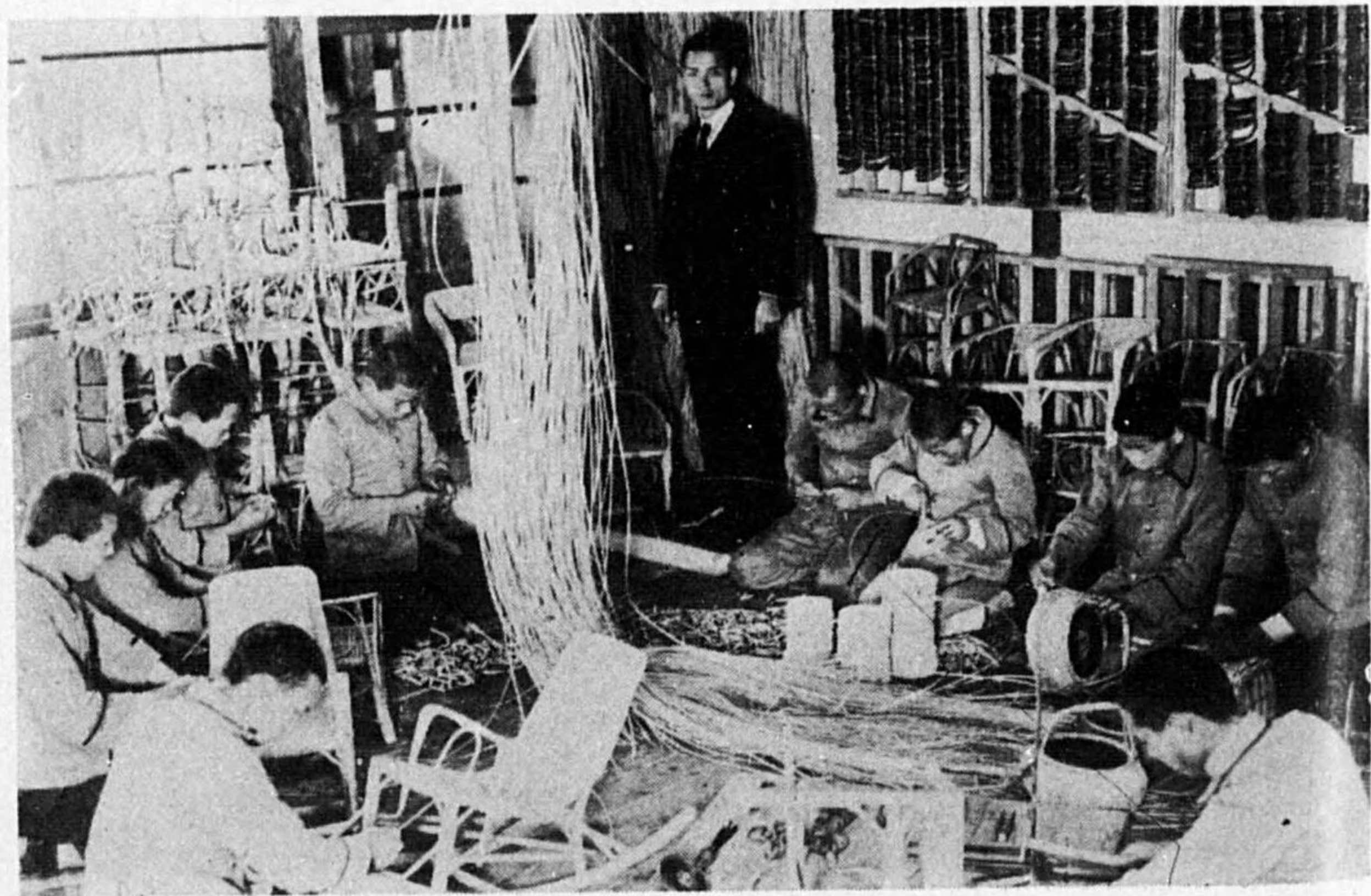
本院に於ては又矯正院法第九條の『在院者には其の性格を矯正する爲嚴格なる紀律の下に教養を施し云々』の目的に副はんがため、特に体操教練に重きを置き、軍隊的規律訓練を施し。彼等の怠惰、浮浪性よりの解放に腐心して居る。従つて職員にも將校、準士官五名採用され、その方面の教育に當つて居るのである。特に銃器の拂下を得、軍事教練の徹底を期して居る。近年に至り銃器の取扱、喇叭の吹奏、隊伍の編成に至る迄稍々教育が行届きしを以て、昨年十一月三日の明治節に野外演習を試み、非常な成功を収めたのである。かかる教育の結果は退院生の成績に影響すること甚大であつて、徴兵検査の結果軍隊生活を送るに至りし本院卒業生の成績は海陸軍共に頗る良好拔群である事は我々の甚だ愉快に感ずる所である。

4 實 科 教 育

保護教育に實科の採用されたるは、少年の將來の職業的關係を顧慮されたるが故である。一般に解せられ易い。然れども教化方法の變遷に伴ふ結果である事も亦知らねばならない。即ち少年を改過せしむるに最初に試みられた手段は懲罰主義であつて、次いで表はれたのが訓育主義である。然れども單なる訓育主義は現實の問題に當つては空疎に墮し易い。之等の方法のみを以てしては感化薫育の根



室 教 刷 印



室 教 工 藤

本に徹し難い。即ち實科的教養を與へ、生業的基礎と、訓練的基礎を施さんとするものである。此處に實生活を加味せる道德的訓練の方法として實科教育が極めて重要な地位を占るに至つたのである。本院に於ける一般的意味に於ける實科は、午後一時より四時半に至る實科作業であつて、農場に於て四季に應じて或は土運び、耕作、草刈、掃除、農作物の手入等に従事し、自然の默示に恵まれ乍ら、土に親み、花鳥草木を友とし、勤勞の良習を作り、その眞價を了得し以て、從來の放縱怠惰の心を矯め、自然の素朴に副はしむるのである。

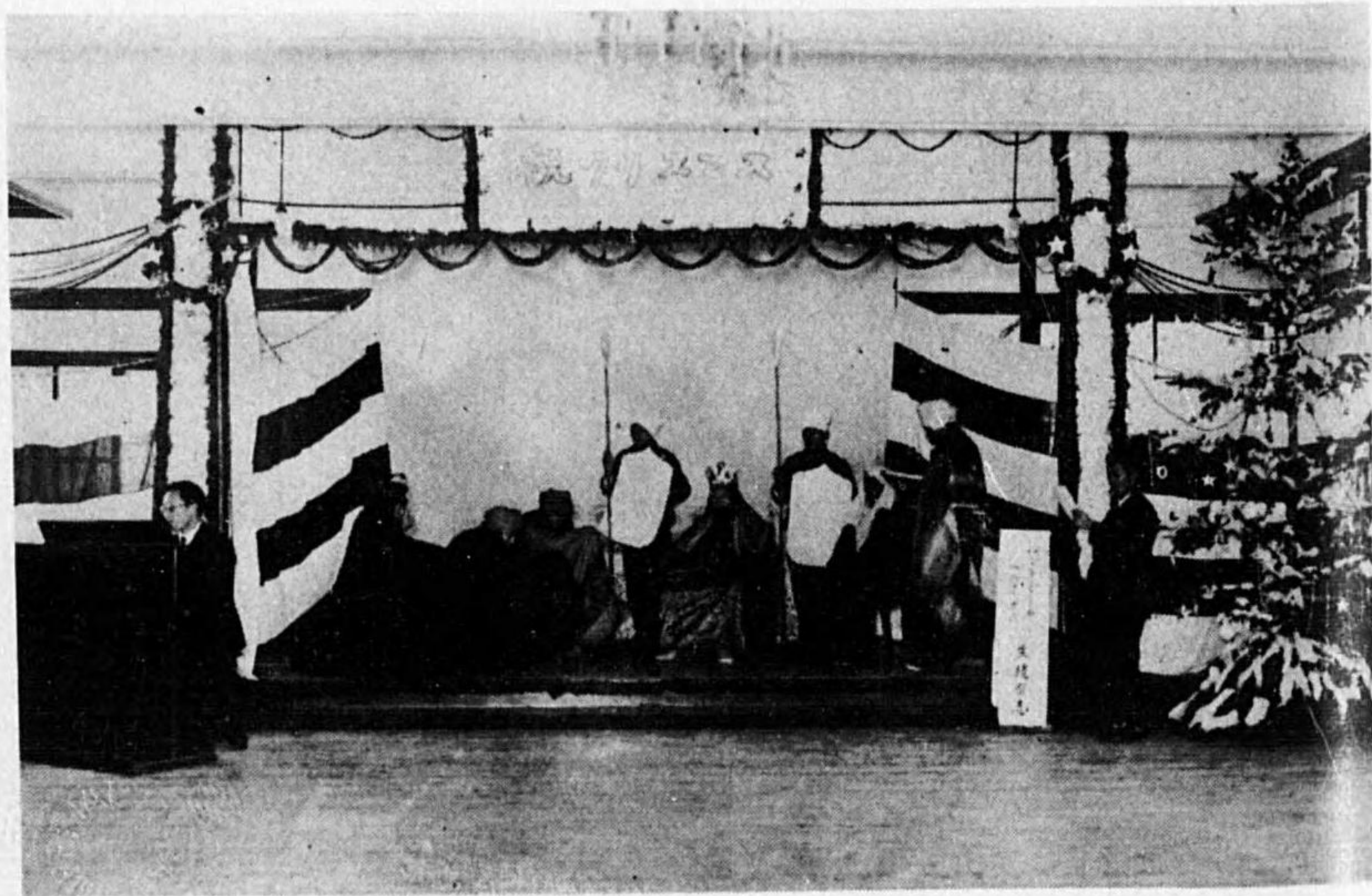
職業的基礎を施す機關として、園藝、印刷、縫工、木工、籐工の五科目が設備されてある。是等に入科せしむる少年は、入院以來の成績、本人の志望並に性能検査の結果等を顧慮して決するのである。是等實科教育と雖も單に職業そのものを目的とするに非るは勿論であつて、要するに一般教養に資する方法である。あらゆる機會を捕へて道德的取扱を試み、訓練的價値を發揮せしめねばならないのである。因に本院に於ける、園藝、木工及印刷教室の設備の如きは普通實業學校に劣らざる組織と内容を有して居る。

5 情 操 教 育

凡そ以上の諸設備並に教養方法を事實運用活躍せしむるは人に在る。特にかかる特殊の設備と内容を有することであるから、收容少年の性能並にその特異性の把握、認識と、取扱ひ上の公平、忍耐、誠意、寛容、勇氣、果斷、健康等の美德とを兼備するに非ればよく其の任に耐へ難い。まして長期に



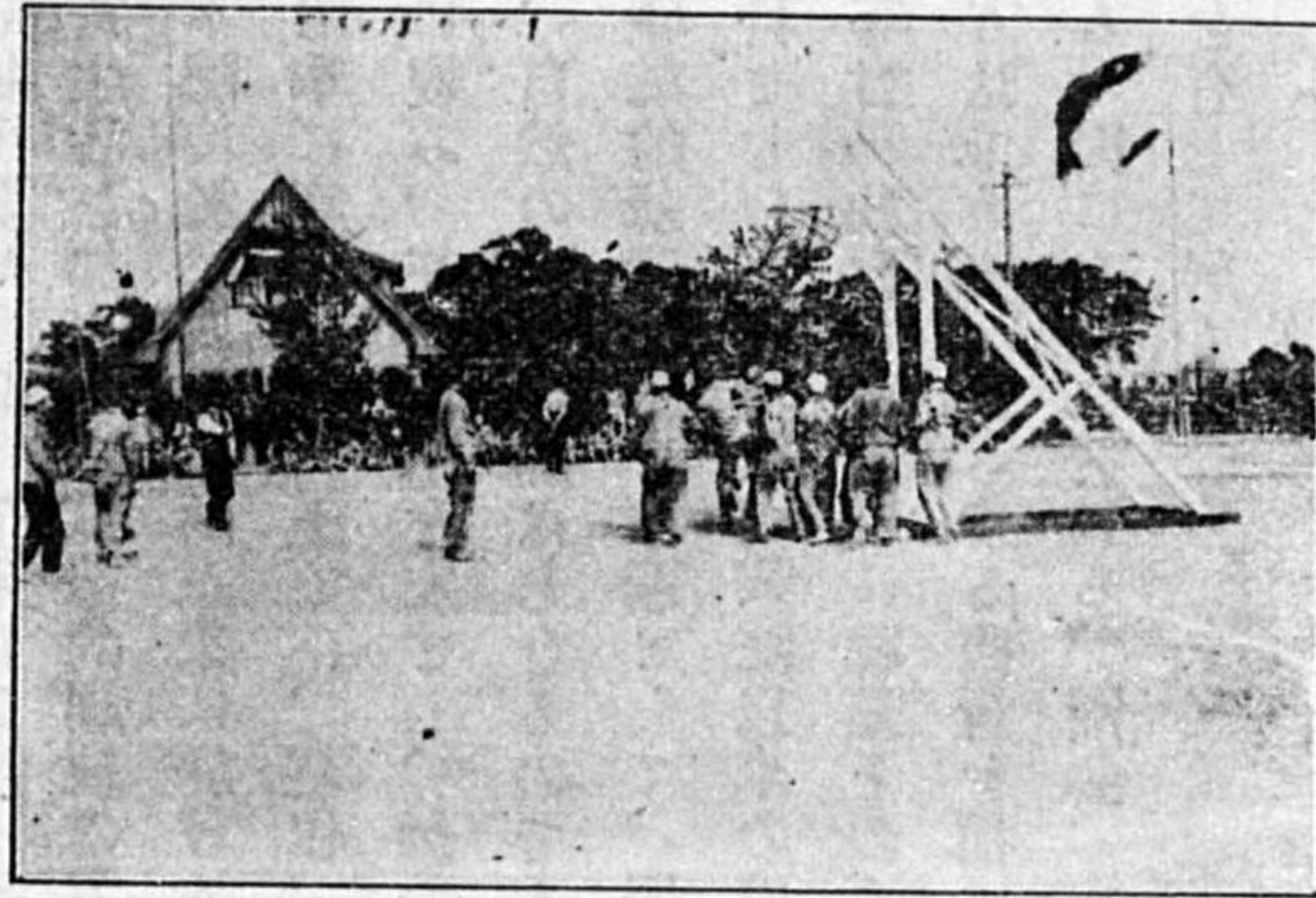
(年二和昭) 唱齊歌美讚弟子員職 (一其) スマスリク



(年三和昭) 場の王デロヘ ムーミトンバ生院 (二其) スマスリク

浪速少年院收容少年と處遇概説

巨る習癖によつて構成されたる歪める性狀を正道に歸復せしむるには如何なる失望状態に際しても屈せざる信仰的態度を必要とする。彼等は少年である。譬へその利那々々に於て眼前の實蹟を見る能はずと雖もその際移植されたる道義的胚種は、何時しか發芽して成果結實せしめずんば已まない氣概と



ルーボトツケスパ

熱心さを缺くならば失望喪心に陥り易いのである。かかる意味に於て宗教心は重要な意味を持つて居る。我々は又少年に對して宗教心の發露を促すに腐心せねばならない。宗教上の教理、宗派的抗爭の前に、先づ敬虔なる一般人格的道義的宗教心そのものの開發、萌芽を狙ひ、以て人世に對する根本的態度の確立を計らねばならない。此の目的に副はんがため、職員には宗教學校出身者が多く採用されて居る。又灌佛會、精靈祭、基督降誕祭の如き宗教式日には盛なる會合を催し、名士の來場を得て講演を聴取せしむるごか、或は宗教繪畫を適當なる場所に掲げ以て宗教的雰圍氣を醸し自然宗教的情緒の誘發に努めて居る。其他彼等少年の荒廢せる心狀を融和せんがため、音樂的設備を充實し、折に觸れ高尚典雅なる音樂を樂ませ、又種々の娛樂器具、樂器類を備付けて、休日、祝日、土曜日の夜間自習時に少

年に之を貸與して自由に享樂せしめ、或は活動寫眞の映寫、レコードの演奏等を試みて居る。又一般修養書、科學雜誌、歴史地理に關する書籍、文藝書類を貸與して學寮内に於て自由に讀書せしめ、或は折に觸れて『日輪草』なる雜誌を發行して、職員及少年の作品を掲載し、それを各自に配布して彼等の創作慾、讀書慾を満足せしめ、晝食時には、食堂に於て職員、少年一同食を共にし、食后十分内外に亘る職員の食卓講話を聴取せしめ、訓話、ニュース、感想等を述ぶることによつて教養の一端に資し、旁ら相互の親睦、融和を計つてゐる。其他春秋二季に於て或は運動會を催し、一般に公開し、地方青少年との對抗競技を行ひ、或は遠足を試み、附近の山野を跋涉し、名勝舊蹟を尋ね、以て現在の特殊境遇の位置を忘却して英氣を涵養するの機會を與へてゐる。

6 徽章及び麗日旗

本院の徽章は向日葵を型採り、真中に少年院の『少』の字を嵌めて出來上つてゐる、向日葵が常に陽を慕ふて廻るが如く、我等も又久遠の光明、弘誓の灯を仰ぎ、希望に生き、向上に勵むの意氣を表象したものに外ならない。

院旗を麗日旗と稱す。大正十三年五月五日端午の佳辰を卜して麗日旗制定式を擧げ 且つ此日を以て本院創立記念日と定めた。麗日の語源は楊師道の詩に

朝光欲動千門曙。麗日初照百花明。

瀛遠少年院收容少年と處遇概説

に出づ、蓋し皇恩の治きに浴し、煦々の春光に照らされて若人の心の華の初めて開かるべきを標章したものである。塩瀬の地質を真紅に染め、金糸を以て向日葵の徽章を刺繡し、真中の『少』は銀糸を以て浮かしてゐる。麗日旗は本院教養の精神を象徴せるものとして之を尊重し、院生中特に成績優良なる者數名を選びて旗手たるの榮譽を與ふるのである。

以上極めて簡單粗雑乍ら處遇方法を概説したのであるが、吾々は單なる經驗を以て安んずべきでない、又現在の處遇を以て最善なりとして晏如たるべきでない。今や保護事業は社會的重要性を認められ、畏くも皇室に置かせられては、時に觸れ之等設備機關に對して過分の御加護を賜はると拜聞する。誠に恐懼の至である。兎角此の種の事業は保護ちう美名に動かされ、自らの献身的努力に自己陶醉し、その科學的研究を度外視し、或は自負の念に驅られて徒らに他を排し他を誹議するの弊に陥り易い。かかる危険より逃れんため本院に於ては特に研究室が設けられて居る。まだかかる方面の研究充分ならざる我國に於て、醫學、心理學、社會學の三方面より彼等の今日に至りしその經過を明かにし、以て其の教化の基礎的概念の樹立に努め、更に絶へず新智識の注入に意を用ひ、その教養施設の硬化沈滞を妨ぎ、常に潑刺たる流動性に富め方法を講じ、以て、保護教育有終の美を濟さん事を期してゐる。



(山登王龍) 足遠



働 勞 外 野

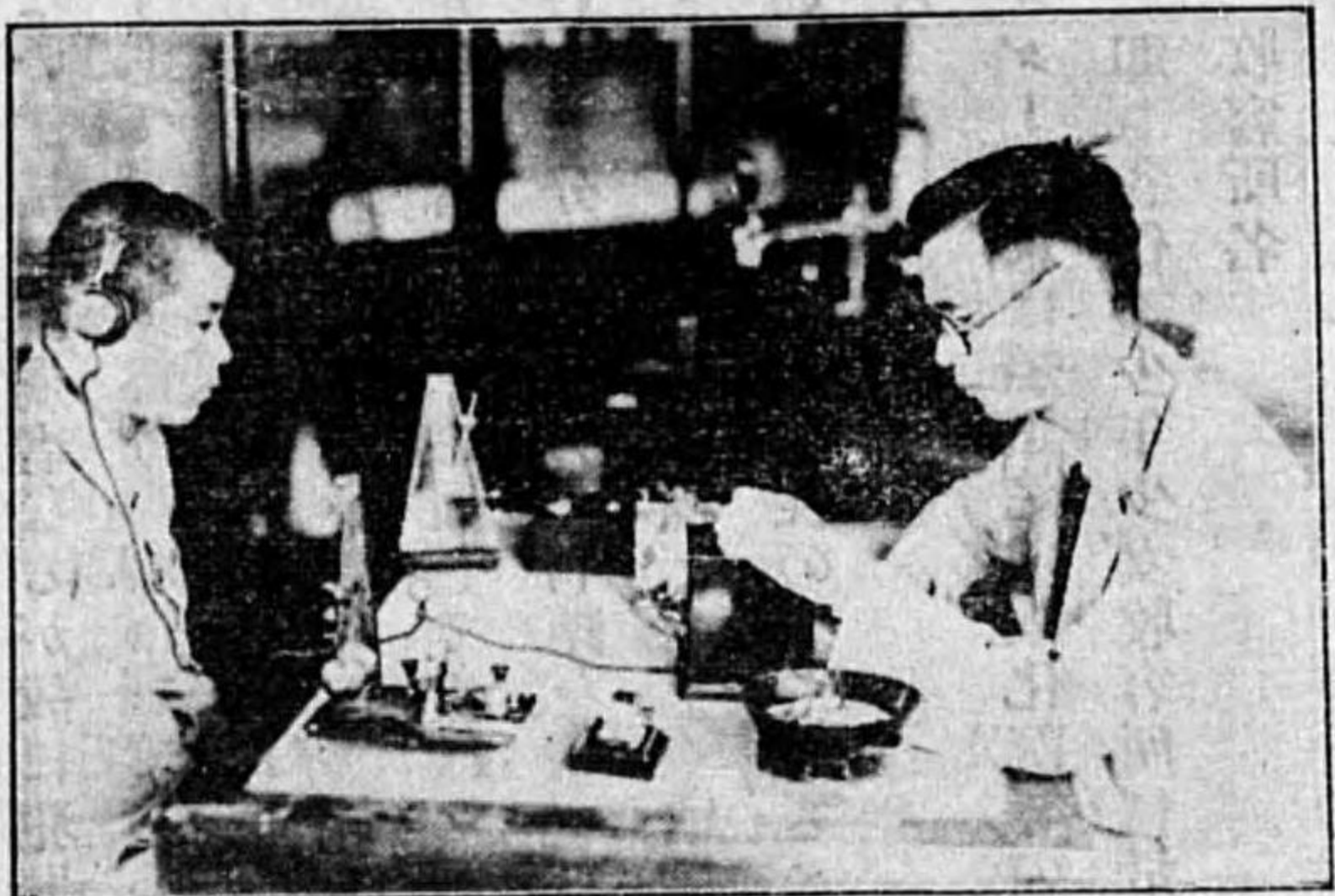
智能及び年齢と罪質との問題

矯正院教官 文學士 池 口 尙 夫

本論に於て取扱へる對象は保護少年である。所謂不良少年と稱へられし者の罪質と年齢及び智能の關係を窺はんとしたのである。單に保護少年と云つてもその程度に於て種々の段階があるが本論に於ては浪速少年院收容少年を主題としたのである。この程度如何は別に概論に於て多少その性質を明らかにした故にその論文を参照され度い。

一、精神薄弱兒の問題

保護少年と智能の關係に就いて最も重大なる研究を發表したのは亞米利加の心理學者ガダード氏(Goddard)である。氏に従へば犯罪者は生來のものではなくして後天的のものである。所謂犯罪型なるものは單に精神薄弱の一形式に過



心理研究室

智能及び年齢と罪質との問題

ぎない。精神薄弱者なるが故に犯罪に誘導されたのである。此の條件を説明するものは遺傳的犯罪に非ずして實に遺傳的精神薄弱である。従つてロンブロー氏(Lombroso)等の提唱する遺傳的性來性犯罪型なる原理に對して新見地に立つものである。精神薄弱者なるが故に環境なる要素が犯罪と密接なる關係を保つに至るのである。其處に問題となるのは社會人としての責任觀である。善惡を判斷する充分なる智能を缺如して生れた者、よし相當の智能を具備するも、正しきに身を處し、惡より逃れしむる充分なる意力と判斷を缺く者は必然犯罪の重要な要素を包藏せる者である。此の事實は犯罪人と關係すればする程よりよく納得し得る所である。併し乍ら自分は勿論あらゆる犯罪人は責任觀の缺如者で所謂反規範性の者である云ふ程大膽ではない。但し保護少年に於てその高率を見る事が出来る。

ガダード氏は矯正院、感化院等の調査の結果上述の事實を強固ならしむる諸種の結果を發表して居る。即ち各保護少年少女收容所に於ける精神薄弱者の率は左の如くである。

收容所名	百分率	收容所名	百分率
セント クラウド ミネソタ矯正院	五四%	エルマイラ矯正院	七〇%
ラーウエイ矯正院	四六%	ジエネバイリノイス	八九%
レッドフラード感化院(十一歳以下)	八〇%	オハイヲ少年學校	七〇%
ランカスターマセチュセツツ(少女矯正院)六〇%		オハイヲ少女學校	七〇%
ペントンヅイル イリノイスの少年	四〇%	バージニア三矯正院	七九%
マセチュセツツ矯正院(コンコード)	五二%	ニュージャーシー州立少女家庭學校	七五%

ネットワーク、ニューチャーシー少年審判所 六六%

等

上述の表は全一人の検査によつて居ない故平均する事は困難であるが、少くとも五〇%は精神薄弱者であると斷定し得るのである。よしそれ以下の率としても犯罪問題を解く緊急性眼點は精神薄弱者の問題である事は否めないのである。

勿論上述のガダード氏の主張に對しては種々の反對意見は色々の方面より發表された。例へばカールマーチンソン氏(Carl Murchison)はガダード氏の取扱へるものは少年犯罪者である、少年犯罪者によつて得られた結果を以て一般犯罪者に及ぼすは早計であるとなし、兎角犯罪性と精神薄弱とが密接な關係を有つと云ふ考方は、傳統的な先入見や、隔世遺傳説と云ふ様な假説に禍ひされた偏見であるとなす。更に凡そ勢力ある家庭の少年は假令犯罪を構成しても收容所に入るは比較的少數であると云ふのである。又ガダード氏は『精神缺陷者の率は、その調査が熟練すればする程高率となる』と述べて居るが、若しそうすると完全な調査者は、あらゆる犯罪人は盡く精神缺陷者であることを發見するに至ると云ふ論理的矛盾に逢着すると反對意見を述べて居るのである。又マーガレットウースターカーティ(Margaret Wooster Curti)は『新ロンブロー主義』(The New Lombrosianism)を題して、最近心理學者の目醒ましき活躍は特にロンブロー派に其の位置を變へしむるもの、如くであるが、かゝる高率を精神薄弱者に見るは、テストの不完全に據るものである旨を述べて居る。更に一九一五年に發表された、ヒーリー博士(Healy)の著書『個別非行者』(Individual Delinquent)に於て、北米シカゴに於て數年間の不良少年の詳細調査を見るに、第一回、第二回とも調査人員千人による結果は次の如

くである。

	第一回	第二回
正常なる者	六七・〇%	七五・〇%
精神薄弱者	九・七%	一一・五%
劣等兒	八・一%	六・四%
生理的原因に依り劣等なる者	七・九%	三・〇%
精神病者	六・九%	四・三%

と發表され正常なる者が極度に擴張されて所謂異常兒と稱せらる可きものが至つて僅少である。

以上は外國の例であるが、之れを本邦に於ける重なる感化院に於て見るに、國立感化院武藏野學院に於ける大正八年三月十六日より昭和三年十二月三十一日に至る十ヶ年間人員三百五十四名に就いての調査報告によれば、

正常兒 二六・五五% 精神薄弱兒 五二・五四% 變質者 二〇・九一%

大阪府立感化院修徳館に於ける阪井良助醫學士の報告によれば、百七十名調査(大正十二年調査)の結果、七十三名即ち全体の四三・九%の精神薄弱者を出して居る。

廣島修養院收容兒に對し富士川博士が調査せられ、其内智能検査のみを久保博士が分擔施行せられし七十八名の結果を見るに次の如くである。

智能指數	人員	百分比	智能指數	人員	百分比
九一—一〇〇	五	九・〇%	六一—七〇	一二	一五・四%

八一—九〇	二五	三二・〇%	五一—六〇	三	三・八%
七一—八〇	三〇	三八・五%	四一—五〇	一	一・三%
計	七八	一〇〇・〇%			

更に京都府少年教育相談所に於て、大正十五年五月より昭和三年八月迄の分に於て、保護少年百〇七名に就いて久保博士改訂ビネー、シモン式大正十一年法に依る智能検査の結果を示せば次の如くである。

智能指數	人員	百分比	智能指數	人員	百分比
一一—一二〇	一	〇・九%	七一—八〇	二六	二四・三%
一〇—一一〇	六	五・六%	六一—七〇	一〇	九・三%
九—一〇〇	一七	一五・八%	五一—六〇	七	六・五%
八—九〇	三九	三六・五%	四一—五〇	一	〇・九%
計	一〇七	九九・八%			

即ちターマンの分類標準に従へば、

優良兒 〇・九% 普通兒 二二・四% 劣等兒 六〇・八% 低能兒 一六・七% である。

京都府少年教育相談所紀要第二輯に於て藤澤乙夫氏は、感化院兒童と一般不良兒との智能を比較して次の如く示されて居る。

府感化院收容兒童	來所保護兒童
優良兒 〇%	二・一%

普通児	一四・〇%	二四・九%
劣等児	七三・六%	五二・一%
低能児	一二・三%	二〇・八%

何れにしても指数七十、八十程度の者、所謂劣等児の段階に属する者が最も多く、多少地方別に依り差異あるも、劣等児の最も少なきは五十%であつて、最も多きは七十%に昇つて居る。而して低能児が何程存するかは特に注目さるゝ點であるが、今日迄の調査に依れば最も少なきは十二%であつて最も多きは三十三%と報告されて居る。

これを本院收容者に就いて岡部氏B式検査用紙によつて調査人員七十一名の結果を示せば次の如くである。

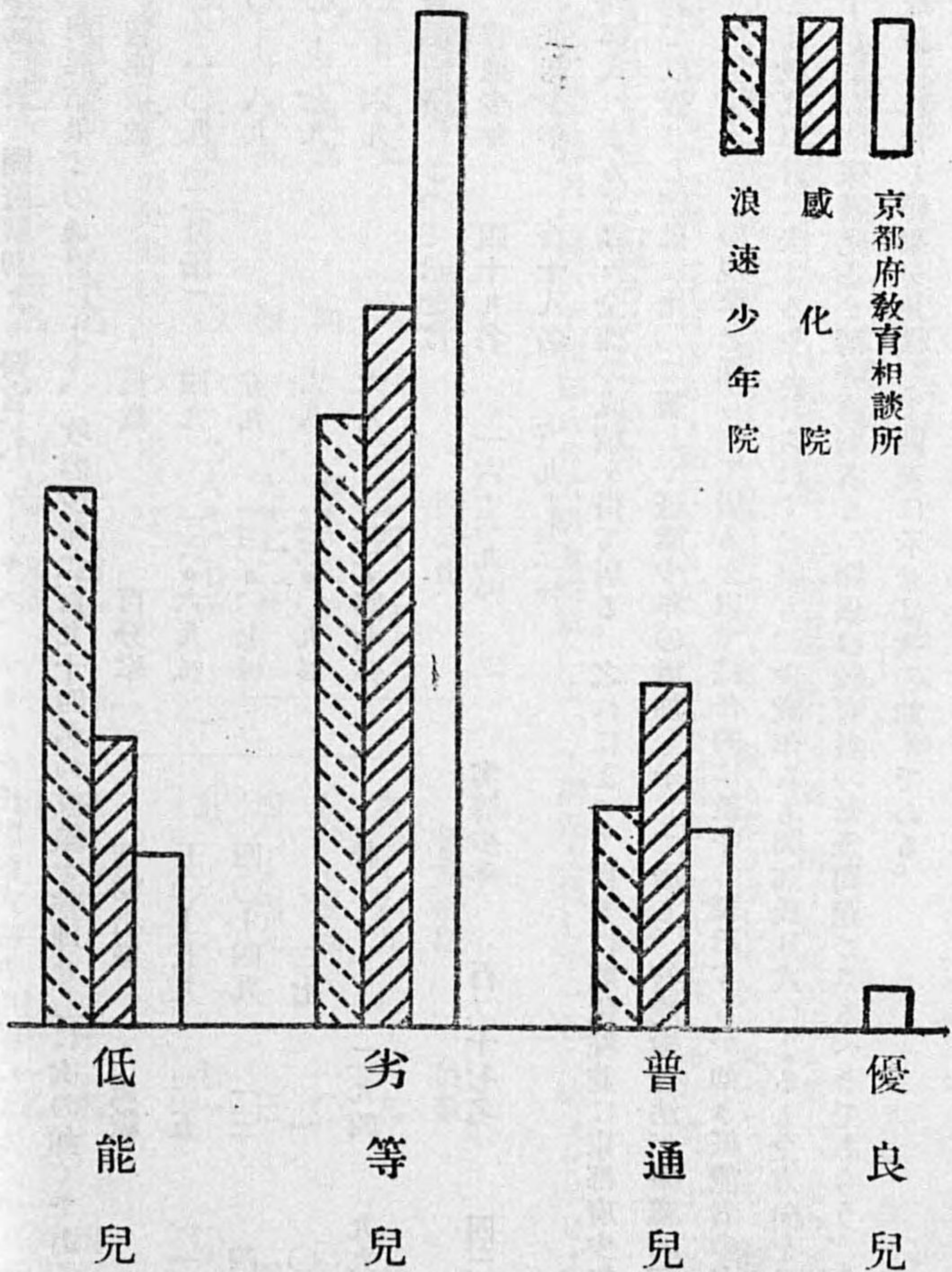
智能指数	員數	百分比	智能指数	員數	百分比
一〇〇—一〇九	一	一・四一%	六〇—六九	一九	二六・七六%
九〇—九九	四	五・六三%	五〇—五九	一〇	一四・〇八%
八〇—八九	一四	一九・七二%	四〇—四九	三	四・二三%
七〇—七九	二〇	二八・一七%	計	七一	一〇〇・〇〇%
普通少年	五名	七・〇四%	低能少年	三十二名	四五・〇七%
劣等少年	三十四名	四七・八九%	計	七十一名	一〇〇・〇〇%

これをターマンの分類法によつて示せば

智能指数	員數	百分率	智能指数	員數	百分率
九〇—一〇九 (二段階)	四九	一六・六九%	五〇—五九	三五	一一・九〇%
八〇—八九	五九	二〇・〇七%	四〇—四九	一三	四・四二%
七〇—七九	六八	二三・〇九%	計	二七	〇・三四%
六〇—六九	六九	二三・四七%	計	二九四	九九・九八%
之を智能段階によつて示せば			劣等少年	百二十七名	四三・一六%
普通少年	四十九名	一六・六九%			
低能少年	百十八名	三九・七三%			

更に本院に於て開院當初より醫官が、ヤークス、ブリッツヂ氏點數式検査用紙によるテストを試み來りしが、前記結果との通計により、收容少年二百九十四名の成績を整理せしに次の如くである。

即ち岡部式によると稍々全様の成績を得て居る。之れによつて見るに感化院並に京都府少年教育相談所に於て取扱ひし結果に比して著しく低能少年の増加を示して居る。智能検査法が學業的智能 (Academic Intelligence) の規準を採られて居るを以て総合的に數字の表示するが如き低能者の多數を認めることは或は早計に失するやも計られずと雖も、少數乍ら岡部氏B式によるも全方向を示すことに想到するならば保護兒童と精神薄弱者との關係は教育者の緊急問題とさるべきであらう。今三個所に於て取扱はれたる結果を比較して圖表に示せば次の如くである。



以上の結果は、成年犯罪者に對してはいざ知らず一般保護少年殊に本院收容程度の少年に於ては劣等者が著しく多い。而も劣等者中にも白痴の如き極端なるものよりも正常児と白痴、痴愚級の中間、所謂境界線に介在する者が多数である。思ふに彼等に智力の足らざるが故に兎角競争場裡の落伍者たらんとするも自らの不足を自覺するに至らず、不正の手段によつて体面を保たんとするが故である。所謂最劣等級(智能指數七〇乃至八〇)輕愚級(智能指數五〇乃至七〇)(Moron, Feeble-minded, Debilitat)の兒童は反社會的傾向性の特に顯著なるものと云つて差支へないと思ふ。

二、年齢と罪質

浪速少年院收容少年は全一人が種々の罪質を経験せる者多く、即ち窃盜を犯せし者が詐欺を或時期に至つて行ふが如きである。凡そ此等罪質の初期の表現又は發端の形式を研究する事は極めて興味ある問題である。單に個有財産の觀念なき兒童が他人の私有財産を無分別に使用したとて窃盜なる名辭の範疇に入らない。兒童が他人のポケットを狙ふが如き、家財を無斷持出し買喰に耽るゝか、許可なくして親の銀行通を持出し金を引き出し遊興するゝか、授業料を胡魔化すゝかに至つては最早窃盜行為の初期を形成するものである。其處には自己の所有慾から、或は享樂の資を得んがため等の個人的原因に由るものもあり、他面或は父が屢々生活に堪へ得るだけの金を母に渡さず、ために母が父の就寝中、父のポケットより金を窃むよう子供に教ふることのため次には本質的の犯罪者に至ることあり、或は兒童が命せられた物品を購入する場合、その値段が昇つたとて故意に粗惡な物品を購入し、その

上前をはねた場合、両親はそれを感知し乍らも利口だとの理由で笑つて済ませ、かかる不正行爲を助長するが如き外的原因による場合がある。

今不良行爲の初發年齢に就いて廣島修養院、武藏野學院、浪速少年院に於て調査せる結果を示せば次の如くである。

不良行爲の發端

年齢	調査所		
	廣島修養院	武藏野學院	浪速少年院
幼時	二四	一	一
四歳	二	二	一
五歳	五	二	一
六歳	一五	二	四
七歳	五一	二	一三
八歳	三九	三	一三
九歳	二〇	八	一八
十歳	四二	八	一二
十一歳	三三	六	一六

十二歳	三七	七	一二
十三歳	二八	七	一六
十四歳	一六	七	一〇
十五歳	六	二	一二
十六歳	一	一	一三
十七歳	一	一	一三
十八歳	一	一	六
計	三一八	五二	一五九

此の表に於て廣島修養院に於ける富士川博士の調査は初發年齢は極めて幼時より認めらるゝが、これは悞らく私有觀念發生時期の見解の相異より表はれたものであらう。一般に九歳より十三歳の間に最も多數の不良行爲發生者を見るのである。

更に浪速少年院收容少年百四十九名に就いて初發年齢と罪質との關係を示せば次の如くである。

五歳	家財持出	一	計	一
六歳	家財持出	一	計	四

年齢	罪質	回数	形式	計	合計
七歳	家財持出	六	搔	一	六
	空巢	一	搔	一	一
八歳	家財持出	六	搔	七	一三
九歳	家財持出	一五	搔	三	一八
十歳	家財持出	九	友人の金窃取	一	一〇
	搔	二			一二
十一歳	家財持出	一二	搔	三	一五
	賭博	一			一六
十二歳	家財持出	七	搔	三	一〇
	同僚の金窃取	一			一一
十三歳	家財持出	九	搔	四	一三
	同僚の金窃取	一			一四
	同僚の金窃取	一			一五
十四歳	家財持出	六	同僚の金窃取	二	一七
	搔	一			一八
十五歳	家財持出	五	主人の金窃取	三	二一
	搔	二			二三
十六歳	同僚の金窃取	四	集金横領	三	二七

右の表によつて明なるが如く初發罪質は窃盜を大部分とし、窃盜中家財持出、搔拂、友人、同僚の金品窃取等をその重なるものとする。従つて犯罪の形式に於て表現さるゝ攻撃的行爲としての最も初期にして薄弱なるものを此の種の罪質に見得る譯である。

曩に全一人が數種の罪質を併犯せる旨を述べたが、本院收容少年三百七十四名の調査に於て、窃盜の如き一犯罪形式のみを反覆せる者及び窃盜、横領、詐欺等數種の形式を反覆せる者がある。之を區別して見るに

- 一形式を反覆せし者 二百四十九名
- 二形式を反覆せし者 八十三名
- 三形式を反覆せし者 三十七名
- 四形式を反覆せし者 三名
- 五形式を反覆せし者 二名

今之を罪質別によつて見ると左の如くである。但し左に掲ぐる罪質は裁判所調査に記入せられし種別によるものである。而して前記三百七十四名全部を調査する能はず、三百二十三名の調査によることを断つておく。

窃 盗	二百五十二名	横 領	七十七名
詐 欺	四十四名	贓物運搬收受	三名
遺失物横領	四名	強 盜	八名
文書偽造行使	三名	放 火	四名
鐵道營業法違反	五名	脅 喝	七名
有價証券偽造行使	一名	傷 害	四名
強 姦	二名	私印盗用	二名
賭 博	五名	印章署名不正行爲	一名
猥 褻	一名	計	四百二十三名

調査人員よりも總計の超過せしは全一人が數種の罪質を併犯せるためである。上記裁判所調査による窃盜罪と雖も、此れを更に細かく質的に分類する時は、万引、搔拂、拘摸、箱乘、板場稼、枕探、空巢、忍込、住込等を類別することが出来る。

前に初發年齢及び初發罪質を調査せしが、發生罪質と年齢との關係は如何なるか。之を二三少年の實例によつて示せば次の如くである。

- 一 A 少年 七歳 母の金を持出す。隣家の菓子搔拂ふ。 八歳 學用品を胡麻化する。
- 十二歳 空巢を働く。 十五歳 集金横領。
- 一 B 少年 八歳 母の金持出し、學用品を胡麻化する。 九歳 授業料を胡麻化する。搔拂を行ふ。
- 十歳 無賃乗車。 十一歳 拘摸、放火、空巢を行ふ。
- 一 C 少年 十一歳 家財持出 十二歳 隣家に入り金を搔拂ふ。 十七歳 賭博
- 十八歳 集金横領
- 一 D 少年 八歳 父の金を持出す。學用品を胡麻化する。 十一歳 主人並に同僚の金を持出す。
- 十三歳 賭博 十七歳 忍込、拘摸

如期く年齢に應じて罪質の發生期を一樣にしない。併し乍ら仔細に之を調査すれば一定の罪質はある段階的關係を保ち乍ら年齢に應じて發生するものではなからうか。前に攻撃的態度と述べたが、他人に對して優越的地位を得んとする意志、これが單に支配的努力、野望的努力を發生するのみならず、不正行爲の種々相を形成する傾向性である。此の意味に於て窃盜其他の罪質を、攻撃的段階に區別し得る事と思ふ。リットル氏(F.M. Riddle)は米國ミゾーリー州セントルイスに於ける保安課に於て三百四十三名の少年を調査し、窃盜に於ける攻撃態度によつて罪質を分類して次の如く示して居る。

- 一、自分の家庭或は他の家庭の者よりの窃盜 百二十九名
- 二、家庭外の建物或は家庭の一員に非ざる者よりの窃盜 百〇三名
- 三、街上に放置されたる財物の窃盜 五十五名

四、夜盗、忍込

二十四名

五、街上に固定され加錠せられたる物品窃盗

十一名

六、掏摸

二名

七、追剝

九名

八、詐欺

十名

此の分類の攻撃態度の程度を測定するの主眼點は、第一に少年が自己の財産權と窃盜被害者の財産權との間の區別を認め得る場合。即ち己れの行爲が他人に對して自然侵略であることが判明し得ねばならない。第二に、始業の際の全精神は窃盜行爲を要求せること。これは困難な行爲の企圖に自らを沈思せしめ以て窃盜を熱望するの情を起さねばならない。第三に、その行爲を完成せしめる勇氣。即ち窃盜に對する傾向は充分強烈であつて勇氣を失はずして此の危険に直面せねばならない。

叙上の分類の着眼點よりしてリツドル氏の得たる結果は、要するに窃盜の種々相はその實行に包含せらるゝ攻撃性に應じて配列せしめ得ることを明かにし、その平均年齢は、家庭よりの窃盜に於ける十三才一ヶ月より、詐欺の場合に於ける十七才八ヶ月に至る迄各段階的の係列を示して次の如くである。

第一の場合	平均年齢	十三歳一ヶ月	第二の場合	平均年齢	十三歳十一ヶ月
第三の場合	全	十四歳	第四の場合	全	十四歳十一ヶ月
第五の場合	全	十五歳二ヶ月	第六の場合	全	十三歳六ヶ月

第七の場合 全

十六歳

第八の場合 全

十七歳八ヶ月

右の表は罪質と年齢との間に相當顯著なる關係を見ることが出来る。自分は我國情に應じて多少分類標準を修正して浪速少年院收容少年百六十五名に就いて罪質と年齢の關係を調査せしに次の如き結果を得たのである。

罪質	五歳	六歳	七歳	八歳	九歳	十歳	十一歳	十二歳	十三歳	十四歳	十五歳	十六歳	十七歳	十八歳	十九歳
家庭より持出	一	一	五	一一	一五	一〇	一一	六	一〇	六	七	二	二	一	一
親戚知人の家より窃盜	一	一	二	一三	二	二	七	六	一三	七	八	八	一二	三	一
搔拂	二	四	三	五	五	五	三	七	五	三	一〇	二	四	一	一
横領	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九	六	八	一	一
空巢	一	一	一	三	一	一	一	五	一	一	四	六	九	四	二
忍込	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	七	五	三	八	一
追剝	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一
賭博	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	三	二	一
掏摸	一	一	一	一	一	二	一	四	一〇	五	八	六	六	一	一

罪質	智能指数									
	一〇—一九	二〇—二九	三〇—三九	四〇—四九	五〇—五九	六〇—六九	七〇—七九	八〇—八九	九〇—九九	一〇〇—一〇九
家庭より持出	1	1	3	8	7	18	20	26	21	16
親戚知人の家より盗	1	1	4	1	6	17	25	17	22	6
街の上に放置されたる財物の盗	1	1	1	3	1	6	19	6	12	5
街の上に固定されたる物品の盗	1	1	1	3	2	2	1	2	1	1
夜盗	1	1	1	3	3	3	5	4	5	2
追剝	1	1	1	1	2	2	1	3	1	1
拘摸	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1
詐欺	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1
計	1	2	8	18	17	48	72	59	63	34

一三〇—一三九	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一四〇—一四九	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	一二九	一〇三	五五	一一	二四	九	二	一〇	三四三	—	—

これが平均智能指数は左の如くである。

- 一、家庭より持出 七五
- 二、親戚知人の家より窃盗 七四
- 三、街上に放置されたる財物の窃盗 七二
- 四、街上に固定され加錠せられたる物品窃盗 五四
- 五、夜盗 七八
- 六、追剝 七九
- 七、拘摸 九六
- 八、詐欺 九二

智能段階よりすれば、智能指数七〇—七九程度の者が最多数であつて、それを中心として、漸次低下を示してゐる。比較的的智能程度の高い罪質は夜盗、忍込、追剝、詐欺、拘摸に於て見られ、その

反對を家庭よりの持出、家庭外の建物よりの窃盗、街上よりの搔拂に於て見得る譯である。即ち全一人之れを浪速少年院收容少年に於て見るに、その調査は甚だ困難、複雑なるを免れない。即ち全一人によつて種々の罪質を経験せられて居る故、何の罪質をその本人の智能指数に關係せしめてよいのか甚だ曖昧なる場合があるからである。自分は試みに種々なる罪質を全一人が経験せるも、本人が警察に檢舉せられ調書に記入せられたる罪質を以て全人の代表的のものとしてそれに本人の智能指数を關

係せしめたのである。従つて全一人が三種の罪質を併犯せし場合は各犯罪は一単位として夫々全一人の智能指數を各罪質と關係せしめた。左に三百二十三名の調査に於ける合計が四百〇五名となつた所以である。

罪質指數	四〇一四九	五〇一五九	六〇一六九	七〇一七九	八〇一八九	九〇一九九	一〇〇一〇九九	二〇〇一〇九九	計
竊盜	一〇	三五	六〇	五八	五一	二一	一五	二	二五二
横領	二	七	九	八	一四	八	三	一	五一
詐欺	一	三	七	一一	一四	四	三	一	四四
贓物運搬(收受)	一	一	二	一	一	一	一	一	三
刑法法令ニ觸ル、虞アルモノ	一	一	一	三	一	一	二	一	八
遺失物横領(拾得物)	一	一	二	一	一	一	一	一	八
強盜	一	一	三	三	一	一	一	一	八
文書偽造行使	一	一	一	一	一	一	一	一	三
放火	一	一	二	二	一	一	一	一	四
鐵道營業法違反	一	一	一	四	一	一	一	一	五

有價証券偽造行使	恐喝	傷害	強姦	賭博	印章署名不正爲行	私印盗用	猥褻	合計
一	一	一	一	一	一	一	一	一三
一	一	一	一	一	一	一	一	四九
一	一	一	一	三	一	一	一	九三
一	二	一	一	一	一	一	一	九二
一	二	二	一	一	一	一	一	八八
一	一	一	一	一	一	一	一	三八
一	一	一	一	一	一	二	一	二九
一	一	一	一	一	一	一	一	三
一	七	四	二	五	一	二	一	四〇五

此の表により智能指數六〇より九〇に至る者が最多数を占めて居る事は精神薄弱者の率より推して明らかな事である。各罪質に於ける平均智能指數を示せば次の如くである。

- 一、指數五〇程度の罪質。 猥 褻
- 二、指數六〇程度の罪質。 強 姦、 賭 博、
- 三、指數七〇程度の罪質。 遺失物横領(拾得物)、放火、鐵道營業法違反、強盜、竊盜、

横領、贓物運搬(收受)、詐欺。

四、指数八〇程度の罪質。 傷害、恐喝、有價証券偽造行使、刑法法令に觸るゝ虞あるもの、文書偽造行使。

五、指数九〇以上の程度の罪質。 私印盗用、印章署名不正行爲。

以上猥褻、強姦の色情犯より私印盗用印章署名不正行爲に至る各罪質の智能的關係は將に智能的攻撃態度の深淺を可成り明らかに示すものである。但し此の調査はリッドル氏の所謂攻撃態度としての罪質分類に至つて居ない事を遺憾とする。以上論述せし所は、今後の研究の豫備的のものであるが、その結論を求めれば次の如くである。

四、結

論

上述の諸條件を基調として本院收容少年に就いては稍々左記の如き方向を示すことが出来る。

- 一、精神薄弱兒、殊に普通兒と精神薄弱兒との境界に在る劣等兒、最劣等兒は犯罪に誘はるゝ傾向性特に顯著である。
- 二、諸種の罪質は、その發生的の順序に一定の段階を示す。即ち家庭の財貨持出、親戚友人等の家庭より財貨の窃取、搔拂の如き罪質は初年段階に屬し、掏摸、空巢、賭博、放火等より、忍込、集金横領、詐欺等に至り、更に傷害恐喝、猥褻に及ぶのである。
- 三、諸種の罪質は智能的に見て一定の段階を示す。即ち色情犯より一般窃盜、放火、詐欺より、

私印盗用、印章署名不正行爲の如きに至る。

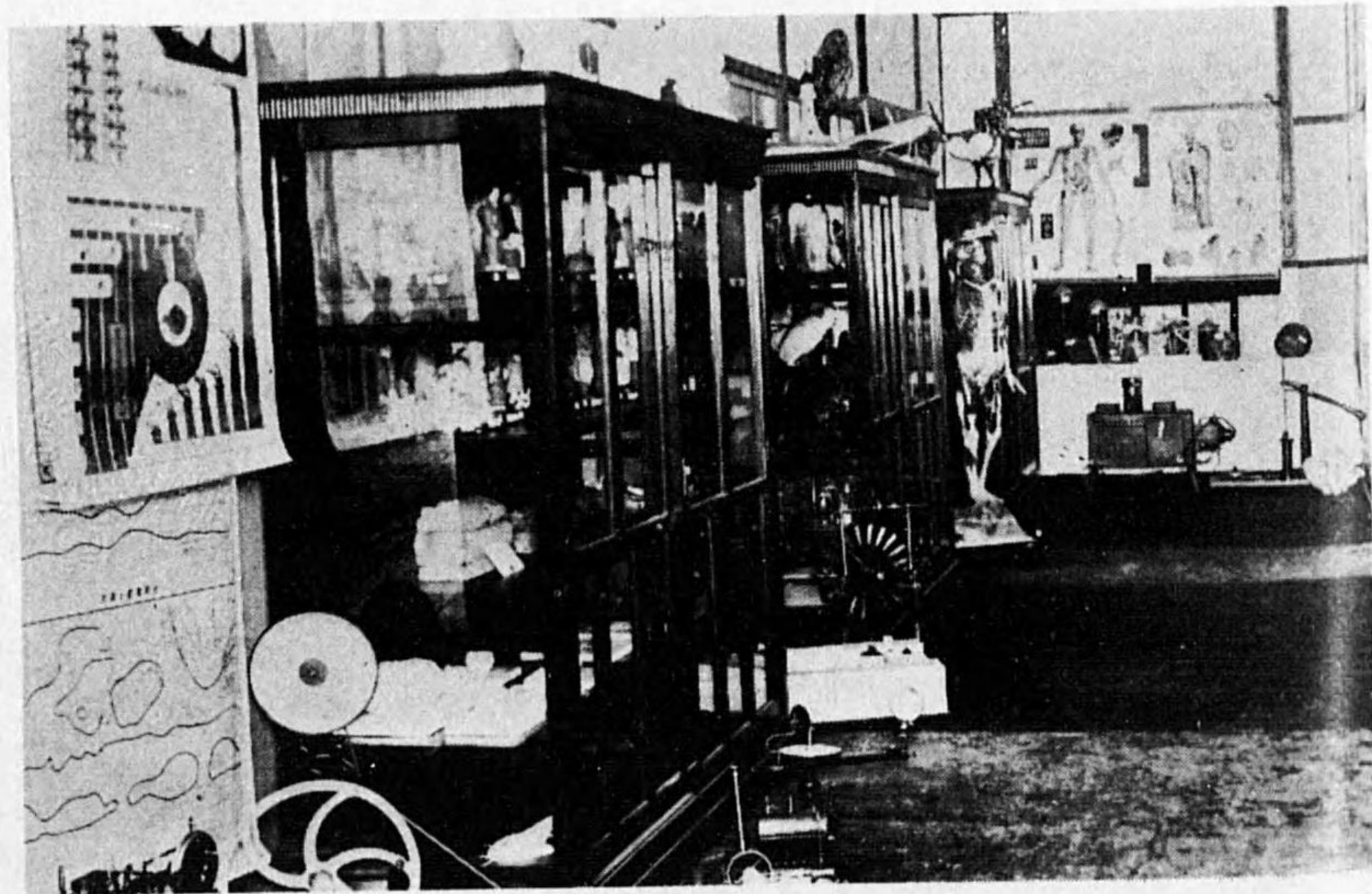
四、横領、詐欺、傷害、恐喝の如き少年犯罪の罪質は年齢的にも智能的にも攻撃態度の濃厚なるものである。

参照書類

富士川游 異常兒童調査(廣島修養院)
 京都府少年教育相談所紀要 第二輯
 武藏野學院年報 第七号
 E.M.Riddle; Stealing as a form of aggressive behavior.
 (The Jour. of Abnormal and Social psychol. Vol.XXII,XXIII)
 Goddard; Feeble-mindedness.
 Carl Murchison; Criminal Intelligence.
 Healy; The Individual Delinquent.
 M.W.Curtis; The New Lombrosianism.



(級學殊特) 室教科學



室本標科理

エルマイラ矯正院收容少年の調査

行爲の原由	員數	百分率
交友不頁	319	35 %
小遣錢を得んがため	120	13 %
少女と遊樂の資を得んがため	116	13 %
家庭の賅寛に失し	87	10 %
失 職	63	7 %
忘 情	39	4 %
賭博者の群に入り	47	5 %
浮浪者の群に入り	39	4 %
家庭に於ける不快、不滿の條件のため	104	11 %
飲 酒	38	4 %
賭 博	33	3 %
兩親の溺愛	25	3 %
自動車窃盜及不法操縦	23	3 %
學校或は家庭よりの脱け遊び	21	2 %
遊蕩文藝或は如何はしき活動の影響	12	1 %
犯罪記事の影響	60	7 %
適當なる休養の不足のため	11	1 %

智能及び年齢と罪質との問題

精神薄弱者教育の實際

矯正院教官 松岡眞太郎

目次

第一編	序論
第一章	學科教育、職業指導の概要
第一節	學科教育
第二節	職業指導
第二章	劣等兒及び、精神薄弱者に就いて
第一節	智能階級による分布
第二節	本院に於ける分布
第三節	教案を樹立するに必要な統計
第二編	教育の實際
第一章	算術教育
第一節	數へること

精神薄弱者教育の實際

自然數を數へさすこと……對照物を數へさすこと……(A、對照物の數量と抽象的數量とが、一致するか否か……B、數へる單位)

第二節 加法

一、加法の準備……二、加法……(A、練習盤……B、練習盤使用法……C、二十以下の數の分解……D、基數と基數とを足して、二十以下となるもの……E、補數の發見)

第三節 減法

一、十以下の數より基數を引くこと……二、計數器使用……(A、計數器を用ひる作業……B、減法に使用する初歩の問題……C、二位數から基數を引く……三、加法、減法の符合、及等號の意味)

第四節 乘法

一、基數と基數との掛算……二、九々練習

第五節 除法

一、累減法より除法へ……二、實物を用ひる除法指導……三、尺度を用ひる除法指導……四、生徒作題

第二章 讀方教育

第一節 讀むこと

一、文字を知らない者のために……(A、繪カード、及び假名練習盤の使用……B、假

名文字練習盤の使用……C、平假名の練習……D、假名練習用紙説明)

第二節 語句の教授

一、實物を用ひて……二、話方によりて……三、文章の筆記……四、書物、雜誌の文章抽出……五、漢字、語句の抽出……六、漢字の書取……七、類推法……八、鎮字法……九、文章中の矛盾批判、指摘……一〇、蓄音器レコード演奏によりて……一一、讀書力……一二、野外にて

第三節 意志發表

一、語構成……二、作文……三、話方……(イ、言語障礙……ロ、吃音)

第三章 感覺教育

第一節 觸覺の練習

第二節 壓覺の練習

第三節 臭覺の練習

第四節 視覺の練習

一、長サ……二、形状……三、色彩

第五節 筋肉の練習

第四章 結論

第一篇 序 論

第一章 學科教育、職業指導の概要

浪速少年院は、矯正院法第一條に依る少年を收容し、其薫化教養を掌るを以て主たる目的として居る。今收容少年の入院前の就學程度を見るに、尋常小學半途退學者最も多く、尋常六年修了者之れに次ぎ、高等小學修了者及中等學校半途退學者又之れに次ぐの状況である。彼等の多くは夙に學業を荒廢し、浮浪遊惰の生活を送くりし者なれば、入院時に於て學力を檢定し適當の學級に編入して學科教育を施し、學力の復活を圖ると共に智能の啓沃と道德的觀念の培養とに努むるを要す。猶彼等は常に智能低劣なるのみならず、意志薄弱にして懶惰性を爲し、一定の職に従事すること能はず頻々として職を轉じ、或は浮浪を事として生業に就く能はずして衣食に窮し、反社會的非行を敢行するに至りしもの多きが故に、職業指導に力を注ぎ將來の生活に資するに足る實業を練習せしむるを要するのである。

第一節 學 科 教 育

學科は左記五教室に分ち之を教授す、學力程度、教室内の定員等は次の如くである。

教室名	學力程度	定員
第一教室	中學初等程度 高等一、二年程度	二五名
第二教室	尋常五、六年程度	二五名
第三教室	尋常二、三年程度	二〇名
第四教室	尋常三、四年程度	三〇名
第五教室	特殊學級 (精神薄弱者教育)	一〇名

新に入院する者ある時は、先づ之を洗心寮に收容し、心身の診査、性行境遇の調査、學力技能の檢定等を行ひ、考査終了后東、西第一學寮に轉せしめ、然る後適當の學級に編入して、學科教育を施すのである。故に新入期は不定時に屬し進級は、學期毎に行ふを原則としてゐる。

特殊學級は著るしき精神薄弱者のみを收容し、特殊の教授を試むる處で、院生の年齢は曆年齢十才の者、十八才九ヶ月の者等ありて、その年齢一定せず、斯くの如き年齢の者を同一教室内に於て一齊に教授することは、普通兒に於ても至難とするところである。況んや虚構、誇張の甚しく、自己を反省するの念乏しく、加ふるに智能特に低劣なる此種少年については、個別的指導法に依るの外之を導びくべき手段がない。

教授の主眼とするところは、智能の整理に伴ひ、情操の陶冶、意志の鍛練等の訓育に重きを置くに

ある。教育者は少年の個性を調査考究し、觀念型に意を用ひ、少年の有する力を發展せしむる様、個性に適切なる教授法を施さなくてはならぬ。

一、環境整理

少年が不良なる環境に置かれたることは、諸般の調査によりて明かなるところである。社會の暗黒裏に生活し、反社會的生活を事したる少年は、特に嚴格なる社會的訓練を施すべきである。暗黒裏にありたる少年は、明るみを慕ふの心の涵養に努むる事が必要である、即ち環境を整理し、その素質に應じたる心境を啓かしむるに努めなくてはならぬ。

- (1)、智能の混亂したる者には、少年自ら漸次その智能を整理するの氣風を醸成することを要する。教室内に於て、自學自習の空氣に満たさるゝ時は、學寮内（本院生は寄宿舎制度により、學寮内に起居せしむ）に於ても、自己の知識の整理に努むるの風が生ずるものである。教室内に於ける教材は、多方面に亙り、實物其他の直觀物を示し、作業しつゝ記憶し、自習する方法を採らなくてはならぬ。
- (2)、教室内に於ては、多方面に亙り教材を與へ、又名畫の複製したるものを掲げ、時に應じて名曲のレコードを演奏し、その感情を柔ぐる等、情操教育を施すを肝要とする。
- (3)、運動等は常に、リズムに従つて快活に行動するものを選択することが必要である。
- (4)、教室内のみならず、野外に於ても常に、實地指導を行ひ、五官を働かしめつゝ學習する様指導すべきである。
- (5)、寮内生活に於ては、自治の精神を養はしめ、規律的生活の裡に、種々の社會的訓練を施し、社會生活に必要な基礎を作るべきである。

第二節 職業指導

學科教育と相俟つて、兼ねて生活に必要な實業に習熟せしめんことを期す、新生は先づ之を園藝科に編入し、圃場に於て勞作せしむ。清新なる大氣と豊富なる陽光の下に、勞務に従事するは、少年の性能を陶冶薰育するに最適のものである。居ること兩三ヶ月にして、其適性を考查し、諸他の實業教育を授けると同時に實際生活に必要な學科の學習を課す。本院に於ける實科教育は、園藝、木工、印刷、藤工及び縫工の五科とす。

園藝科（果樹、蔬菜、花卉、庭園、養豚、養禽、養鶏等）に於ては、花卉の栽培、蔬菜の播種より管理、收穫等集約的作業により、粗放より密に入り、天地自然間に於ける、微妙なる法則に浸ることにより、少年の有する我儘、短氣は姿をひそめ、氣和ぎ、心靜かとなるを主なる目的とし、併せて生産の能率を増進し、學習に必要な材料を自ら見出さしめることに努めてゐる。

木工、印刷、藤工、縫工科に於ては専修生と見習生とに分ち、専修生に於ては午前、午後に渡り實習、見習生は午前學科、午後實習を課す。實科に編入する際は、適性検査及其他の調査を行ふことは勿論にして、見習生より専修生に進級する際は、各科受持の教師がその成績其他を考查したる後、進級せしむるを原則とする。實科定員左の如し

實科	定員	實科	定員
園藝科	十名	藤工科	十五名
木工科	二十五名	縫工科	十五名
印刷科	二十名	計	八十五名

各科専修生には、實科を課しつゝ、日常必要な學科を課し、作業しつゝ、學習せしめて、學科教育を生活化せしめ以て職業的教育を施してゐる。

第二章 劣等兒及び精神薄弱者に就いて

第一節 智能階級による分布

劣等兒、精神薄弱者（所謂低能兒）を決定するためには、精神検査の力を借らなければならぬ。精神検査は種々の形式、方法によつて行はれるが、要するに精神發育程度を測定する尺度のことである、即ち智能の働きの、普通兒の何才何ヶ月の者の有する働きの等しきかを、決定する手段である。精神検査の結果、智能年齢（精神年齢）を得、精神年齢を生活年齢で除し、百倍したものが智能指數である。

智能指數は、天才、普通兒、劣等兒、精神薄弱者等階級の大体を分けるスケールである、ウツドロ
ー氏の分類を左記に示す。

智能階級	智能指數
正 (普通)	90 - 110
劣等	80 - 90
最劣等	70 - 80
精神薄弱者	愚 癡
	輕 癡
	白 痴
	50 - 70
	25 - 50
	20 以下

精神薄弱者は、成人後も普通兒の一才乃至十二、三才迄の智力しか有してゐない。

劣等兒は普通兒と精神薄弱者の中間に位する、諸學者についてこれ等人員の割合を考察するに、次の如くである。

種別	一般人口に對しての割合
劣等兒級に屬するもの	二〇%
精神薄弱者級に屬するもの	二%

これを實際の數について見れば次の如くなる。

劣等兒級に屬するもの	千六百万人	我國人口を約八千万とすれば
精神薄弱者級に屬するもの	百六十万	小學校兒童を學校平均六百人とすれば
	十二人	

第二節 本院に於ける分布

次に参考のため本院に於ける精神検査の結果を見るに次の如くである。

精神薄弱者	智能階級		智能指數	人員	百分比
	最劣等	劣等			
痴愚	七〇・一八〇	八〇・一九〇	二五・一五〇	四九人	一六・六九%
輕愚	五〇・一七〇	五九〇	一〇四〇	二〇・〇七〇	二二・〇九〇
普通	一〇四〇	二〇・〇七〇	一四〇	三五・三七〇	四・七六〇

右の表に見る如く、本院に於ては劣等児、及び精神薄弱者級に屬する者が多い、此の調査人員二百九十四名中二百六十九名について教案を樹つるに参考となる事項を次に記す。

第三節 教案を樹立するに必要なる統計

教育の方針を樹つるに必要な諸要素は、醫學的、心理學的の立場より考究する時は、種々あるも、入退院生二百六十九名につき、教育上直接必要なる次の諸項目を列記する。

(1)、入院前の職業。

(2)、入院前轉職度數、

(3)、入院時の境遇。

(4)、入院前就學程度及び入院時學力檢定。

業職の前院入 (1)

職業名	員數
職工及徒弟	一〇三
屋外労働者	一九
商店雇人	八四
露天商人	四
勤人	五
學生	一
主たる職業なく轉職數回に及ぶもの	三八
無職	一五

數度職轉 (2)

轉職度數	員數
一回	一八
二回	二四
三回	三一
四回	五三
五回以上	八四
七回以上	三九
八回以上	七
十回以上	一三
無就職	一三

(1)、合衆國中央政府の少年不良行爲調査によれば、少年労働者は労働せざる者の二倍乃至九倍なりと報告す。
 (2)、轉職度數五回以上七回迄が最高人員を示すことは、身体的、精神的に何等かの缺陷を有するものと見らる。(2)の表は轉職の明かなるもののみを算入したるものにして、實數は2表よりも多數と見て差支へない)

(4)、入院前就學程度は比較的高きに反し、入院時學力檢定の結果は、尋常一年より尋常四年迄の者多數を占む(入院前の學校成績は不良なる者、數回落第した者が多い)

以上の如く二百六十九名に就て教授上必要と認めたる項目に就き、調査したる結果を観るも、その質が如何に不良なるかを窺ふに足る、別表に主として研究の對照としたる、精神薄弱者十三名につき教育上必要なる諸要素を個人に就て調査したる結果を示す。

本院に於ける入院生二百九十四名につき、その智能階級を観るも、約四十パーセントの精神薄弱者を有す、故に犯罪性少年には、精神薄弱者多く、これ等少年の反社會性を矯正し、錯雜せる智識、不安定なる意識、高低の度激しき感情を整理するため特殊の教育法を案出し本院に於てこれを實施し、漸次教育法の改善を計りつゝあり。

以下第二篇に於て余が本院に於て實施しつゝある精神薄弱者教育の實際に就きて詳述したり、就いて参照せられん事を望む。元より未だ研鑽中に屬するものにして大方の嚴正なる批判を仰ぎて他日の大成を期するを得ば大幸之れに過ぐるものがない。

第二篇 教育の實際

第一章 算術教育

第一節 數へること

一、自然數を數へること

自然數を何處迄數へ得るか、逐次的（一の次に二、二の次に三……等）に數へさす。

二、對照物（室内、野外に於て適當のものを使用する）を數へさすこと

次の注意の元に、數へる作業を行はしむ。

A、對照物の數量と、抽象的數量とが一致するか否か

（例）算盤珠を九十八個紐に聯ねたものと、百個聯ねたものとを準備する。

最初百珠を數へさす、この數へる作業から得た個性表氏名番號八番（滿十四才三ヶ月）の實例を次に述べん。

八番は自然數を、間違なく百迄逐次的に數へることが出来る。

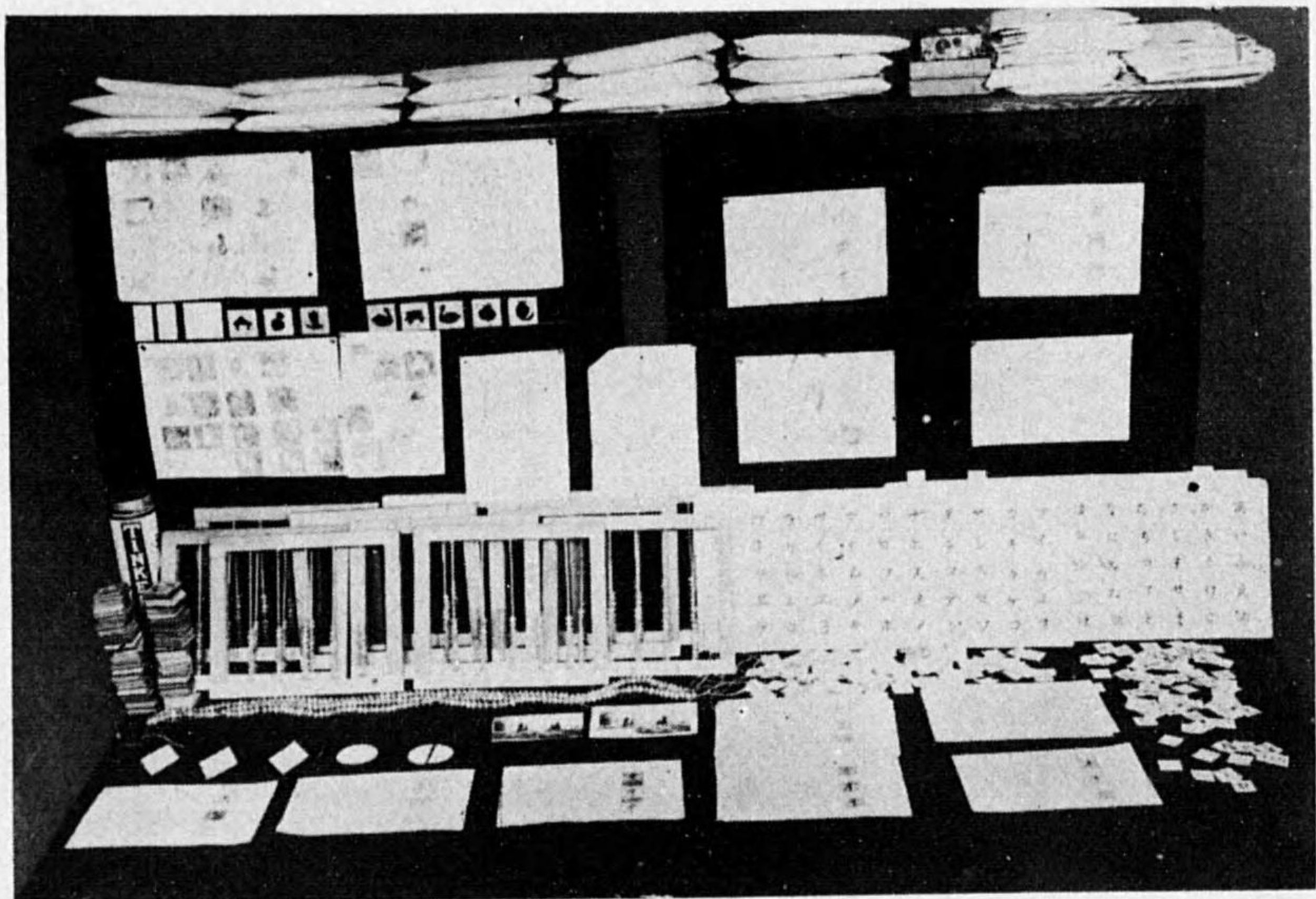
昭和三年五月一日午前晴。百珠數へ方實施、

第一回目、本人百ですと答ふ（百あるかね、九十五位しかない様に思はれるかね）と私が言ふ。

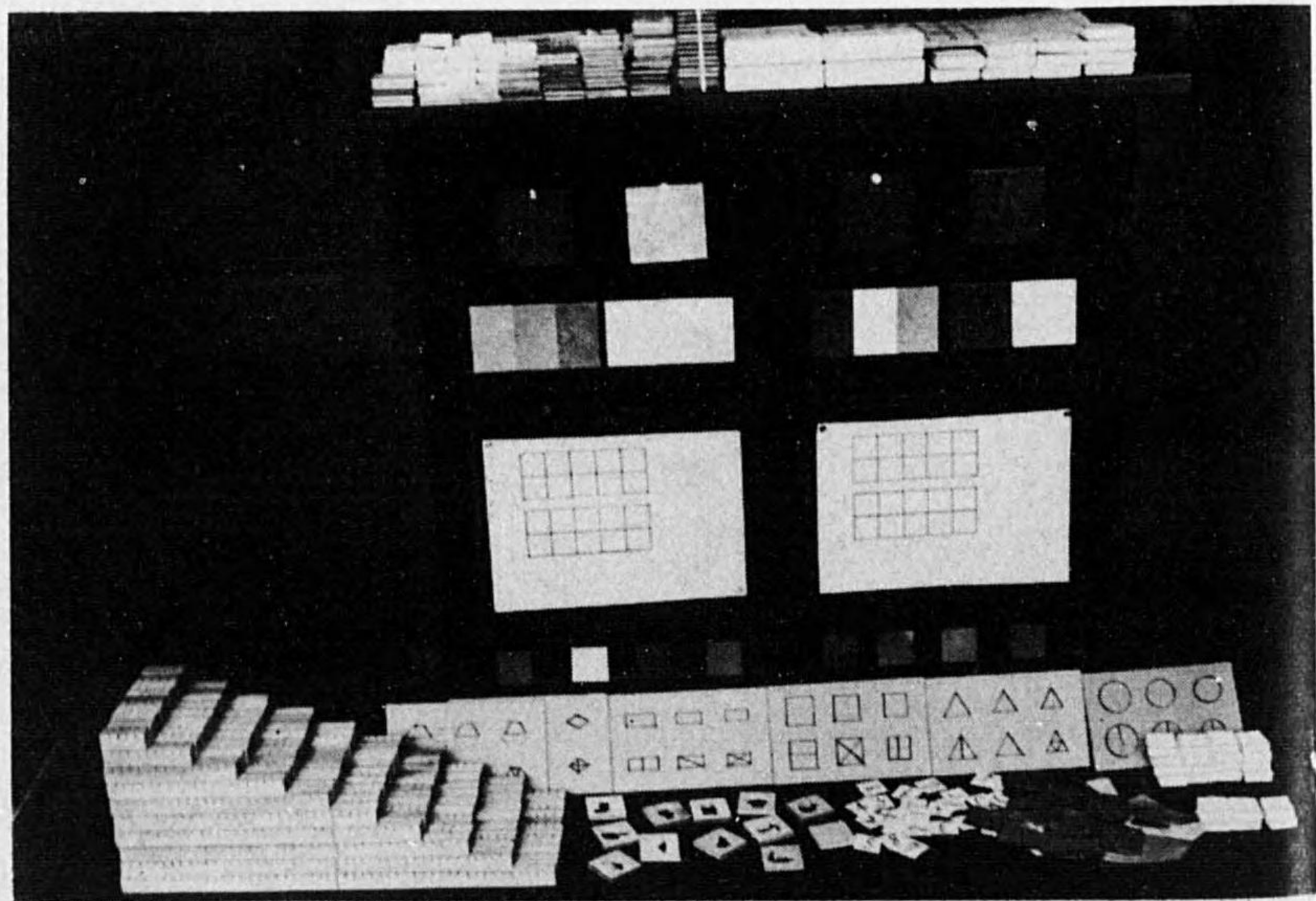
第二回目、數へて百十個と答ふ（初め百と答へたが、どちらが眞實かね）と私がいふ。

第三回目、九十個です、（三回數へて三回とも、數が異ふのは、おかしいね）といふ。

第四回目、百〇一個です（これが眞實かねと問へば、先生が珠を抜いてかくすのでしよう。と答ふ）



具用習練術算方讀（一其）具用育教者弱薄神精



具用習練覺感（二其）具用育教者弱薄神精

遂に百珠を数へることが出来ない、以上第一回の数へ方で、五十分間を要した。

五月二日午前、晴（第二回目）百珠

第一回目、珠を数へてゐたが幾つか忘れました、といふ

第二回目、十珠づつ、数へてゐたが、結局数へることが出来ない

第三回目、八番の数へてゐる傍で私が、「幾つあるのかね、昨日のと同じものかね」と私語するを、その方へ氣をさらされて間違へる、そして数へようとして急ぐ

第四回目、「確か百あつたと思ふが」と獨語しつつ、十個宛別に数へて記をつけ、残の珠を十個別に数へて一團とする、そして十個を単位として、四十迄数へる

四十迄の珠を一團として数へ直す、そして紐に結目を作り、他の珠と混合しない様にして置く
残りを復四十数へて一團とする、八十迄数へて、自分の作業に不安を生じ、数へ直す。

第五回目、百あります、「百あるのかね、間違があると思へば、今一度数へたらどうかね」といふ、八番数へ直さうと決心する。

第六回目、百です、間違ひありませんと、今迄になく明確に答ふ。

九十八珠の計算

九十八珠を出して、それではこれを数へてごらんよ、八番に渡す。

第一回目、豫め数へて、復数へ直す、

第二回目、十個宛数へて紐に結び目を作る

第三回目、九十八あります、と明確に答へ幾つあるのか教へて下さいといふ。
以上五十分間にて終了。

八番の第一日、第二日の數へ方作業を比較するに第二日は第一日に比し、頗る敏速にして數量と自然數との連絡も第二日に至り、稍々正確さを加ふことを認める、又八番の個性表や、其他私が教へた今日迄の經驗から種々考察するに、不良性濃厚なる者程暗示性に富み、判斷力不確實、注意力散漫であること、結論することも出来ると思ふ。尙八番の數へ方作業中、私は種々教授上、貴重な暗示を與へられたことを八番に感謝しなければならぬ。

B. 數へる單位

特殊學級の生徒に算盤珠を數へさせた結果、次の數へる方法を見出すことが出來た。

- 1、一つ、二つ、三つ等、逐次的に數へるもの、
- 2、二つ、四つ、六つ等二が二つ集つて四つ、四つに二つ足して六つ等の觀念から出發するもの、
- 3、五つ、十、十五、二十等五つが二つ集つて十、十に五つを足して十五等の觀念から、五を單位とするもの、
- 4、十、二十、三十等、數へて十を單位とするもの、

數へる單位の調査は、數圖、其他直觀物使用の際、參考資料となることを見逃してはならない。

第二節 加法

法

(一)に於ける數へ方の練習から、加法に移る

一、加法の準備

方眼紙(一種平方)を用ひて圓形、三角形、四角形を横書き、又は縦書きさせて、出來上つた圓形、三角形を數字で表はさせたり、丸や三角形を足した結果を數字で書かせる練習を課する。

(例) (1)、横書き

第一線	○	○	○	○	○	
第二線	○	○				

第一線に丸を五つ横に書き並べなさい、それがすんだら、その下(第二線)に丸を二つ書き並べなさい。右側の餘白に丸を數字に直して書入れなさい、丸は皆で、いくつですか。

(例) (2)、縦書き

第一線	△	△	△	△	△
第二線	△	△	△	△	△

第一線に三角形を五個書き下しなさい、それが濟んだら、第二線に三角形を四個書き下しなさい、三角形は皆でいくつですか。答を數字で書きなさい。

(備考)

横書き、縦書き練習に使用する圓形、三角形、四角形以外に、樹木の葉形、舟、家屋等の切抜紙

を貼らせて、加法の練習をさせ、無名数を名数にする練習の基礎を樹てゝをく。

二、加法

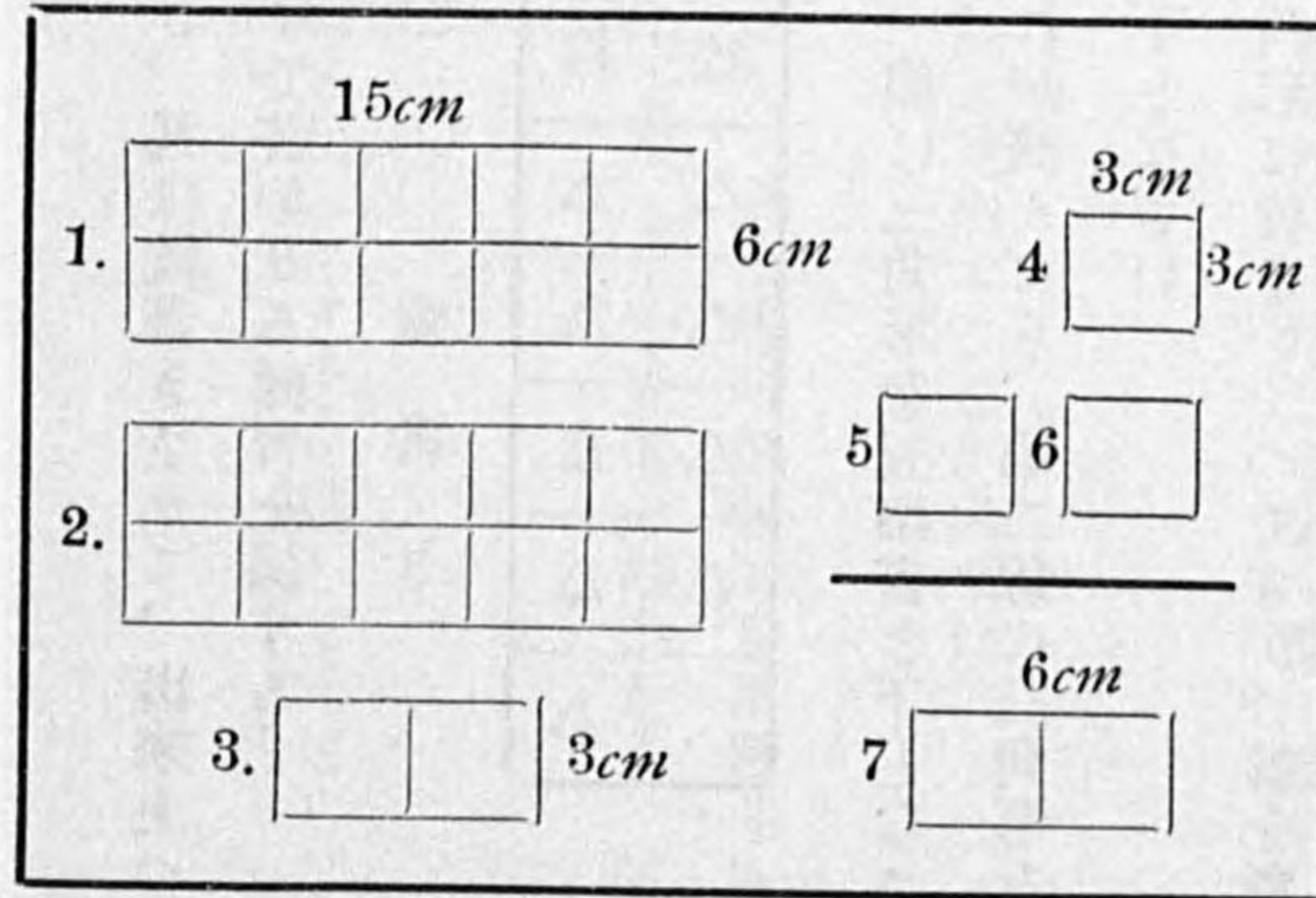
加法練習の順序は、(1)の方法に従つて進める

(1) 加法練習順序

- 1、實物 + 實物 (例) ○○○○○ + ○○ =
- 2、實物 + 抽象數 (例) ○○○○○ + 2 =
- 3、抽象數 + 實物 (例) 5 + ○○ =
- 4、抽象數 + 抽象數 (例) 5 + 2 =

(1)の形式に従つて基數と基數との加法練習に下の練習盤を使用する

(一) 練習盤



A、練習盤

B、練習盤使用法説明

(二) 練習盤用カード

- (1) 着色せる3種平方のもの20個(カードの代りに、クヌギ、ナラの果實及小石其他を使用する)
- (2) 3種平方のボール紙に1.2.3.4.5.6.7.8.9.0の各の數字を記入したもの5枚宛
- (3) 加法、減法の記號を記入したもの各2枚宛

2、實物に抽象數を足すこと

(例) 符號1に八つ青のカードを順次置きなさい符號2に數字カードの二を置きなさい、符號1と2とを足していくつですか、符號3に數字で答を書きなさい

3、抽象數に實物を足すこと

(例) 符號1に數字カードの四を置きなさい、符號2に赤カードを六つ置きなさい、符號1と2とを足して幾つですか、符號3に答を書きなさい

(一)、(二)、(三)、に於て夫々説明した内、練習盤上の符號1、2にカードを置かせた時、右方の符號4に實物の數を數字カードで書かせる、符號5に加法符號を置かせて、符號7に數字カードで答を作る練習をさせて置く、これ等實物を數字に直す練習は、抽象數に抽象數を足すこと、及び筆算へ進む加法の階梯となる。

4、抽象數に抽象數を足す

數字カードを使用し、符號4、6上に置き符號7に答を作らしむ、この際符號5に加法符號カードを置き、プラスの意味を教へる、又逆に數字を實物(カード)に直す練習も課してをく。

C、二十以下の數の分解

練習盤を使用して、二十以下の數を基數に分解させる

(例) (一)、練習盤符號1の棒へ赤カード十個並べなさい、3の棒へ數字カードで十を作りなさい、1の棒から2の棒へ、赤カードを一個下しなさい、1の赤カードを數へてごらん、2の赤カードは一枚、それではカードが九つと、一つになりますね、それをノートに控へて置きなさい。

(例) (二)、1の棒の赤カード九つの内一つを、2の棒に下しなさい、1と2の棒の赤カードを夫々數へてごらん、八つと二つになりますね、それをノートに控へて置きなさい

以上の如くして、十を分解して九と一、八と二、七と三、六と四、五と五になることの分解作業を行はしむ、この方法に従ひ練習盤を使用して、二から十七迄の數の分解を練習せしむ、分解の結果を示

せば、次の如くである。

$$\begin{array}{l}
 2 = \begin{cases} 1+1 \end{cases} \\
 3 = \begin{cases} 1+2 \end{cases} \\
 4 = \begin{cases} 1+3 \\ 2+2 \end{cases} \\
 5 = \begin{cases} 1+4 \\ 2+3 \end{cases} \\
 6 = \begin{cases} 1+5 \\ 2+4 \\ 3+3 \end{cases} \\
 7 = \begin{cases} 1+6 \\ 2+5 \\ 3+4 \end{cases} \\
 8 = \begin{cases} 1+7 \\ 2+6 \\ 3+5 \\ 4+4 \end{cases} \\
 9 = \begin{cases} 1+8 \\ 2+7 \\ 3+6 \\ 4+5 \end{cases} \\
 10 = \begin{cases} 1+9 \\ 2+8 \\ 3+7 \\ 4+6 \\ 5+5 \end{cases} \\
 11 = \begin{cases} 2+9 \\ 3+8 \\ 4+7 \\ 5+6 \end{cases} \\
 12 = \begin{cases} 3+9 \\ 4+8 \\ 5+7 \\ 6+6 \end{cases} \\
 13 = \begin{cases} 4+9 \\ 5+8 \\ 6+7 \end{cases} \\
 14 = \begin{cases} 5+9 \\ 6+8 \\ 7+7 \end{cases} \\
 15 = \begin{cases} 6+9 \\ 7+8 \end{cases} \\
 16 = \begin{cases} 7+9 \\ 8+8 \end{cases} \\
 17 = \begin{cases} 8+9 \end{cases}
 \end{array}$$

分解作業は繰返しこれを練習させる

次に基數と基數とを足して二十以下となる數を示す

D、基數と基數とを足して二十以下となるもの

$$\begin{array}{l}
 (1) \begin{cases} 1+1=2 \\ 2+1=3 \\ 3+1=4 \\ 4+1=5 \\ 5+1=6 \\ 6+1=7 \\ 7+1=8 \\ 8+1=9 \\ 9+1=10 \end{cases} \\
 (2) \begin{cases} 1+2=3 \\ 2+2=4 \\ 3+2=5 \\ 4+2=6 \\ 5+2=7 \\ 6+2=8 \\ 7+2=9 \\ 8+2=10 \end{cases} \\
 (3) \begin{cases} 1+3=4 \\ 2+3=5 \\ 3+3=6 \\ 4+3=7 \\ 5+3=8 \\ 6+3=9 \\ 7+3=10 \end{cases}
 \end{array}$$

習を課す
 算術練習盤を使用し、抽象數に抽象數を足す加法の練習が終る頃、次の公式に従つて補數發見の練習を課す

E、補數の發見

A	1	2	3	4	5	6	7	8	9
+	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2	3	4	5	6	7	8	9	10
B (下ノ數=1ヲ足スコト)					C (下ノ數カラ1ヲ引ケコト)				

説明

A は一より九迄の基數に、一を足す様式を示す

B は一より九迄の數を適當に配列すAの様式を練習了解してBの練習を行ふ

C は二から十迄の數字を適當に配列し、加法の逆の減法を練習させる

算式(1)より(13)迄は次の形式に従つて印刷し加法の練習に充つ

$$(10) \begin{cases} 5+6=11 \\ 6+6=12 \end{cases}$$

$$(11) \begin{cases} 4+7=11 \\ 5+7=12 \\ 6+7=13 \\ 7+7=14 \end{cases}$$

$$(12) \begin{cases} 3+8=11 \\ 4+8=12 \\ 5+8=13 \\ 6+8=14 \\ 7+8=15 \\ 8+8=16 \end{cases}$$

$$(13) \begin{cases} 2+9=11 \\ 3+9=12 \\ 4+9=13 \\ 5+9=14 \\ 6+9=15 \\ 7+9=16 \\ 8+9=17 \\ 9+9=18 \end{cases}$$

$$(4) \begin{cases} 1+4=5 \\ 2+4=6 \\ 3+4=7 \\ 4+4=8 \\ 5+4=9 \\ 6+4=10 \end{cases}$$

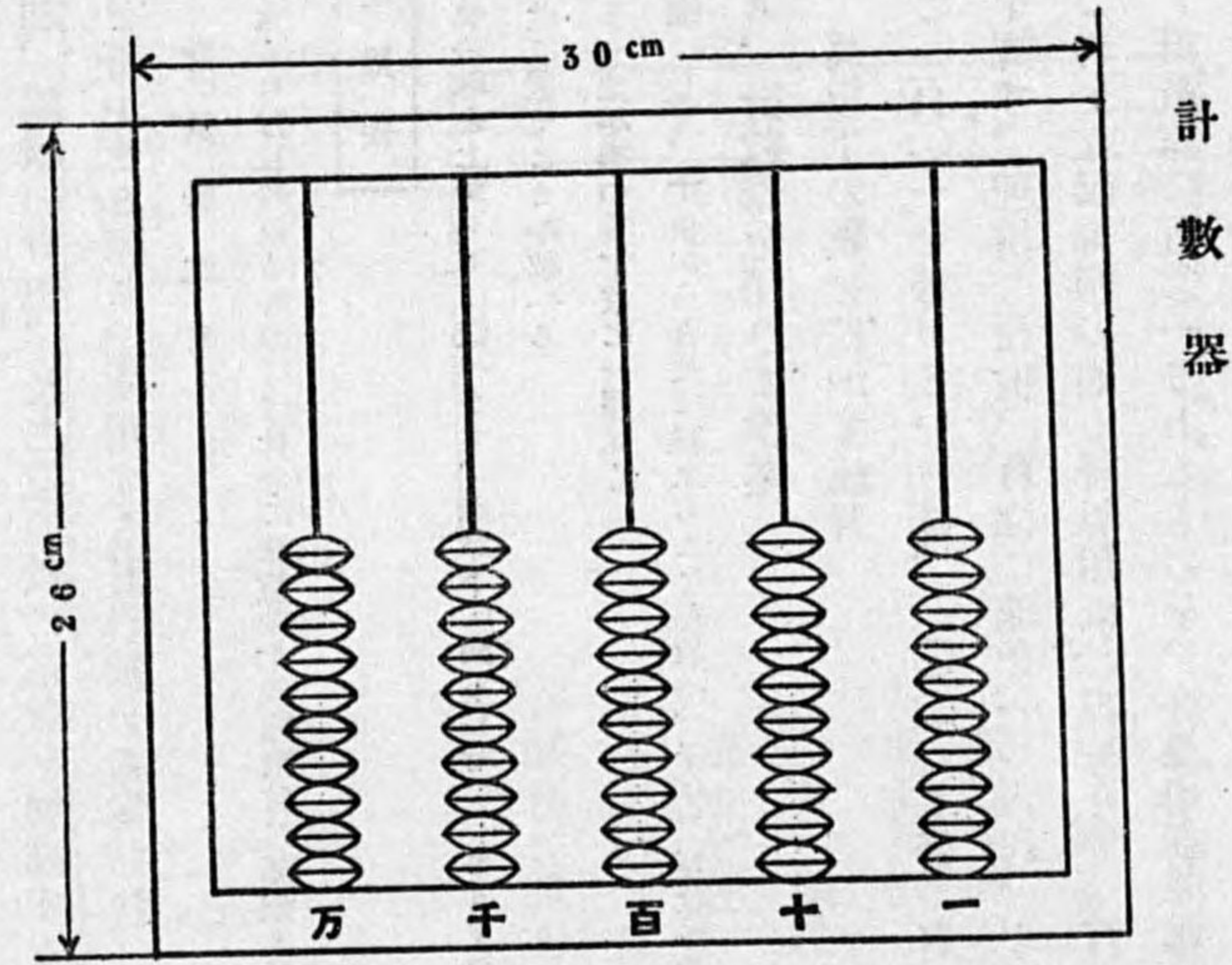
$$(5) \begin{cases} 1+5=6 \\ 2+5=7 \\ 3+5=8 \\ 4+5=9 \\ 5+5=10 \end{cases}$$

$$(6) \begin{cases} 1+6=7 \\ 2+6=8 \\ 3+6=9 \\ 4+6=10 \end{cases}$$

$$(7) \begin{cases} 1+7=8 \\ 2+7=9 \\ 3+7=10 \end{cases}$$

$$(8) \begin{cases} 1+8=9 \\ 2+8=10 \end{cases}$$

$$(9) \begin{cases} 1+9=10 \end{cases}$$



計 數 器

(9) $\begin{cases} 9 - 9 = 0 \\ 10 - 9 = 1 \end{cases}$	(6) $\begin{cases} 6 - 6 = 0 \\ 7 - 6 = 1 \\ 8 - 6 = 2 \\ 9 - 6 = 3 \\ 10 - 6 = 4 \end{cases}$	(4) $\begin{cases} 4 - 4 = 0 \\ 5 - 4 = 1 \\ 6 - 4 = 2 \\ 7 - 4 = 3 \\ 8 - 4 = 4 \\ 9 - 4 = 5 \\ 10 - 4 = 6 \end{cases}$
(10) $\begin{cases} 10 - 10 = 0 \end{cases}$	(7) $\begin{cases} 7 - 7 = 0 \\ 8 - 7 = 1 \\ 9 - 7 = 2 \\ 10 - 7 = 3 \end{cases}$	(5) $\begin{cases} 5 - 5 = 0 \\ 6 - 5 = 1 \\ 7 - 5 = 2 \\ 8 - 5 = 3 \\ 9 - 5 = 4 \\ 10 - 5 = 5 \end{cases}$
	(8) $\begin{cases} 8 - 8 = 0 \\ 9 - 8 = 1 \\ 10 - 8 = 2 \end{cases}$	

公式中の四角形は補数の意味、上記公式(ア、イ、ウ)により補数を求めます
補数発見の結果、加法の逆は引算であることを理解させる

(ア) $a + b = \square$
 (イ) $a + \square = c$
 (ウ) $\square + b = c$

第三節 減 法

一、十以下の数より、基数を引くこと

(1) $\begin{cases} 1 - 1 = 0 \\ 2 - 1 = 1 \\ 3 - 1 = 2 \\ 4 - 1 = 3 \\ 5 - 1 = 4 \\ 6 - 1 = 5 \\ 7 - 1 = 6 \\ 8 - 1 = 7 \\ 9 - 1 = 8 \\ 10 - 1 = 9 \end{cases}$

(2) $\begin{cases} 2 - 2 = 0 \\ 3 - 2 = 1 \\ 4 - 2 = 2 \\ 5 - 2 = 3 \\ 6 - 2 = 4 \\ 7 - 2 = 5 \\ 8 - 2 = 6 \\ 9 - 2 = 7 \\ 10 - 2 = 8 \end{cases}$

(3) $\begin{cases} 3 - 3 = 0 \\ 4 - 3 = 1 \\ 5 - 3 = 2 \\ 6 - 3 = 3 \\ 7 - 3 = 4 \\ 8 - 3 = 5 \\ 9 - 3 = 6 \\ 10 - 3 = 7 \end{cases}$

加法練習中補数発見及加法の逆は減法であること理解し練習を終りたる時、次の練習を課す

上記公式(イ)の説明(算術練習盤を用ひて)

練習盤上の符號 1 の上に赤カードを五つ並べなさい

符號 3 の處に數字カードの十一を置きなさい

赤カードが十一になるためには、符號 2 にカードを幾つ並べたらよいですか

二、計数器 使用法

累加、累減の計算、及二位の數に基数を加減する際、又はそれ以上の數を計算する場合、十位以上の數を書かせる際に、使用する計器數を考案した

計数器 説明

一位より万位に至る各位には針金に算盤珠十個宛取付け算盤と同様に取扱ふ

使用法

一位の珠を上から下に數へます、珠が下に満ちた時に、さうすればよいかと聞き、一位が十個だから十位に繰上つて、珠を一つ十位に置くことを教へる

即ち一位を拂つて十位に一個置く

同様にして、十位から百位に繰上ることを教へ、千位、万位を教へる

A、計数器を用ひる作業

(1)、萬以下の數を書かす練習

(例) 百〇一を書けといへば、一〇〇一と書く者が多い、これを正すために、各位の繰り上る練習を課す、理解した頃、百位に珠を一つ入れ、十位を飛んで一位に珠を一つ入れさせる
これを左記説明の如く計算用紙に書かせて、百〇一を書く練習をさせる

計数器に百〇一とあるものを、計算用紙に移す説明

計数器の百位にある珠一つを計算用紙中、百位の欄に 1 と代へて書かす

(計算用紙)

万	千	百	十	一

十位は零なる故十位に 0、一位に 1 を書かせ、百〇一と教ふ以上の如くして、万以下の數値を書かせる練習を行ふ

(2)、減法の練習

計数器を用ひて、減法の計算問題を練習させ、又同一の問題を計算用紙を用ひて、筆算せしむ

B、減法に使用する初歩の問題

減法を教へるに先ち二位數に基数を足して、答が二十以下となるもの、練習を課して後、前記公式に従ひ補數發見の練習から減法に進む。

(1) {

- 10+1= 11
- 11+1= 12
- 12+1= 13
- 13+1= 14
- 14+1= 15
- 15+1= 16
- 16+1= 17
- 17+1= 18
- 18+1= 19
- 19+1= 20

(2) {

- 10+2= 12
- 11+2= 13
- 12+2= 14
- 13+2= 15
- 14+2= 16
- 15+2= 17
- 16+2= 18
- 17+2= 19
- 18+2= 20

(3) {

- 10+3= 13
- 11+3= 14
- 12+3= 15
- 13+3= 16
- 14+3= 17
- 15+3= 18
- 16+3= 19
- 17+3= 20

C、二位數から基數を引く

$$\begin{array}{l}
 (4) \left\{ \begin{array}{l} 10+4=14 \\ 11+4=15 \\ 12+4=16 \\ 13+4=17 \\ 14+4=18 \\ 15+4=19 \\ 16+4=20 \end{array} \right. \\
 (5) \left\{ \begin{array}{l} 10+5=15 \\ 11+5=16 \\ 12+5=17 \\ 13+5=18 \\ 14+5=19 \\ 15+5=20 \end{array} \right. \\
 (6) \left\{ \begin{array}{l} 10+6=16 \\ 11+6=17 \\ 12+6=18 \\ 13+6=19 \\ 14+6=20 \end{array} \right. \\
 (7) \left\{ \begin{array}{l} 10+7=17 \\ 11+7=18 \\ 12+7=19 \\ 13+7=20 \end{array} \right. \\
 (8) \left\{ \begin{array}{l} 10+8=18 \\ 11+8=19 \\ 12+8=20 \end{array} \right. \\
 (9) \left\{ \begin{array}{l} 10+9=19 \\ 11+9=20 \end{array} \right.
 \end{array}$$

$$(1) \left\{ \begin{array}{l} 11-1=10 \\ 12-1=11 \\ 13-1=12 \\ 14-1=13 \\ 15-1=14 \\ 16-1=15 \\ 17-1=16 \\ 18-1=17 \\ 19-1=18 \\ 20-1=19 \end{array} \right.$$

$$(2) \left\{ \begin{array}{l} 11-2=9 \\ 12-2=10 \\ 13-2=11 \\ 14-2=12 \\ 15-2=13 \\ 16-2=14 \\ 17-2=15 \\ 18-2=16 \\ 19-2=17 \\ 20-2=18 \end{array} \right.$$

$$(3) \left\{ \begin{array}{l} 11-3=8 \\ 12-3=9 \\ 13-3=10 \\ 14-3=11 \\ 15-3=12 \\ 16-3=13 \\ 17-3=14 \\ 18-3=15 \\ 19-3=16 \\ 20-3=17 \end{array} \right.$$

$$(4) \left\{ \begin{array}{l} 11-4=7 \\ 12-4=8 \\ 13-4=9 \\ 14-4=10 \\ 15-4=11 \\ 16-4=12 \\ 17-4=13 \\ 18-4=14 \\ 19-4=15 \\ 20-4=16 \end{array} \right.$$

$$(5) \left\{ \begin{array}{l} 11-5=6 \\ 12-5=7 \\ 13-5=8 \\ 14-5=9 \\ 15-5=10 \\ 16-5=11 \\ 17-5=12 \\ 18-5=13 \\ 19-5=14 \\ 20-5=15 \end{array} \right.$$

$$(6) \left\{ \begin{array}{l} 11-6=5 \\ 12-6=6 \\ 13-6=7 \\ 14-6=8 \\ 15-6=9 \\ 16-6=10 \\ 17-6=11 \\ 18-6=12 \\ 19-6=13 \\ 20-6=14 \end{array} \right.$$

$$(7) \left\{ \begin{array}{l} 11-7=4 \\ 12-7=5 \\ 13-7=6 \\ 14-7=7 \\ 15-7=8 \\ 16-7=9 \\ 17-7=10 \\ 18-7=11 \\ 19-7=12 \\ 20-7=13 \end{array} \right.$$

$$(8) \left\{ \begin{array}{l} 11-8=3 \\ 12-8=4 \\ 13-8=5 \\ 14-8=6 \\ 15-8=7 \\ 16-8=8 \\ 17-8=9 \\ 18-8=10 \\ 19-8=11 \\ 20-8=12 \end{array} \right.$$

$$(9) \left\{ \begin{array}{l} 11-9=2 \\ 12-9=3 \\ 13-9=4 \\ 14-9=5 \\ 15-9=6 \\ 16-9=7 \\ 17-9=8 \\ 18-9=9 \\ 19-9=10 \\ 20-9=11 \end{array} \right.$$

以上(1)より(9)迄の問題は、前出百〇三頁の形式に従ひ印刷し、筆算(計算用紙を用ふることもあり)又は計數器を使用して計算に習熟せしむ。

二位數に基數を加減する問題に習熟したる時、二位數と二位數との加減の問題を課す。

三、加法、減法の符合、及等號の意味

1、加法の符合(+)は

- a. 増加を意味するもの(例へば、人が来る等)
- b. 聚合を意味するもの(例へばマゼル、ヨセル等)

2、減法の符合(-)は

- a. 減少を意味するもの(例へば、ヘツタ、少クナツタ等)
- b. 比較を意味するもの(例へば、ドチラが多イカ等)

3、等號は、左邊、又は右邊は、いくらと同じであるか。符合、等號の意味を教へて、生徒作題の準備をしてをく。

第四節 乘法

一、基数と基数との掛算

同一數量を幾つか集める、こいふ考より累加法により掛算に導く

(1)、圓を與へて、それを數字で書かせる、次の圓形は、幾つあるか數へて、數字で答を書きなさい

(1) 答 (2) 答 (3) 答 (4) 答 (5) 答

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(2)、次の圓形はいくつあるか數へて、右側に數字で書きなさい

(1)

○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	

(2)

○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	

(3)

○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	
○	○	

(3)、次の數字を(1)の如く丸に直して、右側へ書きなさい

(1)

3	○	○	○
3	○	○	○

(2)

3	
3	
3	

(3)

3	
3	
3	
3	
3	

(4)、次の寄せ算をやつてごらんください

(1)

$$\begin{array}{r} 3 \\ 3 \\ 3 \\ 3 \\ + 3 \\ \hline \end{array}$$

(2)

$$\begin{array}{r} 3 \\ 3 \\ 3 \\ 3 \\ 3 \\ + 3 \\ \hline \end{array}$$

(3)

$$\begin{array}{r} 3 \\ 3 \\ 3 \\ 3 \\ 3 \\ 3 \\ + 3 \\ \hline \end{array}$$

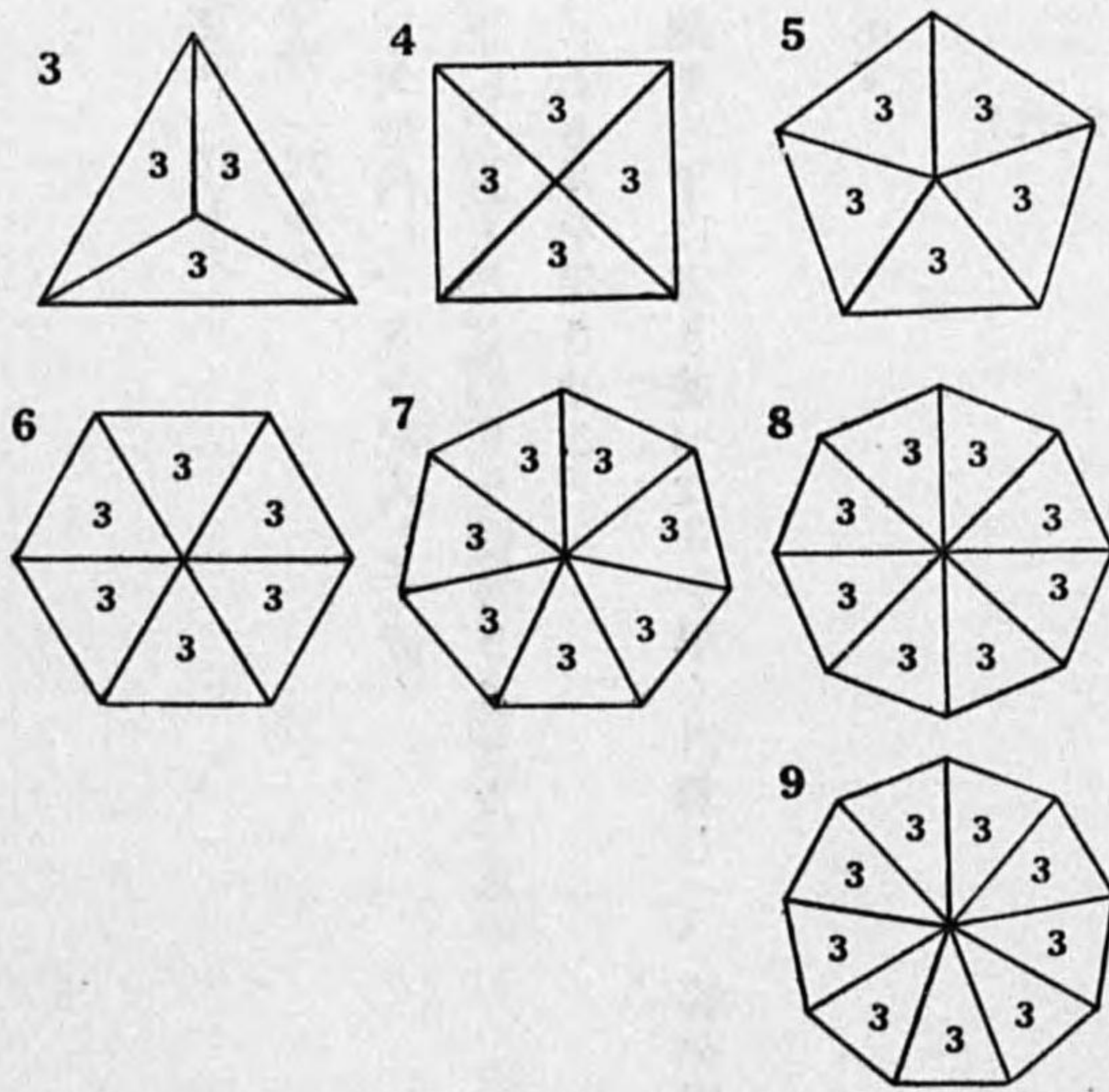
(5)、次の寄せ算を、やつてごらんください、そして寄せ算を出来るだけ早くやるには、どうすればよいか考へてごらんください。

	2	3	4	5	6	7	8	9
×								7
	2	3	4	5	6	7	8	9
	2	3	4	5	6	7	8	9
	2	3	4	5	6	7	8	9
	2	3	4	5	6	7	8	9
	2	3	4	5	6	7	8	9
+	2	3	4	5	6	7	8	9
	14	21	28	35	42	49	56	63

二、九々練習

九々は上記の形式により練習せしむ

下記の方法も九々練習として試みつゝある



たか
犬が八匹ゐます、足の数は何本ですか
以上累加の方法は、(1)より(6)迄これを順次行はしむるか、知能程度に従ひ、適當のものより始むるか何れかを選び累加の計算に習熟せしめ、漸次九々に移る準備を行ふ

(6)、實際問題より

鶏が六羽ゐます、足の数は何本ですか、竹切れで三角形を五つ作つてごらん、竹を何本用ひまし

	2	3	4	5	6	7	8	9
	2	3	4	5	6	7	8	9
	2	3	4	5	6	7	8	9
	2	3	4	5	6	7	8	9
	2	3	4	5	6	7	8	9
+	2	3	4	5	6	7	8	9
コタエ								

	2	3	4	5	6	7	8	9
	2	3	4	5	6	7	8	9
	2	3	4	5	6	7	8	9
	2	3	4	5	6	7	8	9
	2	3	4	5	6	7	8	9
+	2	3	4	5	6	7	8	9
コタエ								

	2	3	4	5	6	7	8	9
	2	3	4	5	6	7	8	9
	2	3	4	5	6	7	8	9
	2	3	4	5	6	7	8	9
	2	3	4	5	6	7	8	9
+	2	3	4	5	6	7	8	9
コタエ								

三の九々の教へ方

『前頁の例示圖形を使用して』

正三角形（三分分したのもの） 正四角形（四分分したのもの）

正五角形（五分分したのもの） 正六角形（六等分したのもの）

七角形、八角形、九角形を作り各々を等分し三角形内に、3を記入して置く

符號3、4、5、6、7、8、9の各圖形の下に、あるだけの3を横書きさせる

それが出来たら三番から九番迄の各圖形の下にある3を足させる。

右の計算が出来た者は、三番から九番迄の各圖形の下に書き並べた3を早く計算して、答を出す方法を考へさす

3の累加計算法について十番の計算例を次に示す

形號	3、	$6+3=9$
圖符	4、	$6+6=12$
	5、	$9+6=15$
	6、	$9+9=18$
	7、	$12+9=21$
	8、	$12+12=24$
	9、	$15+12=27$

累加法練習後次第に掛算へ導く

3を三つ集める、即ち3の三倍は九。3を四つ集める、即ち3の四倍は十二、3を九つ集める即ち3の九倍は二十七等の如くして、九々を教へる。

第五節 除 法

一、累減法より左記の方法にて、除法へ誘導する。

A、包含の意味を有するもの

10の中に2が幾つありますか

$$10 \div 2 = 2 - 2 - 2 = 0$$

B、等分の意味を有するもの

十を二つに分けると、幾つになりますか

$$10 \div 2 = 5 - 5 = 0$$

包含、等分を意味する累減の問題を多く出して、習熟せしめ後除法に移る、除法の意味は、乗法の處に於て豫め指導して置く

例、 $5 \times \square = 15$

$$\square \times 8 = 16$$

四角の中へ答を書かせ、補數を發見する練習を課す

二、實物を用ひる除法指導

算盤珠百個聯ねた計算用具を使用する例

A、二十五を五で割ること

算盤珠を二十五出させる、二十五の中に、五つ宛幾つあるか（幾つとれるか）と、包含算で勘定させる。

B、二十を五等分すること

二十個を五人に分けてやると、（等分を意味する割算）一人に幾つ宛、やればよいか。

三、尺度を用ひる除法指導

米尺と曲尺兼用の尺度を用ひて次の作業を行ふ

A、三寸の線を引いてごらん、三寸を二つに分けたら何寸になりますか

B、二寸の四角を作つてごらん、その四角を四つに分けると、出来上つた四角の一邊は何寸ですか

（備考）曲尺の使用法を理解した後、米尺の使用法に移ること

少年は最初、長さの單位寸、分、厘を知らぬ者多く、又その長さを正確に計ることが困難であつた。

昭和三年二月二十八日の調査によれば、二寸の長さを知らぬ者八名中二名、二分を知らぬ者八名中五名。

以上にて加減乗除初歩の概要を説明した、この外に、加減乗除の混合問題を練習せしむ。

四、生徒作題

計算を正確に、敏速に行ひ得れば、次に實際問題の練習に移る。

實際問題の作題は、少年の日常生活より題材を選び、讀方教育との聯絡を忘るべからず、左記九番の

例の如きは、過去の思出が、修養向上の精神を妨げる虞ある故、適當に指導せざるべからず

例、九番作題（原文のまゝ）

エンカイシヨニ、オキヤサマ（お客さま）が四十五イマス、オトコガ六十二ニイマス、オトコト、オンナトテ、ナンニイマス

カ、カゾヘテゴランナサイ。

参考のため次に生徒の第二作題を記す

（一）、一枚十三錢の板を、八枚買ふと幾らになりますか。

（二）、タドン一個三錢、それを三十六個買ふといくらになりますか。

（三）、針金が二十六尺あります、それを五つに切るに何尺宛になりますか、そして何尺残りますか。

（四）、一個二十八錢するリンゴを十個買ふといくらですか。

右作題は年齢十七才五ヶ月の少年六番の問題にして、原文は意味不明瞭なりし故、本人と相談の結果作題したり、但し單價、及び數字は訂正せず

右の作題者は十三名中、特に算術の成績良好なる少年なり、試に右四問題を九名に與へて

「この問題中、板、タドン、リンゴは店屋で、この位の値段であるか否か、若し異つてゐれば、自分の考へてゐる値段に正して、問題を解きなさい」と注意して課した成績の結果を次に表示す

（備考）注意により問題を訂正したる者一名もなし

	1	2	3	4
10 番	??	??		
7 番	考へ中全全○			
1 番	○	○	① ○	62錢78錢○
3 番	○	考へ中×○	考へ中、全	
6 番	○	×、○	×、○	○
5 番	○	×、○	○	1圓20錢 ○
4 番	○	? ○	考へ中、??	?
13 番	考へ中、全、全全			
8 番	○	○	① ○	○

時間 50 分間

表中符號説明

? 印 問題ヲ考へテモ ソカラズ

考中 問題ヲ考へ中

○ 印 正 答

① 印 稍々正答ニ近キモノ

× 印 目標ヲ外シテ考へツ、アル者

1、2、3、4ハ問題番號

何番ハ少年個性表ノ番號

右表に示す如く九名答案の成績を要約すれば

四問題共に不出來 二名。 一問題正答 一名。
二問題正答 二名。 四問題正答 四名。

少年の應用問題の解き方を次の問題によつて説明する

遊戯をしようと思ひます、東寮生が五十人、西寮生が三十人ゐます、この寮生を紅白に等分したいと思ふが、紅が何人、白が何人にすればよろしいですか（上述の意味を言葉で説明して、片假名で要点だけ黒板へ書く）

解説

(十一番)

十一番は紅白各々四十人宛と解答してゐても、

式を作ることが出来ない

アカ 50人
シロ 30人
50人 - 30人 = 20人

(十番) ……原文のまゝ……

赤の五十人の生きたを、赤のほから十人、白のほにだす。

(十三番)

50人 + 2 = 25人 答 25人

(一 番)

30人 + 10人 = 40人

(三 番)

50人 - 30人 = 20人

(〇 生)

五十人から十人かりてきて、その十人を三十人にたしたら、答四十人づつ

精神薄弱者教育の實際

右の結果より見れば、板一枚十二錢、タドン一個三錢、リンゴ一個十八錢等は、指導者が適當に指導し、少年の生活を基調として、彼等の日常生活に算術を同化し、實際化し、隨所に於て、個々の事實より算式を構成し、同時に數量事實に適用する指導、及び計算は敏速に行はしめ、保護兒童に對しては特に秩序と、正確との觀念養成に努めなければならぬ。

本章に於て説明した算術教育は、算術教育の完成を將來する最初のプランの一部分であつて全体ではない、本院に於ける特殊學級算術教育の一部である。精神薄弱者に對する算術プランの体系は、深重な研究を要して大成しなければならぬ残された重大な問題である。

第二章 讀方教育

讀方について少年の生活に直接必要な、事項を次に列記する

1. 讀むこと

符號即文字を通して意味、内容を知ること及び日常生活に必要な資料となし、又は作意を鑑賞する。
2. 意志を發表すること

意志を發表する時は、話すか、又は文章に依らなければならない。
次に精神薄弱者に對する、讀方教授法の大要を説明する。

第一節 讀むこと

一、文字を知らない者のために
讀むためには、文字を知らなければならない、前述の如く少年中には不就學者が多い、自分の氏名すら充分書けない者がある。

これ等少年には假名から教へなければならぬ、假名教授は次の方法による

A、繪カード、及び假名練習盤の使用

五十音（アイウエオ）が頭字につく言葉を繪で説明したカードを印刷する。

次にカードと同一のものを、五十音順に印刷した盤を用意する。但し繪は日常我々の目に觸れるものから、題材を選ぶことが肝要である。

(使用例)

蟻の繪に『アリ』と書いてあるカードを示して、これは何ですかと尋ねる、繪をみて、蟻と答へたら、『アリ』の符號を指しこれは『アリ』と讀むことを教へる、そして豫め用意してある練習盤を指し、この中にカードと同じ繪があれば、その上に置きなさい。かくして順次他のカードを練習盤上に置くことを習熟させる。繪カードの練習が稍々出來て、片假名の形が大体解つた頃を見計つて、次の練習盤とカードを使用する。

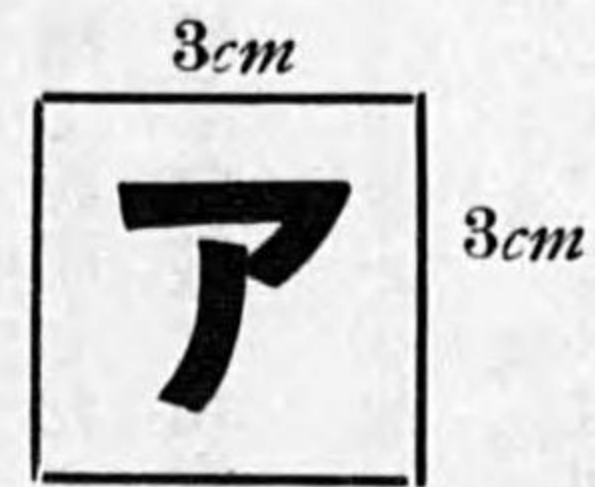
B、假名文字練習盤の説明

A、練習盤

..... 60cm

ン	フ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
	キ	リ	イ	ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
	ウ	ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
	エ	レ	エ	ノ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ

B、カード



練習盤Aは楷書で五十音を片假名で書く

カードBは二重の直線を使用して五十音を

書き一字につき三枚を用意する

(使用例)

A 圖練習盤と、袋入りの五十音カードを持たせる、『袋の中から、カードを出しなさい、練習盤上にカードと同じ字があつたら、盤上のその字の上へカードを置きなさい』
 (練習者が二人以上の時は、

『間違はない様にカードを盤上に誰れが早く並べるかやつてごらんなさい』と競争的に並べさせる方法も可)

五十音を並べた時、盤上の字と、カードの字とを置き違つてゐるか否か検べる

(實例) 昭和三年五月十八日より練習)

十二番 (不就學、字は少しも知りませんと本人は言ふ)

第二回 (五十分間)

練習盤上の五十音字の上に同じ字のカードを置いてごらん、

練習盤上にカードを並べた結果を調査するご次の如くである。

(イ、カードを盤上に間違つて並べたもの

番號	盤上ノ字	カード
1	(コ)ノ上へ	(ヘ)
2	(フ)	(レ) 逆ニ
3	(ヤ)	(ア)
4	(イ)	(ト)
5	(ン)	(ソ)

十二番がカードを盤の上に上述の如く間違つて置いたから
 「これで間違ないか調べてみよう」と注意を與へる。

1の間違に氣付く

(2,3,4,5に氣付かない)そして(フ)の上に(レ)を注意して置く

3,4,の間違ひに氣付く(2,3の間違ひに氣付く(2,5の間違ひに氣付かない)

(フ)と(レ)の比較をやらせる

(フ)の上に(レ)を置いた間違に氣付く

(ロ、二つの似た字を選出した結果次の如し

精神薄弱者教育の實際

第二回目 (五月二十九日)

第一回目(ロ)の似た字を選出したもの、残りより、似た字、間違ひ易い字を選出させたもの、次の如し

- 1、(ユ、コ)
- 2、(シ、ツ)
- 3、(エ、エ)
- 4、(ア、ヤ)
- 5、(ラ、テ)

(備考)五月十八日第一回似た字選出の第一番より、片假名練習用紙(後に説明)を用ひて、第二回目の選出(二十九日)まで片假名の練習を課しつゝあり。

第三回目選出 (六月四日)

第三回目は、第一回、第二回目選出の残りカードを選出

- 1、(ヒ、チ)
- 2、(ム、マ)

(備考)六月四日迄に片假名練習用紙に練習させた字次の如し。

(フ、レ、ク、ワ、ス、ソ、メ、ン)この八字は、読み書き出来るようになった。その中、書き難い字、(メ、ソ)

第四回目 (六月五日)

- 1、(リ、ル)
- 2、(ホ、ル)
- 3、(井、キ)
- 4、(チ、ナ)
- 5、(メ、ノ)

六月 七日

尋常小學校讀本、卷一第一頁より第九頁迄、よごみなく読む

六月二十日

尋常小學校讀本卷一を全部読み終り、卷二へ進む。

十二番の五月十八日より、六月二十日迄の自習態度は、真面目にしてよく努力したり

(備考)十二番入院時年齢十五歳四ヶ月、智能階級輕愚。

参考の爲め九番のカード選出(似た字、間違ひ易い字)三回の結果を次に示す、但しカード選出は、三回共にその日を異にす

(九番は、入院時年齢十三歳一ヶ月、智能階級輕愚)

番號	第一回目選出	第二回目選出	第三回目選出	番號	第一回目選出	第二回目選出	第三回目選出
1、	(タ、ク)	(タ、ク)	(タ、ク)	2、	(メ、ノ)	(メ、ノ)	(メ、ノ)
3、	(リ、ソ)	(リ、ソ)	(リ、ト)	4、	(ホ、ホ)	(ホ、ホ)	(—)
5、	(レ、ト)	(レ、ト)	(レ、ム)	6、	(ツ、ミ)	(ツ、ミ)	(ホ、シ)
7、	(ム、ル)	(ム、ル)	(ハ、ル)	8、	(シ、ン)	(シ、ン)	(ン、ソ)
9、	(ウ、ロ)	(ウ、ロ)	(ウ、ウ)	10、	(エ、エ)	(エ、エ)	(エ、ユ)
11、	(コ、ヨ)	(コ、ロ)	(コ、ヨ)	12、	(ケ、ナ)	(ケ、テ)	(テ、ニ)
13、	(フ、ラ)	(フ、ラ)	(フ、チ)	14、	(マ、ヤ)	(マ、ア)	(ア、エ)
15、	(セ、ヒ)	(セ、チ)	(ヒ、ユ)	16、	(ス、ヌ)	(ス、ヌ)	(ス、チ)
17、	(キ、テ)	(キ、井)	(キ、井)	18、	(モ、ニ)	(モ、エ)	(モ、セ)
19、	(イ、チ)	(イ、イ)	(イ、イ)	20、	(ホ、チ)	(ホ、ヌ)	(ホ、ホ)
21、	(サ、カ)	(サ、ナ)	(サ、ナ)	22、	(ハ、ハ)	(ハ、ヤ)	(—)

右の似た字の選出二十二組合せ中、三回とも同じ文字を選びたるもの

二種

第一回目、第二回目とも連続して同じ文字を選びたるもの 八種

右の結果より観るもM生は、聯想力の不安定なることを知る。

C、平假名の練習

片假名の練習に習熟したる時は、平假名の練習に移る。(備考カードの裏表に、同一文字の平假名と片假名を書く)
片假名『カード』を平假名練習盤上に置かせる練習をする、次に平假名『カード』を片假名練習盤上に置かせて、同一文字について片假名と平假名との聯絡をつける、片假名を覺へつゝ平假名を覺へつゝあることは勿論である。

D、假名練習用紙説明

假名文字を教へるために、假名練習用紙を左記の目的に従つて使用しつゝある。

(a)、筆順の練習

(b)、假名文字練習『カード』を使用して、『カード』と同一の大きさ(三厘平方)の文字を書かせ、

それに色彩を施し、色彩に對する觀念を養成し、圖畫、手工への階段を與へ、注意力集中の練習、及筋肉練習の補助となす。配色、文字の書方等によりて、精神状態の推移を考察する資料となる。

(c)、書方の練習

(d)、言葉抽出の練習

語句記憶の程度、正確度を知り、言葉の指導教授、及訓育上の資料に供す。

(a)											木
(b)											
(c)	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ
		オ			オ				オ		オ
			オ			オ					
	オ		オ		オ		オ		オ		オ
(d)	(オ字ノアル「オトス」ヲカキナサシ)										
	オ										
	年	月	日								

(讀方練習用紙ノ見本縮小)

一枚の練習用紙は片面 a、b、c 迄を平均約五十分間に仕上げるを普通とする。

この種少年の授業は、四十分以上課すれば、精神疲勞し耐久力を失ふを常とする。故に a、b、c、d の組合せをなし、與へられたる練習時間中、組合せの何れより完成するも可、b を完成しつゝ、d の『コトバ』を考へる等任意なり、要するに『ア』字の練習を裏表終れば、次の『イ』に移るを原則とする。

次に d の言葉練習の結果を参考のために記す

(一) 十番

- 1、かぢや、かぢや(火事のこと) かすり(一般窃盜の隱言)
 - 2、おさまり、おもよまん。おうめ。おさよまん
 - 3、かいすい(海水浴)。かんし(監視)。かんじよう(勘定)。かるぞ(借りること)
 - 4、きんまんか。きんこ。きんか。きりつける。きさま。きりのける。きくものか。ききたくなあ(聞きたくない)。きにする。きが、り。
 - 5、くいものや(食物屋)。くるしいなが。くさりご(鎖り戸)。くせもの。くま公。くりひろひ。
 - 6、さいせん。さいころ。さいみんぢつ(催眠術)。さかすだん(サーカス團)
 - 7、すきやき。すつばだか。すかんぞ(好かないこと)
 - 8、ちまた(巷)。ちんれつや(陳列屋)。ちかしつ。ちがでる。ちがたな。ちのみち。
- 十番の言葉が、如何に過去の暗黒面を語るかは普通兒に觀られざる所なり。

(二) 〇生

1、				
ウ	ウ	ウ	ウ	ウ
マ	ギ	サ	ゴ	ヤ
2、				
コ	コ	コ	コ	コ
ド	モ	ナ	ビ	キ
ウ	モ	リ	キ	キ
3、				
サ	サ	サ	サ	サ
シ	セ	ン	ン	セ

〇生の言葉は、その意味不明にして、本人も意味明かならずさいふ。

(三) 十一番

犬(イノ)。兎(ウサ)。浮袋(ウキ)。長い棒(エボ)。お盆(オボ)。大津(オツ)。

言葉を完全に綴る、こゝ困難なり。

(四) 三番

栗(アバ)。アンドン(アンロ)。

(五) 一番

甘イ(アマ)。アヒル(アヒ)。イタダク(イタダ)。醫者(イサ)。池(イケエ)。印刷(イサツ)。好イモノ(エモ)。
菜葉(オナバ)。オ葱(オネニ)。今朝(キサ)。下駄(ケダ)。コレラ(ニリラ)。ケシゴム(コケシ)。

(六) 七番

油(アバダ)。行クコト(イキ)。咳ノコト(オホン)。黒イ(クドイ)。家來(ケダイ)。キセル(ケツド)。
肴(サカダ)。

(七) 九番

1、キンダマ(畢丸)。キレモノ。キンチヤク。キリンビール。キンシン(謹慎)。

- 2、ケチンボ。ケンカ。ケイサツ。ケン(鯉)。ケイバ。ケイサ(刑事)。ケンザツ(鯉術)。
- 3、コヒ。コロツケ。コ、ア。コナミルケ。
- 4、サツ。サケ。サカナ。サンガイ。サツク。サアイ。サアメラ(鯉)。
- 5、シンセカイ。シンカワ(新川)。シンキヨウゴク(新京極)。シンネン。シキフ。シナメ(虱)。シキシマ。シモ。
- 6、ソガキヨウダイ。ソウマダイサク。ソコナシイケ。
- 7、タケ。タケノコ。タマゴ。タメモノ。タイ(鯛)。タコ。タンテイ(探偵)。
- 8、チラシソバ。チキンダイス。チキンカツレツ。
- 9、ツナワタリ。ツイラク。ツイセキ。ツツキ。
- 10、テツボ(鐵砲)。テンマ。テンドン。テンアラウドン。
- 11、ナゴヤ。ナシ(梨果)。ナンバ(灘波)。ナミダ(涙)。ナガケツ。ナツバ。ナガラ(長柄)。ナンキンマメ。ナヤロ。ナンカイテンシヤ。
- 12、ヌスピト。ヌシ。
- 13、ネコ。ネエサン(女)。ネマキ。ネツ。ネボスケ。ネゴト。ネズミ。
- 14、ウグヒスガ、トンデキタ、コドモタチガ、アトカラツイセキ。
- 15、ヨミセ。ヨメサン(單笥の隠語)。ヨウウ(戸締の施錠、又は單笥等に附したる錠を外すため、使用する器具の隠語)。ヨウシ。ヨダレ。ヨウカン。ヨメイリ。ヨツリ。ヨダカ(賣笑婦の隠語)。ヨガラス。
- 16、カントラキ(關東煮)。カスイ(海水浴)。カスリ。カツドシヤシン。カバン。カンバン。カメラ。
- 17、オクダシキ(奥座敷)。オメザメ。オタツネ。オサケ。オユ。オシイレ。オニンギヨ。オカネ。オビ。オナゴ(女)。オクサン。オウサカ。オカヤマ。

18、チカネ。チモシロイ。チスシ。チモチ。チカキ。チゼンザイ。チシロイ。チマワリサン。チダズネ。チミヤゲ。チダイドコロ。チツサン。

以上の言葉摘出を綜合し觀るに、怠惰にして放縱、破壊的なるものあり、記憶に聯絡統一なく、言葉成さざるものあり。放言を交へ、文字不足し、意味不明なるものあり。

特に九番に至りては、放浪、掏摸常習的氣分濃厚にして、その暗黒面が、次から次と聯想される點を觀て、その環境の反映や、暗黒面の姿が如何に九番の骨髓に迄徹してゐるかを知らる。

尙又、九番が如何に警察當事者を警戒し、脅へつゝ生活したるかを窺ふに足る。九番は遊廓及び待合、姪賣屋等に宿泊し、放浪し、或時は友人と共に家を借りて、共棲したることあり、筆者には九番の過去の生活状態が、走馬燈の如く現れ轉ずる情景を、居ながらにして觀るの感がある。

(11)に現れたる長柄、南京豆等の如きは、天神橋筋六丁目(大阪市内)の盛場より、長柄橋邊を南京豆を食ひつゝ、懷子をして彷徨しつゝある状態が、手に取る如く窺はれる。

九番の言葉摘出については、多く書く點もあれ共他は御賢察に任せん。

こゝに考慮すべきは、不良化したるこの種少年は、虚言、虚構以て當局者に對し自分の過去及び犯罪行為を容易に自白せず。然るに九番につき以上の材料を得て、本人の過去を窺ひ、その生活状態及び行為等の大要を得て訓育指導上の資料に供することである。

第二節 語句の教授

一、實物を用ひて

教室内にありては、主として實物を以て名詞を教へ、繪畫を説明し、又は書繪の意味を問ふことによりて、其他の品詞を教授す。

二、話方によりて

日常生活に必要な事柄、童話、童謡等を材料として話を授け、その後少年の記憶に残るだけを書かせる、これ等により聽方の練習を行ふ。

三、文章の筆記

簡単な文章を一定の速度にて讀み、出来るだけ書取らせる、筆記速度の遅き者は、一部分宛抜き書きさせ、片假名、平假名、漢字を交へて書取らしむ。

四、書物、雜誌（子供之友等）を用ひて、自分の好む文章、又は大切と思ふ文章を書抜かせる。

五、漢字及語句を書物より書抜かせ、又は書取らせて、讀と、譯とを記入させる。

次に少年が間違ひ易きものとして、書抜きしたる漢字を記す。

- (1) 〇 生
- 草 …… 早。 木 …… 本。 目 …… 日。 東 …… 東。
- 京 …… 景。 松 …… 私。 雪 …… 雲。 五 …… 伍。

- (2) 十三番
- 問 …… 問。 毎 …… 母。 里 …… 哩。 人 …… 入。
- 鳥 …… 鳥。 馬 …… 鳴。 牛 …… 手 …… 年。

- (3) 七番
- 木 …… 水 …… 氷 …… 本。
- 池 …… 地。 犬 …… 太。

- (4) 三番
- 北 …… 此。 勇 …… 男。 道 …… 通。 右 …… 左。

書取の例。

「受取つて」の書取に「フケツテ」を書く、「フケトル」は夜更に他人の家屋に忍び入り、金銀物品を竊盜する隠語なり、本少年は「受取る」の意味を充分知らず「フケトル」の意味の方理解し易き状態に置かれたるものならん。

六、少年お互が、漢字又は語句の問題を考究し、ノート又は黒板に書取の練習を行ひつゝ、お互の間違を訂正し合ふ、かくして學級に自學自習の氣風を醸成する一助となす。

七、類推法

例	問題
父 …… 母。	祖父 ……
東 …… 西。	南 ……
	<input type="text"/>
	<input type="text"/>

兄……………弟。

姉……………

夏……………あつい。

冬……………

塩……………からい。

砂糖……………

上の例をみて、問題の四角の中へ答を書かせる、問題は凡て片假名で書く

八、鎮字法

例

1、春になると花が□□ます。

2、タンゴの花のいろは、□□□です。

(備考) 大阪地方の蒲公英の花は黄色、中國地方には白色の品あり。

四角の中へは、不足の文字を記入させる、然し記入の文字は、與へられた答を記入する四角の数が、増減するも可なり

九、文章中矛盾を批判、指摘させる。

例

1、ナツハ、火ノソバガヨイ。冬ハ、ソトニ出テ、スズミマセウ。

2、ウツガミサマへ、オマイリスルノニ、石ダンチ、ノボツテユキマシタ。カヘリニモ、チナジミチチ、石ダンチノボツテ、カヘリマシタ。

一〇、レコード演奏によりて

童謡吹込のレコードの、童謡の讀と譯とを説明して後、このレコードを演奏する時は、演奏につれて少年達は、齊唱するに至る興味を覺ゆ。

一一、讀書力

以上列挙したる方法により、文字及語句を教授し、少年が文の大意を把握することに稍々習熟するを得ば、少年に讀書の結果、文の大意、その要點等を捉へる練習を課す、讀書力薄弱なるこの種少年には、讀書力に、特に意を用ひなければならぬ。次に讀書力に關する問題を記す

もりのなか

わたしは、よく、もりへ、いきます。 もりは、きれいです。 もりには、たかいきもあれば、こんもりした

ひくいきも、あります。 もりには、いろいろのけものが、ゐます。

あつい夏がすぎて、すずしいあきになると、きのぼが、きいろや、あかや、いろいろのいろに、なります。

右の文章を、よく読んで、次の間に答へなさい。

(一)、もりには、どんな木が、ありますか。

答の例 (原文のまま)

1、オキナマツノキガアリマス。

2、大きなすぎの木があります。

3、マツノ木カタクサンアリマス。

4、クサガ、アリマス。

(二)、もりには、どんな、けものがゐますか

答の例 (原文のまま)

1、モリニハ、スズメヤ、フクロヤ、タヌキヤ、キツネガ井マス。

2、スズメヤ、カラスガ井マス。

3、土チホルト、カイルヤ、ヘビガデテキマス。

4、虫ガアリマス。

(三)、あきになると、もりの木は、どんなになりますか

答の例 (原文のまま)

1、サムクナルト、木ノハガチリマス。

(四) きみは、もりがすきですか

答の例 (原文のまま)

1、ハルニナレバ、スキデス。サムクナレバ、モリガイヤナリマス。

備考 この答案を書いた少年六番は、放浪性濃厚。

一二、野 外 に て

實物教授及び少年との會話によりて、次第に品詞を教授すると共に、自然界の現象を観察せしめ、併せて日常必要とする平易なる科學的智識を授け、進んで科學的創意に覺醒せしむ、就中園藝植物(蔬菜、果樹、花卉等)病虫害、家畜等と吾人との密接なる關係を教へ、自然の微妙なることを覺らしめ、自然界の現象に整然たる法則と、運行とありて、その眞理に對しては、放縱、虛構等は、何等權威なきことを自覺せしめ、自然の威力に敬服せしむる様指導する。

以上十二の方法により、讀むことの基礎の概要を樹てたり、次に意志發表の指導方法を記せん。

第三節 意 志 發 表

一、語 構 成

言葉と與へて、簡単な文章を構成させる

例

次の言葉を使つて、出来るだけ澤山文章を綴りなさい

大キナ、 大江山、 小サナ、 犬、

1、0 生 (原文のまま)

小サナ大江山。 大キナ大江山。

2、一 番 (原文のまま)

オキナヤマデス。

二、作 文

童話、童謡、通信文の簡單なるものを練習せしむ。

三、話 方

簡單なる話方の練習をさせる。この際言語障害者、吃音者を矯正する。

(イ) 言 語 障 碍

硝子……カラス。 錐……キツ。 蒲公英……タンボコ。……タンホホ。 ラクダ……ラクダ。

筆……フレ。 ドビン……ロビン。 火箸……ヒラシ。 鉛筆……エンペツ。……エンボツ。

狐……ケツネ。 アドウ……プロウ。 硯……スリ。……ススリ。 ラフック。……ドینگ。

左……ヒラリ。 スミレ……スミデ。 自動車……ジロシヤ。 ラツマ……ダツマ。

以上の如き言語障害を如何にして、正すかの例を次に示す。

例、硝子(カラス)

1、ガ | ガ | ガ | ガ | ガ | ガ |

2、ガガ | ガガ | ガガ |

精神薄弱者教育の實際

1、教育簿

年 月 日 天候 (氏名)
温度

正	誤	観察事項
		備考

↓

2、成績調査票

年 月 日 天候 (氏名)
温度

氏名	問題	(1)	(2)	(3)

3、讀方進度表

氏名	年月日	天候 温度	自何頁 至何頁	月日	天候 温度	自何頁 至何頁

3、ラ |
4、ガラ | ガラ |
5、ラス | ラス |
6、ス | ス |
7、ガラス

(口) 吃音

吃音者に對しては、次の如く五十音の練習より始む

- 1、ア、イ、ウ、エ、オ、
- 2、アイ、アウ、アエ、アオ、イウ、イエ、イオ、ウア、ウイ、ウエ、ウオ、
エア、エイ、エウ、エオ、オア、オイ、オウ、オエ、
- 3、アイウ、アイエ、アイオ、イウア、イウエ、イウオ、ウエア、ウエイ、ウエオ、エオア、
エオイ、エオウ、

1より3の練習を反復練習せしむ。

讀方教育に於ては、以上述べたる事項を、繰返し練習す、平易なる通信文を綴ることが出来て、讀み、書きが尋常四年生迄進めば、優良と認めなければならぬ。
讀方教授の際使用する、帳簿の形式を次に示す。

第三章 感覺教育

精神薄弱者中には、感官に欠陥を有する者あり、(例、葱の臭の不明なる者、色彩の觀念弱き者腕の筋肉の發達不完全にして、書方等に欠陥を生ずる者等種々あり。野外教授の際、一少年が葱を持ち來り、『先生これはなんだんね』と尋ねたり、『ごんな臭がするかね』と問へば『臭はありまへん』と答ふ。ヤイトバナ(葉を揉めば、惡臭を放つ)を持ち來り、臭を尋ねしに、不明。
桃色、紅色、橙色を赤と答ふ。

圓形、正三角形、正方形を描かしむるに、その形を成さず。
感官を練習するために、左記の教具を使用する

第一節 觸覺の練習

觸覺の練習は、指頭の練習を主とする。

左記の練習用具を使用する、用具の材料は日常吾人が使用しつゝあるものより採る(即ち現在少年が着用する制服、作業服、襦袢等の生地。學習帳其他の學用品、用紙類。手工用材料等より採る)

(1)

模造紙	紙ヤスリ (粗面)
-----	--------------

(2)

紙ヤスリ (細目)	模造紙	紙ヤスリ (粗面)
--------------	-----	--------------

(3)

紙ヤスリ (細目)	ボール紙	紙ヤスリ (粗面)
--------------	------	--------------

(4)

藁半紙	日本紙	畫用紙	模造紙
-----	-----	-----	-----

(5)

セル	紙ヤスリ (細目)	木綿
----	--------------	----

(6)

ラシヤ	ボール紙	コクラ
-----	------	-----

(1)より(6)迄は同一の高さとする、眼かくしをして、各面の粗密を答へしむ。

第二節 重量感覺(壓覺)の練習

一瓦宛の差異を有する二十個の同じ型の箱を用意し、重量識別の練習を行はしむ。

第三節 臭覺の練習

主として、野外に於て、花の香を識別せしむ四季に使用する材料を左に示す。

例

- (1) 春期
ニホヒタチツボスミレ。 スギトビ。 菜の花。 櫻の花。 モクセイソウ。
- (2) 夏期
ヤイトバナ。 ネギ。 ロードデントロン屬(クサギ)。 ニンドウ(ス井カズラ)。 ナツギク。 ドクダミ等。
- (3) 秋期
キンモクセイ。 バラ。 リヨウリギク。 ギンモクセイ。 マツタケ等の茸類。
- (4) 冬期
ヤブニツケイ。 ゲツケイジュ。 クスノキ。 アカマツ等の葉。

第四節 視覺の練習

一、長さ

三種の面を有する四角の棒を十個用意する。五種、十種、十五種、二十種、二十五種、三十種、三

十五種、四十種、四十五種、五十種の長さとし、十種以上は五種毎に、記號を付す。

十本の棒を混合し、長短の順序に並べる練習を課す、若し間違へて並べた時は、三角形の型が崩れ自らその誤を發見することを得。この用具は長さの單位(米法)を教へると同時に、簡單なる除法教授説明にも使用することが出来る。

二、形状

同一の、盤上に次の形状と、條件を備へたるものを抜切り、原型に切抜き板を嵌入することにより、構成能力と形状の觀念養成を主たる目的とする。

- (A)、圓形の大、中、小の全形。及びこれを、切斷したるもの計六種一組。
- (B)、正三角形の大、中、小の全形。及切斷したるもの六種一組。
- (C)、正方形の大、中、小の全形。及切斷したるもの六種一組。
- (D)、菱形の大、中、小全形。及切斷したるもの六種一組。
- (E)、梯形の大、中、小全形。及切斷したるもの六種一組。

以上各組の形状は、切抜き板に嵌入する様、製作し使用に際しては、切抜きを各組毎に混合する。混合したる形状を原型に、嵌入し、各形状を知覺させ構成能力を次第に敏速ならしむ。練習の順序は、圓形より始め、次第に梯形に移る。

三、色 彩

小型の色紙（黄、赤、青、緑、樺、紫色の六種）を机上に多く並べ、大型の色紙を見せて同じ色のものを選出せしむ。

第五節 筋肉練習

腕の筋肉（書方に必要な）を練習するために、本院收容少年より種々の暗示を得て、筋肉練習用具として左記の考案を試みつゝあり。

日常吾人の日撃する家屋、家具、動植物、交通機關、日用品等を圖案化したるもの、型を作る、使用者は各型を象り、着色することによりて、曲線、直線の練習を完了し、書方に於ける不發達の筋肉を伸ばさしむることを得。

この型は筋肉練習と同時に、圖畫、手工への階梯、色彩の練習ともなり、成績良好なり。以上は感覺教育の大要なり、感覺の教育は職業指導上、重要な關係を有すること勿論である。

第四章 結論

院生中には、圃場や院内から硝子や茶碗の破片や、小瓶や紙片等種々の品物を無意識に集めて來る者がある、そして集めて來た品物を大切に保存してゐる。この少年に對し、いくら不必要な品物を集めても、院の生活の上に、何等効果のないことを再三教へても、同じことを繰返す癖は止まなかつた然る年月を経過するに従つて次第に此癖も薄らいで來たが、幼時からのこの蒐集本能が強調して、盜

癖となつたのであつた、これはクレプトマニーといふ一種の病氣にまで進んではゐないが、智能低格に起因する道徳觀念の缺乏から來るものと考へて差支へないと思ふ。

徳川頼宣公の時代紀州領に親を殺した子があつた、その子は親を殺したことを惡事だとは思はないので、司直の吏が手を焼いた末、殿様が自らお取調べになつた。そして『是れは教へざるの罪なり』『是れ手が不徳の罪なり』と仰せられて、儒者に託して人倫の道を教へさせらるることとなり、日夜經典の講義を聞かせた結果、三年を経て初めて自分が惡るかつた、親不孝者であつたといふことを悟つたといふ話があるが、『教へざるの罪なり』とお仰せになつた頼宣公のお言葉は、我々保護事業に従事するもの、忘れてならぬ名言であらふと思ふ。

先生と少年との問答

問『泥坊までして耻かしいと思はぬか』

答『耻かしいと思はぬ、耻かしいとは、どんなことか知らぬ』

問『泥坊などゝ人に言はれて笑はれた時はどう思ふか』

答『そりや耻しいわい』

先生と少年の問答によれば、耻しいといふ言葉を知らなかつた者もゐた。（泥坊などゝ人に言はれて笑はれた時はどう思ふか）といふ問によつて、少年は泥坊といつて笑はれたことや、多勢の人々から指さされた過去の行爲を、思ひ出して始めて耻しいといふ言葉を知つたのであつた。即ち過去の行爲を反省させ、直觀させて統覺作用によつて（耻しい）といふ言葉を教へ、暗い過去

から明るい現在に生かして、將來も耻しくない生活をさせ様と教へたのであつた。(修省室に於ける院長と少年との問答の一端)

(耻しい)といふ言葉を知らなかつた原因は種々あるだらうが、本少年の境遇から考へてその環境が少年をこんなにしたことも、重きを置かなければならないが、輕愚である此の少年の素質にも原因する、これ等精神薄弱者を如何に教育するかといふことについては、第二編で本院に於ける精神薄弱者教育の實際を述べたが、この方法で讀方教育を施した一ケ年間の経過を次に記してみる。

一ケ年間に於ける讀方進捗表

氏名	進			度			備考
	國定教科書	四ヶ月目進捗	八ヶ月目進捗	十二ヶ月目進捗	十二ヶ月目進捗	十二ヶ月目進捗	
1	卷一	卷二	卷三	卷四	卷四	藤工科へ編入	
3	卷二	卷二	卷三	卷四	卷四	藤工科へ編入	
4	卷二	卷四	卷五	卷六	卷六	藤工科へ編入	
5	卷二	卷四	卷六	卷六	卷六	藤工科へ編入	
6	卷二	卷二	卷四	卷四	卷四	藤工科へ編入	
7	卷二	卷二	卷三	卷五	卷五	藤工科へ編入	
8	卷三	卷三	卷五	卷五	卷五	藤工科へ編入	
9	卷三	卷三	卷五	卷五	卷五	藤工科へ編入	

13	12	11	10	
卷三	卷二	卷一	卷二	
卷四	卷二	卷一	卷二	
卷五	卷四	卷二	卷三	
卷五	卷四	卷三	卷四	
				退院
				昭和三年七月早發性癡呆と決定

(備考) 讀本は尋常小學校國定教科書による。氏名は第一篇個性表の番號。

讀方は十二名中尋常一年初期から始めた者十一名。尋常二年初期から始めた者一名である。前者十一名につき一ケ年間に於ける讀方の進捗を要約すれば次の如くである。

進	度	人員	進	度	人員
尋常二年初期迄		一名	尋常三年初期迄		三名
尋常二年後期迄		五名	尋常三年後期迄		二名

讀方の進捗は、一ケ年が非常に早く、一ケ年を経過すると遅々として進まない。國定教科書を始めるに先立ち、前述の片假名練習盤及び練習用紙其他の方法で、片假名と平假名を教へる、左に約五ヶ月間に渡る片假名教授の成績を示す。

五十音中讀めぬ字

第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回
9月26日	10月15日	10月23日	12月4日	2月18日	9月26日	10月15日	10月23日	12月4日	2月18日
ウ	ウ								メ
オ			オ		モ				
			ク		ヤ				
コ					ユ	ユ			
シ					ヨ	ヨ	ヨ	ヨ	
セ				セ	ラ	ラ	ラ		
ソ	ソ	ソ			リ	リ		リ	
チ					ル			ル	ル
ツ	ツ		ツ		レ		レ		レ
テ					ロ	ロ		ロ	
メ	メ	メ			ワ	ワ	ワ	ワ	
ネ					井				
ヒ					エ	エ	エ		
ヘ	ヘ	ヘ		ヘ	チ	チ			
ホ	ホ								
マ									
ム									

右の調査表は、五十音の片假名を一應本人に讀ませて、讀めなかつた字を、五回に渡つて調査した結果を各回毎に示す、各回毎に讀めなかつた字數を要約すれば次の如くである。

- 第一回目 二九字
- 第二回目 一四字
- 第三回目 八字
- 第四回目 八字
- 第五回目 五字

第一回より第五回に進むに従つて、讀めない字が少くなつて來る、然し五回を通じて左の事實が現れて來る。

(一)

四回とも連続的に讀めない字	二字
三回とも連続的に讀めない字	四字
二回とも連続的に讀めない字	四字

(二)

五回調査の結果断片的に四度讀めない字	一字
五回調査の結果断片的に三度讀めない字	五字
五回調査の結果断片的に二度讀めない字	二字

(三)

第一回目は讀めて他の回数の時一字讀めなかつた字數	二字
--------------------------	----

右の結果は、本少年の聯想力が如何に、不確實であるかといふことが証明出來る。

前述の一ヶ年間に於ける讀方の進度も、右の假名練習に現れる結果を示す場合もある。右五ヶ月間に於ける、片假名練習より讀方、算術の進度を察するも、その教授が如何に困難であるかといふことが窺はれる。

これ等精神薄弱者の醸成する問題は、犯罪、失業、賣淫等種々の社會問題である、この精神薄弱に原因する反社會的少年を、教育の力によつて、如何にして陶冶するか、といふのが第二編に述べた教育の實際であるが、反社會的行爲に陥らない迄に、これを矯正しなければならぬ、これは普通教育

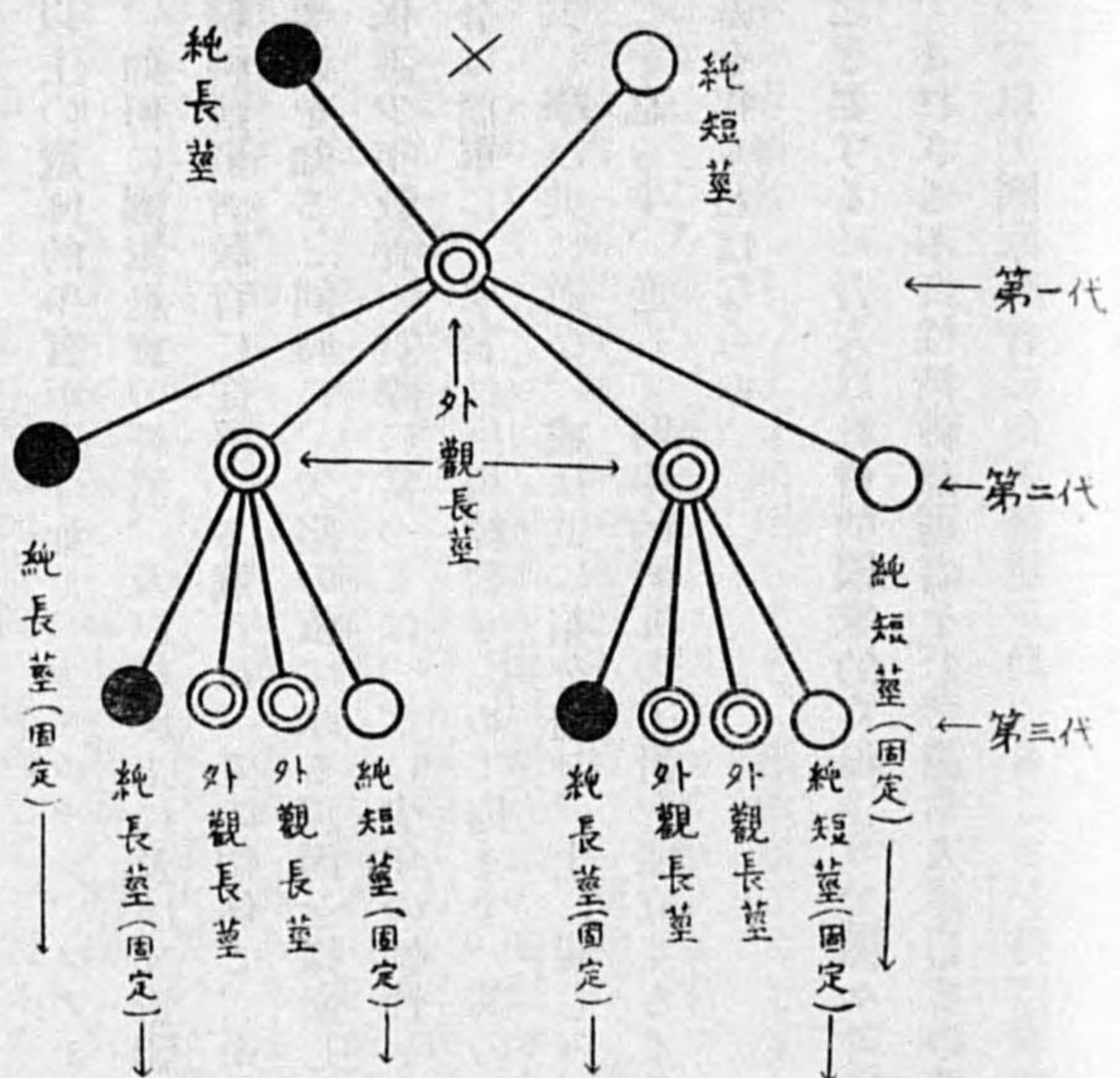
場に於ける、貧兒教育と共に補助學級の力に大いに俟たなければならぬ重大な問題である。
更に根源に遡れば、その生活状態の改良等種々の問題に蓬着する、生活状態改良については、遺傳學の力を借りなければならぬ。次のカリカック、ファミリイによつて、遺傳の力が如何に大であるかが判る。

一千九百十二年、ガツダード博士が、ヴァインランド研究所内に收容されたデボラといふ低能女の家系を調査した結果、カリカックの家系が發表せられた。

博士は非常な困難を犯して、百五十年前にさかのぼり、デボラの初代の父は普通人、母は低能の直系六代、四百八十人について調査せられた、その内百八十九名は幼兒死亡。私生兒。酒毒患者。癲癇。性慾的不道德者。犯罪者等で、残り二百九十一名は不明、或は普通であつた。

又、ジュークの家系の反社會的行爲について紐育州をして、一千八百七十七年迄の七十五年間に、一百二十五万弗の經費を要せしめた。

次にグレゴール、ヨハン、メンデル氏（西紀一八二二年七月墺太利國シレシア州、ハイツェン村に生る）の實驗した豌豆について、人工交雜を行つた結果を示す。



上圖に示す如く純系である豌豆の長莖と短莖とを交配すると第一代に於て、外観長莖の豌豆を得る。

この豌豆を自家受粉させたものを栽培すると第二代に於て、固定した長莖のもの一、外観長莖のもの（第一代と同じ性質のもの）二、短莖のもの一、即一對二對一の割合を得る。第三代に於ては圖示する如く、長莖二、外観長莖のもの四、短莖のもの二を得る、即ちこの場合長莖の豌豆が優性である。今メンデル氏の實驗を人間に當て嵌めてみると、普通人と精神薄弱者（俗に低能）と結婚して、精神薄弱者の方が優性であつた場合は、第一代に於て己に低能の素質を有

た者が生れ、第二代に於て（條件が叶へば）低能一、低能の素質を有つた者二、普通人一といふことになる、前述のカリカック、ファミリイや、ジュークの家系の様な結果に至ることである。遺傳を司るべき本体の遺傳質は、遺傳單位と稱する、遺傳原子の集合より成るものであつて、之を因

子（ファクター）又は單位形質（ゲン）といふ、遺傳單位そのものは變化することなく、離合集散すること、化學上の原子と同様である。

生物の各細胞には、生物の形質を表はす關係のある、總ての遺傳單位を有するものと認められてゐる。

以上の遺傳的事實が示す如く、カリカック、ファミリーや、ジュークの家系に於て、惡質の遺傳力が、如何に國家社會の經濟、及び精神上に及ぼす影響の大であるかを知ることが出来る。

精神薄弱者教育に従事する我々は、その個体と、系統的發生の狀況とを調査し、分類法を樹て發生の要素を知ると同時に、欠陥の依て來る原因を探究しなければならぬ。

保護少年教養の實際に當つては、常に少年の個性を重じ、自學自習の氣風を醸成し、教授は明確に、命令は簡單に、學習は反復練習せしめて倦まず。其の知情意の整理習熟に意を用ひ、自からも亦少年と共に學び共に遊び、或は共に花を培ひ、土に親しみ、自然の與へた恵に感謝しつゝ、自家の修養と研鑽とを怠らず、進みて科學的研究の方針を樹立すると共に、少年をして、自立自營の計を樹てしむるの基を作らねばならぬ。

之を要するに吾人は社會的國家的立場より、種々考究して、心理と醫學と教育の力によつて、世に恵ぐまればざる不良性精神薄弱者をして能く人としての性を盡くさしめ、平和と幸福の生活を樂ましめ依つて以て國家社會の向上發達を助くることを得ば幸甚である。

（附 記）

この稿は淺學菲才の身を恥ぢつゝ草しました、この實驗は教育の對照をしばらく觀つめてそれを、如何に取扱ふかについて種々苦心した結果得た私自身の體驗であります。

出來上つてみれば先人の思想や、方法が形を變へて隨所に窺はれます、然しこの私の調査研究を他の精神薄弱者にそのまゝ適用しても、無駄なことですし、又これを使つて教育の事に當られる方も、私の感じてゐる様な、感興はないだらうと思ひます。

特殊教育（補助學級、精神薄弱者教育）の問題は、議案の時代でなく、今や全國的に實行の時代に移りつゝあります、そして前述の徳川頼宣公の喝破せられた『不徳の罪なり』、『教へざるの罪なり』といふ聲が一般民衆の叫びとなるのも程遠くないと存じてゐます。

この際私の未熟な過去の記録を提供して識者の叱正を乞ふ所以のものは、大方の御示教に依つてこの拙い實驗を意義あらしめたいと思ふ微衷に外ありません。

思ひを七年の昔に辿る、大正十二年秋大震災火災の帝都を後にして西下の途次、浪速少年院に小川院長を訪ねて、其事業を見聞し、私も亦斯道に精進したき旨を語りしに、院長曰く『君アイウエオが教へられるか』と、私は卒然此奇問に逢着して、答ふる術を知らなかつたが、沈思暫らくして『拮据勉勵せば或はアイウエオを教へ得るに至らんか』と、院長曰く『可なり』と、斯くして私は職を本院に奉ずる事になりました。

後年私が精神薄弱兒型の少年の教養に没頭するに至つた端緒は實に茲に胚胎してゐるのです。

さて愈々實際に當つて見ると、何等斯道に經驗なく教育學も、教授法の一端をも知らなかつた私には、十七八歳の無學の少年に、どうして所謂『アイウエオ』を教へてよいか見當が付きませんでした。そこで先づ教育對照の本質を知らなければ、教授法も編み出されないと、氣がついて大正十三年一月十三日から、特に院長に願つて、學寮で生徒と親しく起居寢食を共にするの許しを得ました。そして八ヶ月間生徒の個性をみつめることに苦心しながら、教授法を種々考へてみました。

この八ヶ月間は私にとつて、實に貴い受難の時代でした、私は殆ど心が疲れて、真夜中頃滿身に月光を浴びつゝ庭園を彷徨したことが度々でした。時には學寮の窓から、空行く雲や瞬く星を凝視して深い思に沈んだこともありました。生徒間の六ヶ敷いイサカイや、訓育上の事や、教授上行き詰つた問題に出遭つた度毎に、私に新なる光と希望とを與へてくださったのは、院長先生でした。

その結果私は何を教へていたかいたでせう、それは私に慈父の心と、教導の眞剣さを教へて下さいました。私が學寮にゐた時、院長の一行に加はつて、大阪府警部、阿部須奈吉氏に案内されて大阪市内の貧民窟といはれる西濱、今宮、日東町を徹宵視察したことがありました。闇に蠢めく憐な少年の姿、場末のカフェーの頹づれた灯影、物皆私の心を暗くしました。この視察は私に教導の眞剣味を益々加へてくれました。何とかして少年の環境を轉じなければならぬ、保護教育の第一歩は環境の整理にあると氣付きました。

そして暗から光明へと導く教育の極意が朦朧げながら判りました。同時に教室の整理、直観による教育、個性に應じて教案を立てなければならぬといふことにも氣付いてきました。

昭和二年の春、伊豆大島藤倉學園に見學を命ぜられた私は希望に燃ゆる胸を抱いて靈岸島から船出して、其翌日波の彼方に三原山の噴煙を望んだのでした。此島に滞留數日、斯道の權威たる園長川田貞治郎先生の警咳に接し、親しく其提撕を受けて學理に、實際に、實に多大の益を得、精神薄弱者の教育につきて口頃思ひ悩んでゐた不安と焦燥とが一掃せられて一道の光明を認め得た欣びは何に譬へんものもなかつた。本稿を草するに當りて、今更乍ら川田園長御夫妻及學園の皆様へ感謝の意を表したいと思ふのであります。

精神薄弱者型に屬する保護少年の教養は實に至難中の至難事であり社會當面の重要問題である。一朝一夕にして能く其功を擧ぐべきでない。私は庶幾くは益々驚駭に鞭ち先輩諸賢の指導を仰ぎつゝ、斯道の爲めに精進したい。思へば可憐な少年の智慧の芽に、靈の光に、アイウエオの曙光を認め得るのはいつの日か。

精神薄弱者收容所退所後の成績

獨立生計	二八名
家庭保護の下に有給作業に従事	八六名
家庭の手傳	七七名
働く能力なくして家庭に在る者	五九名
拘留されしも判決を受けざりし者	二三名
刑務に服せし者	三二名
要保護者收容所に送致されし者	四三名
再收容されし者	六八名
死	五四名
計	四七〇名

(北米合衆國ウエーバーレイ收容所
ワルター・イー・フアーナルド博士による)

農園の施設經營並にその教育的効果

矯正院教官 千田光郎

人類がその健康を維持増進するために、土に親しむことの大事なるは、最早、議論の域ではない。自然の四大が、いかに吾人の生理と不離不即の關係にあつて、吾等の身心を支配しつゝあるかは、敢て私の贅言を俟たないであらう。然し遍ねく人口に膾炙して、猶ほ此の言葉程實際に顧られて居ないものも亦尠くない。土と水と光と大氣——耳にしたげけでも心の躍動を抑へ得ないこの言葉が、單なる概念の遊戯として弄れて居るに過ぎないことを嘆げかわしく思ふ。土を捨て土を忘れた大方が折角の天壽をそこなつて、その不幸が何邊に胚胎するかを氣付かずに、自らを陥れつゝある錯誤を多々目撃する。醫聖ヒポクラテースが二千三百年の昔、自然の妙趣を喝破して、これを醫なりと説いた。烈日の下に清新なる大氣を浴び乍ら、土に親しむことの出来る數時間を持つ者は、仮令それが苦役であつても私は貴いと思ふ、物質万能の醫術が、今や投薬を従として、精神に歸り自然に還りつゝある傾向が、何を私共に暗示して居るであらう、ジャンジャツク、ルツソーをして叫ばしめた自然への復歸は、古くして尙眞理である。

不幸な遺傳や不自然な環境、間違ひられた教育に、幼くして禍ひされた薄倖な兒童に、自然を紹介

農園の施設經營並にその教育的効果

することの緊急を私も痛感する、若しそれ良き環境と良き施設、善き教師とを併せ得て、天來の默示に日々兒童を直接せしめ得るなら、其の身心に及ぼす教育的効果は更に幾倍するであらう。私は此の大きな問題を揚げて、解説總記するに決して適者だとは考へない、僅かな經驗と淺薄な見聞が、恐らく何事もなし得まい事を杞憂しつゝ、稿を進める。

保護教育と農業

學校に學校園が無くてはならないといふ懸案は、随分古くから識者に議せられて居た、そのために師範學校が卒先して、農園を附設し農業を正科として課したことも決して新らしいことでない、今日の様でないとしても、そここの小學校には、お粗末乍ら學校園と言ふ様なものがあつた、荒れるまゝに荒れて、誰れも草一本引かない畑から、それでも春になるといろ／＼な草花が芽ぐんで、珍しい花を附けたことを記憶して居る、何んのために學校にこんなところがあるのか、教へても貰わなかつたが、知つて居る生徒も私達の學校には無かつた。知識を只本からだけ紹介して、それで教育が万事だとして居た當時の學校に、それでも直觀教育の先驅者が居て、曲りなりにもこんなものを設けて呉れたと云ふことが然し忘れられない。それから見ると此頃では、運動場と全じ様に、學校ではせひ學校園が無くてはならないものとされ、このために専任の指導者が任命さるゝと全時に、上級學校には正科としてこれを課すまでに到つたところも尠少でない。一方師範學校の農業科が一層充實され、門の著述なども出版されて、他日に備ふる工夫が凝らされて來た。然し學校園は、そのために少

しでも初期の目的を達成したであらうか？ 私は残念ながら、學校園は未だ明治の域を脱しないと言ひ度い。學校園が學童の學習に、必要であり、實際が教へる知識の、いかに有効で他に得難いかを、本當に自覺した教師の多數が輩出して、このために立たない限り、いかに形式が整へられて、百花が瞭爛と咲き亂れ、豐饒な果實がたわゝに結果しても、それが學校園眞の使命を果たして居るとは言へない。元より然し學校園は學習の参考に供するだけであつて、農業教育の基礎や研究は、補習教育以上の専門な特殊の教育に待つて完成す可きである、只こゝに眞に理解のない人士の形式と概念が禍ひして、折角の學校園が尙了解されて居ないことを、此の稿を進めるに當つて一言する。

學校園とは自ら別な目的を以つて生れて、學校園の精神を比較的生かして居ると思ふものに、保護教育の農業がある。然し若し此の教育を、多数兒童のために、一つの専門教育と混同したら、きつと失敗するであらう。私は保護教育の農業はどこまでも、此の中間に行く可きものではないかと思ふ。只特別な兒童のためにのみ専門な道を開きたい、我が浪速少年院では、其意味で農業に専科が設けられ、少數の少年だけが選ばれて、自活の計を樹てんとして居る。

私はアチコチで立派な感化院の農場を見せて頂いた、數の中には専門の教師を持たないと言ふところも多かつた。矯正院の農場は諸種の都合で、感化院と同一には行かない、然しこれ等の見學が、本院の農場を經營する上に、どんなに參考になつて居るであらう。今から七年前、矯正院が開設さるゝに當つて、私は農業の教師として雇傭された、學校を出て學校しか知らない私には、これから従事しやうとする特殊な教育に對して、不安と危懼とが大きかつた、然し盲目蛇におじすで、一方には大き

な抱負や美しい夢、生命を培しても立つ底の誠意や熱心も裡に感じて居た。私が鐵面皮にそう書いても、恐らく誰れも私を苦笑仕ないであろう、それは特殊な教育への進出を希ふ大方の、一遍は持つ筈な氣魄である。然し私の六年間に、困難や失敗長息も退轉も多かつた、今尙保護教育としての農場は、いかに經營仕可きものであるかに就て、動かない意見はない。——此の間に私は同僚や先輩から、親切な忠告や有益な意見の數々をきいた、惟ふに農業は目に見えるものを、持つだけ、言葉や文字でこまかせない、私はそれだけ此の稿がかきにくく思ふ。然し農業の目に見える方面だけのものを以つてして、保護教育の農業を批判するなら、それは早計である、農學校や農事試験場を參觀する様な態度で、感化院や少年院の農場を見て頂いたら私は一とたまりも無いと思ふ。不馴れなそして特殊な兒童の多數が、時には平衡を缺いた心で農場に出て來ることも少なくない、それだけ教師には忍耐や寛容が要求さるゝ。

院では作業の割當を私がして、二人の助手と五人の先生が出場して、七十名内外の生徒を指導監督してゐる。私共三人を除く他は、農業に就て専門な知識を持つた人は居ない。私は事情と經費が許すなら助手を増員して、作業の指導は農場の係員が掌握し、一二課の職員には、他の意味での助力を願つた方が良くはないかと言ふ意見を久しく持つて居た、然し保護教育としての農業が必ずしも専門教育でない限り、現在の制度を一層充實して皆に協力を願つた方が、より有効で然かも教育的な効果が舉り易いと言ふことを感じ出して居る。實業教育に就て經驗の無い職員の大多數が、受持たされた生徒を圃場に連行して、之を如何に指導教養す可きかに就いては、随分心を碎かれて居らるゝ模様であ

る、私は然し仕事の大様を説明するだけで、あとは出來るだけ皆の工夫と御意向にお任せ致し度く思つて來た、それは保護教育の農業は、農場教育であつて、農業教育ではないと思つたからである。然し望めることなら無論農業教育をも兼ねたい。尙私は事情の許す限り、幾度となく、圃場を巡視する、私は生徒を受持たないで、圃場を巡視して、専ら作業の指導をして欲しいと言ふ意見も度々あつた、そしてそう言ふことをして見たこともあつた、然し私は矢張自分にも、日々責任のある生徒を擔任して、生徒と協働することが大事だと考へて、巡視は私の事情が許す範圍に於てのみ、これを勵行することにして居る、一二課から出場する職員は毎日同一ではないが、農場に於ける指導には、不思議な程統一と方針とがついて居る、別に規定や農場訓と言つた様なものを設けなかつたが、久しい間には、農場の精神と言つた様なものがお互に徹したのである、僅かにこれだけが院の農場の誇りだと思ふ。職員には機會を作つて、農學校や農事試験場、その他篤農家の經營する農場などを、見學して頂くようお願いし、又院でも其便宜を計つて來た。殊に官舎に附屬させた小さな圃場に、皆がそれ／＼作付してお願し、勤務の餘暇に自ら肥培して、自家の庖厨を賑ぎわし或ひは少數の家禽や小鳥などを飼育して、趣味を高めつゝあることが、引いて農場に善き影響をもたらしつゝあるのであると思ふ。尙圖書室には、農業に關する多數の書籍の設備されて居る。久しい間に農業を解し農業に興味を喚起した二三の職員は、進んで研究を積むために、雑誌や書籍を購讀し或は度々篤農や専門家を歴訪して、研鑽に餘念ない人も居る。自ら進みつゝある教師のみが人を教へる權利があると、デヒテルエツヒが言つて居るが、夢は一夕にして成つても事業は一朝にしてならない。農業は特に悠長な仕事だ、五年六年とか

つて、立派な農を夫作り上げることが出来なくとも、専修生の大多数が社會へ出て失敗しても私は失望は仕ない、院の農場を通して少年達はさつと何かを印象して歸つて居る筈だ、私はそれを確信する。

圃場は出来るだけ整頓され、農具はいつも清潔に保たる、様留意して居る。仕事は能率の多寡を問はない、出来るだけ丁寧に小綺麗に徹底的に一事をやりぬく様躰け度く考へて來た、殊に土工の様な仕事でも私は受負と言ふ様な方法を探つたり、工程をいそがせたり仕てはならないと思ふ。其のかわり私は少し位工合が悪いと言ふ者でも、人並に仕事が出来ないと言ふ者でも、出場したら遊ばせては置かない。凡ての生徒に決して一様な工程を要求しない、故に只誠心誠意力の限り勵げますことが大事だと考へて來た、病人や年少者、能力の低劣な者や作業に熟達しない者が、どうして同一の能率を擧げ得よう。然し大体から言ふと保護少年の大多数はよく働くと思ふ、浮浪不頼の徒に伍して、久しく遊惰の風に染んだものでも、指導よろしきを得ば、勤勞の風習を涵養するに、さして困難ではないと思ふ。これ等を働かない様に仕向けたのは、矢張り環境の罪ではないかと思ふ。要するに農場では農業に關する技術を一方で授け乍ら、自然への趣味を喚起させ併せて、勤勞力行の精神を養成する事が大事だと思ふ。

作業中は雑談をさせない。饒舌な心には自然が叫びかけない、丁抹の農民高等学校では學生に不動な人生觀を扶植することが主で、農業を教へることは従なそうだ、先生も生徒も只黙々として農場に勞役する日の方が多いとき、然るに丁抹今日の隆盛は一つに農業に負ひつゝあることを、誰れか

此の學校に歸さないであろう。勞働の精神を自ら体得さすことに依つて、少年に芽生える自覺と信念は、他日必ず院兒を蹶起せしむるに無駄ではないと思ふ、殊に將來勞働に依つて自活せねばならない少年の大多数に、働けば自分も働けると言ふ自覺を持たすことの須要を痛感する、黙々として耕やし黙々として刈り、黙々として考へ、黙々として學び、黙々として行する裡に、自然がより善く少年を教導するのではないか、私は自分の受けた前後七ヶ年の實業教育をどうして、私をそう躰けて呉れた先生と學校とに深い感謝を持つて居る。

平日一般の作業は午后一時から始まる。やがて鐘がなる、休憩だ、二時四十分から三時まで、アチコチにさんざめかしい午后の二十分が来る、飛ぶ者跳ねる者、相模取る者、子供だからじつとはして居ない、石を投げる者もある喧嘩する者もある、或は先生を取りまいて畦畔の漫談に餘念もない一群も見受けられる。先生はこんなとき本當に子供を教へて居るのではないかと言ふ氣がされる。講堂での訓話や教室での授業は元より大事ではあるが、圃場に哲學がないと思つたらウツだ、與へた教訓や紹介した知識を本當に活かすのはこんな時にはないであろうか、それだけ教師は眞劍でなければならぬと思ふ。

時々參觀人や生徒の父兄を案内した院長先生や上席の教官が巡視さるゝ、そんな時でも生徒は思ひく起立して敬禮するに過ぎない、農場では作業の手順や監督區域の都合で、指導者の號令を待つて一緒に敬意を表することはむづかしい、そのために作業の手順を加減したり、農業の本質を曲げたりすることは、却つて殊更になり且虚禮に近くなることを思つて敢へて矯めない、見様に依つては啞の

様な労働者を、殊勝だとも取り又冷めたいとも思つて頂く様なこともあるであろう、然し鼻唄を歌つたり、雑談をしたり、口笛を吹いたり仕乍ら、此の種の兒童に作業を課したら、結局保護教育としての農業は精神に於て枯死するであろう。單獨で時折圃場を巡視する、院長先生でさえ、めつたに私共に話しかけなさはしない、それが物足りなく思ふ折もないではなかつたが、却つて一方で私共だけ私共に、深い教訓と勵げまじとを殘さるゝであろう、饒舌な人に自然はさゝやかない、口が動いたらきつと手足が一服するのである、踊るために躍る踊りでさへ、三拍子をきちんとそろへるには容易でないときく、農場は道場でなければならぬと思ふ、作業は一つの方便だとも言へるが、それ自身立派な目的でもある、専念することが大事だ、然し沈黙した心には又幾多の雑念が輻輳する、時に全く手を休めてうつとりとして考へ込む生徒を見ないわけではない。私は雑談を禁止することの大事を説いた、要は生徒自身をして自ら向ふところを工夫するためである、聖ニコラス同盟が『生きつゝ、學び學びつゝ、生きよ』と言ふことを修道のモットーとして居ると言ふことであるが、此の精神で進み雑念が一つ／＼整理されて、やがて獨自の世界が、裡に歸つて来る日を、兒童の一人／＼に將來さすことが出来たら、保護教育としての農業が帯びつゝある大事な使命の一半に副えたのだと言へると思ふ。作業は然しいかに課さねばならぬかに就ては、多々異論もあろう、私は然しどこまでも雑談と雑念とを區別して、飽迄雑談は之を禁止し度く思ふ、然しいつもそうしてどんな時にも絶対の尺度を當てはめることは、却つて此の精神を殺すことだとも思ふ。絶対とは妥協の無い境地であり、絶対には又融通があつてもならない。作業中と雖も話さねばならない話や、聞かねばならないことが澤山ある、

時に唱歌を歌ふ者があつたり、高らかに笑ふ子があつても、一概にこがめ立てすることはどうかと思ふ此處では壓迫や威壓や強制などを出来るだけ慎まねばならないのではないかと思ふ。時には平らかな心で彼等の不平や不服冷言痛罵などを聞いてやることも大事だ。放縱を默認してはならないと思ふが、出来るだけわだかまりなく伸びりとした心で、進んで作業に精勵さすやう仕向けることが要領だと思ふ、然し無論容易なことではない、保護少年大多數の性格や性行、各種の情實や情弊をこく窮知した上で初めて手加減し得可き酌量であろうか。院では嚴格な規律と嚴格な訓練を以て教養の精神として居る、これが院の生活を貫く精神である限り、よし圃場で土百姓をまね土工を課す折でも、決して折角な訓育から一步もぬく様なことはしない、始業でも終業でも、或は休憩でも、その號鐘に職員はどれだけ意を配し勵行を心掛けて居るであろう、然し時に必要な訓示や適切な教訓があつて、機會が作業の開始を延期したり、禁止されてある筈の雑談が試られて居ても、一概に農場の精神でないと思つてはならないと思ふ、眞の教育とは機會を活かすことであり、眞の教育者とは機會を活かす切る人のことだときく、方針や規定だけでは此の困難な教育は完成されない、殊に圃場などでは胸壁を撤して、師弟が打ちくつろぐことが少年の心情を育む上に於て大事だと思ふ、開院の當初院長先生が私共に訓示して、此處の教育は父子の關係であるとお仰られた、私共が嘗て意識して來た『先生』と言ふ様な概念を先づ自ら捨て、子供の心に喰ひ入る眞摯と誠實を持つてして、初めて此の教育は芽ぐむのであろう、それが少しも教師としての威嚴や品格を失墮することではないと思ふ。

ナボリの郊外に女子だけの感化院があると言ふ、歐州の爛熟した文明に浸り乍らランプを燈して、

ミシンを使用しない裁縫が、教室を兼ねた居間で毎日繰返されて居ると言ふ、無論先生がきまつた時間に、教壇から生徒に教へる様なことはしない、生徒と一緒に針を運びながら、髪の毛の白くなつた先生が時折ポツリ／＼昔語りをするのでさうだ、それがこの教育の凡てだときいたが、これが世界で有数な感化の實を擧げて居ると言ふことは、私が事新らしく書き加へるまでもないであろう、此の教育が私共に何かを暗示して呉れて居る様に思われてならない。

保護教育所に於ける農業の地位は、兒童の身心を陶冶薰陶する上に於て、他の何よりも重大である。と考へる、一此の過言を恐らく誰れも失笑しないであろう、然し事實に於て一分科としての農業教育は、未だ保護教育所に於て當事者にすら正當に認識されて居ないと全時に、農業教育そのものが、遺憾乍らその使命を完ふしつゝあるとは考へられない、耕地の大小や設備形式の如何は尙問はない、目に見えるものを越へて、兒童の魂に直接する意氣と誠實とを缺いて、此の教育を論議する者の、徒らに多いことを、自分も亦その一人として愧ぢる。蓋し保護教育所に於ける農業は、尙未開拓であると言へやうか、學校に於ける學校園と、その点甲乙無きを顧みて緊禪一番仕度い、

耕地

一万六千坪に餘る敷地の中、約四分の一を耕地として、果樹蔬菜花卉などを作付して居る、そして營造物を除く凡てを庭園の部に入れた、従つて庭園と呼ばれて居るものには松林、雜木林、道路、官舎の庭なども含まれて居る、院が土地を購入するまでは敷地に梨や葡萄の様な果樹が植栽されて居て

土地は可成り瘠せて居た、東北に緩斜した敷地の耕作されて居ない大部分には、丈なす雜草が繁茂して居てそのまゝでは作付の出来ない様な凹凸が多かつた、土質は礫質粘土で、乾けば緊縮して龜裂を生じ、降雨に逢へば當分圃場に踏み入ることの出来ない様なところも尙現にある、それに地下水位が浅く、そのために殊に夏作の栽培には苦心して來た。四季を通じてこれまでの六ケ年は、殆んど土工が主な作業であつたと言つてもいい、一步院内へ足を踏み入れたら氣分を一新する様に、敷地内を修飾仕度いと言ふのが、開院當初から院長先生の御意向であつた、先づ私共は樹を植えた、苗木を仕立てた、それが七年後の今日驚く程肥太生長して居る、敷地の一部に自然に實生した赤松が、いつの間にか私共の丈を没して、現在では立派な林相を見せて居る、最初ツルハシや唐鍬で耕起せねばならなかつた程に堅かつた耕地が、今では鍬で樂に起せる様になつて來た、赭色な土が段々黒くなつて行くのが目に付く、土地改良と言ふ様なことを、やかましく騒ぎ立てたこともあつたが、そう一氣に成就する可きことではない、無論經費をかまわないと言ふのであつたら、こんなことでもするが私は然しこう言ふことは、此の種の農業では矢張り徐々にやり遂ぐる方が本當だと言ふ氣がする、それが一つの教育であり學問だと思われる。こんな土地で作物が出来やうかと思つたこともあつた、専門の教師がついて居て、此の成績はどうだと、笑われそうな收穫も一再ではなかつた、だが事に當る者の苦心は局外者には容易に解るものではない、此の秋だけが農業の總決算でないと思つて堪へ、自ら引締めた日もないではない、作付のことはあとでかくが、そんな時にはトラビストのことを想つた、修道士の手にかゝると、どんな荒蕪の地でも不毛の丘でも、やがて麥が實り牧草が青く繁ると言ふ、不斷の

努力と精進とがいつか吾等にも宿望を達成さす日の来ることを信じて自を鼓舞した、敷地は漸くかうしてプランに副ふて来たが、然し土地と地形に従つて計劃されたプランで、設計に土地を副はせたのではないから、無理もあればおかしところもないでない、決して耕地としての理想が完成されたのではない。今後はいろいろな事情で之迄手をつけることの出来なかつたところや、空地を利用修飾して、院の面目を更に新らしく仕度い。

耕種

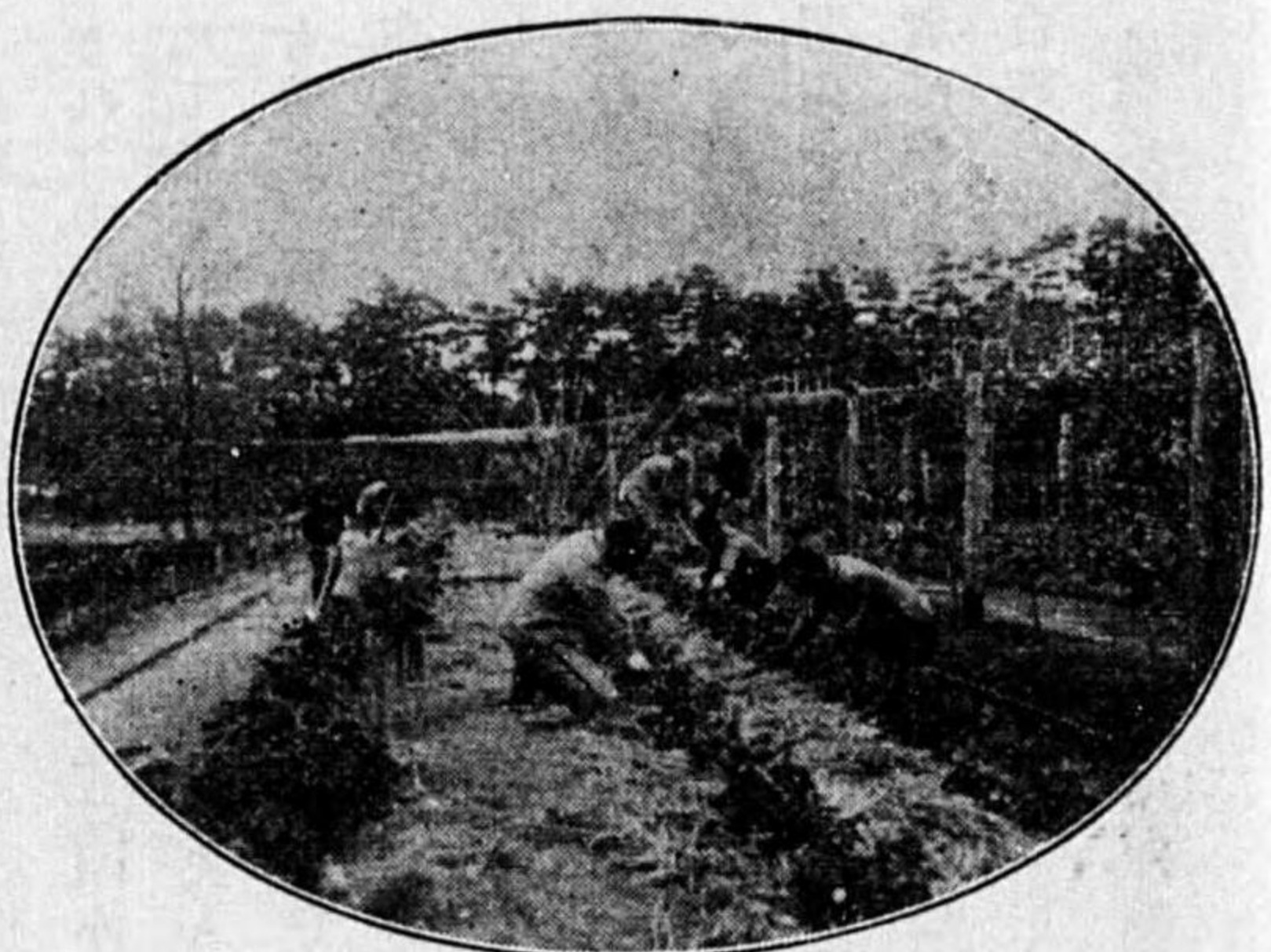
園藝作物中比較的栽培が容易で、利用の途の廣いものを、主として作付することにした、最初は院の事情や生産物の處置に就て、知るところが無かつたため、廣く作付して兒童の参考に資することを主としたが、それは徒らな繁瑣と手数を要するのみであつて、生産物の處置に困惑したため、最近では夏作も秋作も數種類に限定して、専ら院の炊事で、利用するものだけを作付することにして居る。作付された作物が院の需要と密接な關係を保たす様に工夫することは大事だが、農業は農業として、一つの使命を持つて居ることを忘れてはならない。言ひ換れば兒童に新鮮な野菜や果樹を、安價に豊富に供給するために、農業が撰定されたのではなくて、兒童が營々として生産した作物を、院では出来るだけ上手に、利用するのだと言ふことを判つきりして置く必要があると思ふ、家庭が庖厨を賑わすために、道樂に畑いちりするとは違ふ。少なくとも氣分に於てはそうありたいが、家庭組織の感化院が、家庭の兒童を使役して、家庭に必要な作物を家庭のために、アチコチに作つて、隨時之を帳簿に關係なく利用するのは、亦院の農業は區別されねばならない様な氣がする。無論利用を無視して生産が企圖する可きでないが、保護教育の農業には利用と生産とを遙かに越えた先きに、尙ほもう一つの意義と使命とがあることを自覺せねばならない。

圃場からの生産物は、いつも大抵の場合、農家の様に上手には行かない、先きに保護教育に於ける農業を見學する人に、農學校や農事試験所を見る様な意りで見頂いては困るごかいた、農事に経験も知識も持たない兒童の多くが、強ひられて餘儀なくやりかけた仕事である、永い間には無論趣味や理解を喚起しないではないが、最初から最後まで嫌で仕方なく過して仕舞ふ子も多い、或ひは切角興味を持ちかけて、技能に熟達しかけて来た頃には、他の科へ轉せられたり、退院が近くなつたりする者もある、かうして新しい者が次々と這つて来る。開院の當初には一人一人に鋤の持ち方や草の刈り方、雜草と花卉の區別などを一々教へねばならなかつたが、此の頃では古い生徒を見習つて、ごうやら似た様な仕事をする。百姓は一生がりの工夫だと言ふ言葉があるが、僅かな經驗とほんの一寸な知識でいゝ作物が作られる筈はない、殊に働きたくない兒や、先生の目を偷んで怠けようとするけやうと考へて居る兒の大多數が、いや／＼やることの多い百姓ごとである、念の入る筈もなく良く出来る筈もない。然しものごとは又見様だとも思ふ、そうした子供が土を起して種を播いて、雜草や病虫害の様な天敵と闘つて、赭色な畑から、牛の角の様な大根でも筍の様な菜葉でも、生産し得たと言ふことは、殊勝な努力ではないか、彼等の勤勞に對する自然の正當な應報が、何よりもそれを立証して居て呉れるのが有難い、土の上で大きくなつた百姓でもうまく行くことの少ない農産である。石ころ

の様な芋でも收穫のときになると、腫を輝かす子等を見るがい、仮令齒痒い勞役でも意に満たない仕上でも、一生懸命な時には寝てやらねばならない、然し仮令かきそめな勤勞でも、許して受け容れてやらねばならない折の方が多い。要は半日の勞働にどれだけ児童がどれだけ性根を打込んだかと言ふことにあるのだと思ふ、然し全々勤勞しなかつた日でも、この教育は零であると思つてはうそだ。生産の多寡や品質の上下、勤勞の如何だけを持つてして、農業の成績を決定して仕舞ふことは速断である。然し善き勤勞と十全な肥培は、土質や天候天敵などに打ち克つて、善き收穫をもたらすことは事實である、いかにして善き農夫を訓育し、いかにして良き收穫を擧げるか、これが教師としての私共に残された課題であると思ふ。

果 樹 園

果樹園には、梨、桃、葡萄、柑橘、無花果、莓、樹莓などを植栽して居る、土地が瘠薄で起伏が多かつたから、最初果樹園を相等澤山作つて見様と考へた。三段に餘る果樹園中、葡萄と梨を主とした、各種の果樹が最近漸く結果樹齡に達したが、今までは果樹を多くしたことを悔いて居る。熟期が一齊に來ない果樹は殆んど收穫を見ずに仕舞ふ様な年が多い、作業中監督が不充分であると、どうしても、子供に不心得を起さす機会がかうした果樹に多い、自制の足りない児童に、機會を多からしむるのだから無理がないと思ふ、然し一つには躑躅様にもある、現に今から三、四年前の生徒は、殆んど農作物に手を觸れなかつた、だが絶対に不心得を起させないと言ふことはむづかしい、普通兒を教育する



果 樹 園

學校できえ、大事な備品や見本園の大切な作物が無くなつたりすることが珍らしくない、要は反復誨告して惡癖を矯めねばならないのであろう、物を盗る心理は決して單一な動機にのみ基因はしない。之を要するに果樹園は將來相等縮小する必要があるであらう、殊に果樹の栽培に關する一般の技能は、短期に兒童の凡てに教授することは困難である。故に熟期の齊一でないものは、此の種の農場では、見本の程度に止めて、收穫を目的とせずアチコチに散植したらごんなものであろう。私の見學した感化院の中で、修徳館を除く外移轉する前の愛知學園で、立派な果樹園を見ただけである。特殊なところでない限り、果樹作付は相等困難なものと思ふ、然し全々果樹を植栽しないと言ふことは問題だと思ふ。盗られても仕方ないから一通りは植付けて置きたい。殊に技術者が居るなら、整枝の見本園位

いあつたら尙床かしい。

蔬 菜 園

地下水位が浅く土地が粘重で、最初蔬菜の作付に困難した。分けても夏作は旱魃と虫害で所期の收穫を擧げられない年の方が多かつた、最近では土質も幾分改良され、作土も深くなつて、周到な管理さへ怠らなかつたら、どうやら收穫を見られる様になつた、一つは指導者としての私共に、經驗が積まれたのもあろう、或る保護団体を見學したとき、その先生が斯う私に話してきかした。私共は凡て農業に經驗を持たない、農夫も居ない、だから垣根越しに他をのぞいて、百姓が種を播けば私共も播き、百姓が肥をやると私共もやる、百姓が草を刈る時には私共も刈り、水をやるときには私共も亦水をやる、そこは農業を經營するに決していゝ地勢でもいゝ土質でもなかつた、然し似ねて居るにしては餘りに作物が良く出来て居て私を教へた。僅かばかりの知識や狭い經驗が、鋤を把つて大地に望むとき、それは幾何の權威でもない、學校や書物から得た知識を頼り過ぎて、獨斷と偏頗を捨てないと農業は失敗する、一地方の耕種が決してそのまゝ他地方に適用出来ない、農事は分けても郷に見習ふことの得策を教へられた、そこでは相次いで永い間の經驗が百姓を教へて居る、始めて百姓する者は少くも、垣根から他をのぞく必要があるであらう、我に執し過ぎることは賢い道でない、然し百姓の様に只仕來たりだけに寄つて、智識や研究を顧ないと言ふことも無論無謀である。

次に院で作付して來た蔬菜の種類を列記する。耕種の概要や管理の要点などに就ては、煩に堪へないから一々書かない、然かもそんなことは又何人の參考にもならないであらう。

茄子、蕃茄、甜瓜、西瓜、越瓜、南瓜、豌豆、蠶豆、枝豆、玉蜀黍、白菜、甘藍、小松菜、京菜、渡稜草、蘿蔔、蕪菁、甘藷、馬鈴薯、里芋、葱、葱頭、草莓。

花 卉 園



花 卉 園

農園の施設經營並にその教育的効果

花卉園は主として松岡教官が擔當して呉れて居る、内外の花卉を廣く集めて、四時花を絶さないやう工夫されて來た、院は何んと言つても春が最も綺麗だと思ふ、次々と美しい花が頭を上げて來て、八月に這つて一寸寂びれるが、九月から又色彩がいよゝ／＼と、秋に應わしい鮮麗な花卉の多くが妍を競う。最近蔬菜を作付するために花卉園を止むなく縮小したが、そのかわり庭園や空地を利用して、隨所に花を見られる様にした、花卉は切花として僅かに市場に出される他、院内で寮や教室食堂その他の裝飾に切られる、大部分は畑で散つて仕舞ふと言つてもいゝ。収益を顧みないと言ふ非難もないではないが、花が咲いたと言ふだけ

で、そして生徒がそれをよろこんで呉れたと言ふだけで、百姓達がそれを金に換へただけの値打ちは得られたのではないかと思ふ、無駄を恐れては大部分が無駄に了へ勝ちな、此の事業を本當に理解されない。花を切つて賣ることも一つの教育だ、然し咲いた花がやがて散ることを教へ、それが又實を結ぶ過程であることを覺わさすことも、より大事な教育ではないであらうか。情操とか直観なんて、むづかしいことを言はなくとも、斯うして居る間に、いつとはなく自然が兒童の心に喰ひ入るのだと思ふ。留岡幸助氏が、感化教育は自然と人間との共同事業であると言はれたそゝであるが、神経を鋭らし過ぎてソロバンなどを持つと、却つて折角の教育が活きないと思ふ。

園藝を専攻しなかつた少年でも、卒業した後手紙を寄せて、花や野菜を作つて見たいと言ふ者が澤山ある、種子や苗を分けて欲しいと、たのんで来る者には、出来るだけ便宜を計る様心掛けて居る。夜店や市で買つて來たのだと言ふ植木や鉢植を、卒業した兒の家で見せて貰つたこともある、大輪の朝顔や小菊の懸崖は、斯うして作つた方がいゝと言つて、私に教へて寄越した卒業生もあつた、院へ來て草や木に名のあることを初めて知つたと言ふ生徒も随分ある。僅か乍ら自ら百姓した經驗のある者の目を以て、店頭や庭木をながめたら、深い感慨や鋭い觀察、純な愛情などが動く筈だ、煤煙と喧嘩の都市に歸つて、よし暫時自然を忘れることがあつても、郊外に出たら或は遠くお使に出された折など、きつと院で覺へて來た雑草や、石ころに、めぐり合すであらう、彼等の思出の戸を遠く閉ざして居た大地の知己、いみじくも忘れ得ない朋輩に逢ふ日の喜びは又別なものだ、院を卒業して北海道に歸つたIと言ふ少年が、先年鈴蘭を澤山院長先生に送つてよこしたことがある、遠方からの輸送で

花も葉も弱つて居た、香も薄くなつたがとお仰つて、院長先生が私共に見せて下された、それがから／＼に枯れるまで先生の書齋から捨てられなかつたのを見て、そのことがいかに先生をよろこばせたか、窺はれた。船に乗つたKが濠州で買つて來たと言ふ山い蠟石や、鑛山の近くに歸つたYが、金を含んで居ると言つて、理科の参考に送つて呉れた鑛石なども尠くない。

庭園

庭園と呼ぶ程に目立つて綺麗なところはないが、院内が然しどこを見ても、氣持のいいものにまで仕上げたいと考へて來た。このためにアチコチの空地に柵を廻ぐらしたり、池を堀つたり樹を植へたり土を盛つたりして、それ等を一つの道路に結びつけた。圃場も溜池も官舎の庭も、一つの統一を持つた庭園として考へたい。然し無論未だだけのことだ完成されたと言ふのではない、今までは只無暗に土を堀つたり丘をくづしたり、谷を埋めたりしたゞけで、本當に庭園として院内が修飾さるゝのはこれからだと思ふ、一步院内へ足を踏み入れたら、自づと精神が爽快にさるゝ様にどの希ひは、必ずしも空想ではないと思ふ。先年富士山麓に旅行して、カソリックの僧侶ドルワールド、デ、レゼー氏が經營して居る、復生病院を見た、七月の下旬であつたが、橋を渡つた直ぐ入口の簾に、山百合が澤山咲いて居た、綺麗に刈込まれた芝生の庭や、アチコチの茂みに点在する奥床しい塑像、院内を廻つてたくみに劃かれた美しいカーブの道、分けても病室の前に設けられた花壇には、この炎天を凌いで百花が瞭爛と咲き亂れて居た、どこを見ても箒目がきちんと立てられて、紙切れ一つその邊に散